

国土強靱化年次計画2026

(素案)

令和 8 年 月 日

目 次

(頁)

はじめに	1
第1章 2026年度（令和8年度）の国土強靱化の取組について	2
1 国土強靱化年次計画2026の策定及びこれに基づく施策の推進	2
（1）年次計画策定の趣旨	2
（2）施策グループ推進のための施策の充実・強化	2
1）国土強靱化政策の展開方向	2
2）実施中期計画の策定と推進	2
3）地域の強靱化の推進	3
4）官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化	4
5）世界の強靱化の主導等国際貢献の推進	5
（3）指標の充実によるPDCAサイクルの強化	5
（4）国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進	6
1）「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進	6
2）リスクコミュニケーション	6
（5）防災・国土強靱化分野の成長戦略の推進	6
2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し	6
3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化	7
第2章 各施策グループの推進方針等	8
1 概要	8
2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための 主要施策	13
第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の 実施結果	61
1 5か年加速化対策の実施結果（事業費ベース）	61
2 123対策の実施結果	61

(1) KPIに基づく目標達成状況	61
(2) 取組事例と効果発現の状況	62
1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	62
2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	63
3) 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	63
3 令和6年度（2024年度）決算完了時点の予算執行状況	64
4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート	65
第4章 第1次国土強靱化実施中期計画の進捗管理	227
1 実施中期計画の進捗状況（事業費ベース）	227
2 施策間連携等の強化による国土強靱化の取組の実効性確保	227
3 グリーンインフラ活用やGX推進に向けた取組	228
4 進捗状況の「見える化」	229
5 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域におけるフォローアップに に向けた取組状況	229
6 事業実施環境の整備に関する取組状況	230
7 財源確保方策の検討状況	231
8 第1次国土強靱化実施中期計画推進施策別評価シート	232
附属資料（別紙）	290
(別紙1) 施策・指標一覧	291
(別紙2) 国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等一覧	335
(別紙3) 令和6年度（2024年度）決算完了時点の予算執行状況	339
(別紙4) 第1次国土強靱化実施中期計画「推進が特に必要となる施策」の 進捗状況見える化	354

1 はじめに

2
3 政府においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する
4 国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）の公布・施行以来、
5 「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定。令和 5 年 7 月 28 日最終変更。以
6 下「基本計画」という。）に基づき、継続的に防災・減災、国土強靱化に取り組んできた
7 ところである。令和 5 年 6 月には、基本法に新たに国土強靱化実施中期計画の策定や国土
8 強靱化推進会議を位置付けた一部改正法が公布・施行された。基本法の改正の後、政府は、
9 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定。
10 以下「5 か年加速化対策」という。）の実施状況の評価等を経て、令和 6 年 6 月に、「第 1
11 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）
12 を閣議決定した。

13 基本計画、実施中期計画等で定められる国土強靱化の取組を円滑・着実に推進するため
14 には、当該年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管
15 理するとともに、施策の充実を図るという PDCA サイクルをさらに充実させることが必要
16 である。そのため、政府は、毎年度「国土強靱化年次計画」（以下「年次計画」という。）
17 を策定し、国土強靱化施策の進捗を管理してきたところである。

18 令和 3 年度から 7 年度までを計画期間とする 5 か年加速化対策は、河川氾濫や土砂災害
19 等に対してハード・ソフト両面から着実に効果を発揮してきた。また、物価上昇の中でも、
20 新技術を活用してコスト縮減や工期短縮が図られるなど、その実施プロセスも含めて多く
21 の成果が得られたところである。一方で、物価上昇等を要因として、当初の目標が達成で
22 きなかつた施策も一定程度存在する。これらのことから、実施中期計画の推進や基本計画
23 の次期改訂に向けて、5 か年加速化対策の成果と課題を取りまとめる必要がある。

24 実施中期計画は、5 か年加速化対策の評価や、令和 6 年能登半島地震や令和 7 年 1 月に
25 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等の反省を踏まえて、令和 6 年 6 月に策定された。
26 実施中期計画策定後も、首都直下地震の新たな被災想定が公表されるとともに、林野火災
27 や大雪等による被害が多発するなど、その施策の重要性はさらに増している。また、人口
28 減少など事業実施環境が変化する中であってもその施策の実効性を確保するためには、広
29 域連携・分野間連携・関係府省庁間連携をはじめとする施策間連携に取り組むことが重要
30 である。

31 これらの観点を踏まえ、実施中期計画の施策を 5 か年加速化対策と切れ目なく着実に推
32 進し、その実効性を高めるものとして、「国土強靱化年次計画 2026」を取りまとめる。

1 第1章 2026年度（令和8年度）の国土強靱化の取組について

3 1 国土強靱化年次計画2026の策定及びこれに基づく施策の推進

4 (1) 年次計画策定の趣旨

5 国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた 35 の
6 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策グループ（以下「施策グループ」
7 という。）を不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗
8 管理を徹底することが重要である。また、5か年加速化対策では、更なる加速化・深化を
9 図る取組について、令和7年度の目標や事業規模の目途等を定めている。計画期間を終え
10 た現時点において、その実施結果のフォローアップを適切に行うことは、本年度に初年度
11 を迎える実施中期計画の取組を進める上で重要な土台となるものである。

12 こうしたことから、毎年度、おおむね向こう1年間に取り組むべき具体的施策の企画・
13 計画（Plan）、優先順位を付けた計画的な実施（Do）、重要業績評価指標（以下「KPI」と
14 いう。）、ベンチマーク指標等を活用した結果の評価（Check）、進捗状況に応じた修正、必
15 要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるという PDCA サイクル
16 を通じて、国土強靱化の取組のスパイラルアップを図ることが必要である。

17 このため、基本計画第4章1（1）に基づき年次計画を策定し、施策グループの推進方
18 針や主要施策、進捗管理、国土強靱化における効果検証のための KPI 等を示すこととし、
19 これに基づき、必要な予算を確保し、国家百年の大計として、オールジャパンで防災・減
20 災、国土強靱化を進めていく。

22 (2) 施策グループ推進のための施策の充実・強化

23 基本計画や施策の進捗状況、実施中期計画等を踏まえ、各施策グループに新しい施策を
24 追加するなど充実・強化を行い、第2章の各施策グループの推進方針に基づき、同章の主
25 要施策及び附属資料（別紙1）施策・指標一覧に取りまとめた 405 の施策に取り組む。

26 施策グループの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト
27 対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、
28 地域の強靱化の推進、民間の投資や取組の促進、国土強靱化における国際貢献等について、
29 以下を踏まえて推進する。

31 1) 国土強靱化政策の展開方向

32 基本計画第1章4のとおり、①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管
33 理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、
34 ③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事
35 業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」の
36 国土強靱化政策の展開方向に沿って取組を進める。

38 2) 実施中期計画の策定と推進

39 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する千島海溝地震や日本海溝地震、
40 首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、
41 国家・社会の重要な機能を維持するためには、着実に効果を発揮している「防災・減災、
42 国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）や5か年加速化対
43 策に引き続き、令和6年能登半島地震や令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没
44 事故などの教訓を踏まえつつ、国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図る必要がある。

45 取り分け、死者が最大約 29.8 万人、資産等の直接被害が約 224.9 兆円とも推計される

1 南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害の発生を見据えれば、国民、事業者、地域、行政
2 等のあらゆる主体が総力を挙げて、国土強靱化の取組を推進する必要がある。

3 このため、令和7年6月に実施中期計画を策定し、①「国民の生命と財産を守る防災イン
4 ンフラの整備・管理」、②「経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフ
5 ラインの強靱化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害
6 時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層
7 の強化」の各分野について国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、「推進が
8 特に必要となる施策」として、関係府省庁の枠を越えた流域治水対策、道路施設、上下水
9 道施設や基幹的な農業水利施設等の予防保全型メンテナンスへの早期転換、自動施工技術
10 の活用等のフェーズフリーなデジタル体制の構築、スフィア基準を踏まえた避難所環境の
11 抜本的改善等の114の対策について中長期の目標を定め、令和8年度から12年度までの
12 5年間でおおむね20兆円強程度（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）
13 を事業規模の目途としつつ、重点的かつ集中的に対策を講じていく。

14 なお、人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供
15 給にギャップが生まれつつある分野もあることから、将来の担い手確保・育成やデジタル
16 等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実
17 施環境の整備については対応が急務であり、関連する施策を強力に推進していく。

18 19 3) 地域の強靱化の推進

20 国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体においても、国土強靱化地域計画
21 （以下「地域計画」という。）に基づき、それぞれの地域が直面する大規模自然災害等の
22 リスクを踏まえ、総合的かつ計画的に各地域の強靱化を進めることが不可欠である。また、
23 地域の強靱化を進めて被害の最小化を図ることは、地域住民の生命と財産を守るのみなら
24 ず、経済社会活動を安全に営むための地域づくりにつながり、地域の経済成長、持続的な
25 発展の基礎となるものである。このため、地方公共団体による地域の実情を踏まえた地域
26 計画の内容充実を支援するとともに、地方公共団体が地域計画に基づいて進める取組の実
27 効性向上を図り、地域の強靱化を一層推進する。

28 29 ① 地域計画の内容充実

30 平成25年の基本法制定以降、地方公共団体による地域計画の策定を支援し、促進を図
31 ってきた結果、令和8年4月1日時点で、全都道府県及び全国の99%以上に当たる
32 1,734市区町村【P：後日更新】で地域計画が策定されている。今後は、未策定市町村に
33 における早期の計画策定を図るとともに、策定済みの地方公共団体における地域計画の内
34 容充実を図る必要がある。

35 地方公共団体が地域計画の策定や内容充実を行うに当たっては、地域特性を踏まえた
36 長期的な視点に立ち、総合計画やまちづくり計画との連携強化を図り、効率的・効果的
37 に検討・調整を進めるとともに、地域レベルでのシミュレーションに基づく災害リスク
38 評価を通じて定量的に弱部を把握すること等により、優先的に行うべき対策を整理する
39 ことが重要である。このような地方公共団体の取組を促進するため、「国土強靱化地域
40 計画ガイドライン」や「国土強靱化に資する各都道府県／市町村独自の施策・事業事例
41 集」等を活用しつつ、地方公共団体の首長・職員等を対象とした説明会（出前講座）や
42 地域計画の内容充実に取り組む地方公共団体の伴走支援、計画の内容充実に係る個別の
43 相談への対応等、きめ細かな支援を実施する。

44 45 ② 地域の強靱化の促進

1 地域の強靱化を推進するためには、地方公共団体が地域計画に基づく取組を着実に進
2 められるよう、地域における強靱化の取組の実施体制を整備するとともに、関係府省庁
3 が所管する交付金・補助金による支援を効果的に行い、地域計画に基づく取組の実効性
4 を向上させることが重要である。

5 地域の強靱化のための実施体制の整備については、ハード・ソフト両面にわたる施策
6 を総動員して取り組んでいく必要があることを踏まえ、地方公共団体の全部局が参画し
7 た体制とすることはもちろん、取り分けソフト施策を実効性あるものとするため、地域
8 住民や地元企業が自らも「強靱化の一員」であるとの意識を高め、主体的に参画できる
9 体制の構築が不可欠である。そのため、「国土強靱化地域計画ガイドライン」や「コミ
10 ュニティ・レジリエンスに関するガイドブック」等も活用しつつ、地域計画の検討段階
11 や地域計画に基づく施策の実行段階など、様々な場面で多様な主体の参画を得て地域の
12 強靱化を進めている先進事例を紹介するなど、地方公共団体が取組を進めやすい環境整
13 備を支援する。

14 国土強靱化に資する関係府省庁所管の交付金・補助金による支援については、「地方
15 公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする交付金・補助金メニューリスト」
16 により活用可能な交付金・補助金を分かりやすく提示するとともに、地域計画に明記さ
17 れた取組への交付金・補助金の重点化（優先採択や重点配分）等を進めること等によ
18 って実効性向上を図る。

20 4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化

21 国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事
22 業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の
23 自助や共助の活性化、民の力の公助への活用をさらに進めていく必要がある。

24 ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野において
25 多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす可
26 能性を秘めており、競争力の強化につなげ、我が国の持続的な経済成長に貢献できるよ
27 う、取組を強化する必要がある。

28 企業の強靱化に関しては、企業活動の停止・経済的損失を防止する観点から、企業が
29 適切に災害リスクを認識し、それを回避・コントロールし、必要に応じてマーケットに
30 転嫁（リスクファイナンス）すること等が重要である。

31 洪水、高潮、津波、地震・液状化、土砂災害及び火山といった災害リスク別のハザ
32ードマップについては、整備が進展し公表されるとともに、建築基準法による災害危険
33区域の他、洪水、津波、土砂災害に係る土地利用規制により、住宅等の建築や開発行為
34等に対する誘導がなされている。企業の事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定は、
35大企業・中堅企業とも着実に上昇している一方、人材不足やスキル・ノウハウ不足が障
36壁になっている状況もある。また、災害保険の普及促進の取組が進められている。

37 自主的な防災減災投資の拡大に関しては、民間資金を活用した防災インフラ投資につ
38いて、PPP/PFI の活用が進んでいるものの、事業収入の活用は一部にとどまっている。
39 また、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した先進事例が生まれて
40 きている一方、ソーシャル・インパクト・ボンドについては、事業成果の可視化や成果
41 に対する関係者間の合意形成等に課題がある状況にある。さらに、国土強靱化を資金使
42 途とする地方債（レジリエンス債）を発行する地方公共団体が出てきているとともに、
43 地方公共団体と民間企業等との協定締結による企業のリソースを活用した国土強靱化の
44 取組も広がりつつある。

45 こうした状況を踏まえつつ、引き続き、BCP 策定等による企業の強靱化や企業による

1 自主的な防災減災投資が促進されるよう、適切な支援を行う。

2 くわえて、国土強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を
3 推進するため、引き続き、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等
4 を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強靱化に資する自主的な民
5 間の投資を誘発する仕組みを構築していく。企業版ふるさと納税、クラウドファンディ
6 ング、既存（民間）ストック活用及び官民共同出資等による民間資金活用の促進や事例
7 収集、事業成果の可視化と連動したソーシャル・インパクト・ボンド等新たな手法の検
8 討を引き続き進める。

9 さらに、国土強靱化に関する内閣総理大臣（国土強靱化推進本部長）賞等を通じて、
10 民間による国土強靱化に資する先導的な取組の促進・波及を強化する。

11 5）世界の強靱化の主導等国際貢献の推進

12 多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進め
13 ている国の一つであり、国際的な防災の取組指針である「仙台防災枠組2015-2030」の
14 策定を主導するなど、国際場裡においても防災の取組を主導してきた。引き続き、近年
15 の気候変動により世界的に自然災害が激甚化・頻発化していることや、持続可能な開発
16 目標（SDGs）も踏まえ、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」
17 等の趣旨を率先して実行し、開発と国際協力における防災の主流化を主導することによ
18 り、世界の強靱化をリードするなど、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会
19 に貢献していくことが重要である。

20 具体的には、「仙台防災枠組2015-2030」を生かすため、国際標準化を含めた「事前防
21 災投資」の推進に取り組むとともに、平成27年12月に第70回国連総会本会議において採
22 択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受けた、津波に対す
23 る意識向上のための啓発活動等にイニシアティブを発揮していく。

24 また、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像等の災害情報の提供や、その利
25 用技術及び人材育成の支援に取り組むなど、国土強靱化に関する様々な分野において、
26 諸外国との相互理解を深めつつ、我が国の国土強靱化の成果を情報発信していく。

27 (3) 指標の充実による PDCA サイクルの強化

28
29 改正法附則を踏まえ国土強靱化推進会議で取りまとめた「新たな国土強靱化基本計画に
30 基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況
31 の評価の在り方について」（令和6年1月16日国土強靱化推進会議決定。以下「評価の在
32 り方」という。）や別途実施した5か年加速化対策等に関する評価を踏まえ、補足指標を
33 設定し、KPI と一体で評価するなど、施策の実施状況について評価の充実を図った。

34 具体的には、基本計画の下、PDCA サイクルの強化の観点から、附属資料（別紙1）施
35 策・指標一覧のとおり、施策及び各施策グループの進捗管理のためのKPI等を計918指標
36 （重複除く。補足指標を含む。地域別の指標値数は含まない。対前年比+9。）を設定し、
37 それぞれのKPI等について、基準年度及び現状値並びに目標年度及び目標値を設定した。

38 なお、施策の進捗を示す定量的指標は、これまでの年次計画や5か年加速化対策の評価
39 において、評価の在り方を踏まえて一定の充実が図られたところであるが、国土強靱化の
40 進捗状況について全てをKPIにより正確に把握できるものではないことに留意が必要であ
41 ると同時に、更なるPDCA サイクルの充実に向けて、引き続きKPI・補足指標の設定の検
42 討が必要である。

43 また、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、基本
44 計画に定める6つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、KPIの中
45

1 からハード施策関係 70 指標、ソフト施策関係 39 指標を設定した。

2 千島海溝地震や日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震については、被害の軽減
3 に向けた取組の進捗の確認を図ることが特に重要である。そのため、関連計画の地震防災
4 対策推進区域等における KPI の進捗状況を取りまとめた。

6 (4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

7 国土強靱化の推進に当たっては、国や地方自治体のみならず、あらゆる関係者の取組が
8 不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベル
9 において、事前防災の必要性やその効果等も含め、さらに理解・関心を高めていく必要が
10 ある。

12 1) 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進

13 令和 4 年 6 月に取りまとめた「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、①
14 「国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信」、②「受け手の視点に立った
15 情報発信・適切な媒体の活用」、③「関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携」
16 を基本方針として、関係府省庁が連携し、国土強靱化の広報・普及啓発活動に取り組んで
17 いる。

18 国や地方自治体等における国土強靱化の取組が進展する一方、国民全般の理解が十分に
19 深まっているとは言えない状況にあるとの認識の下、引き続き同戦略に基づき、内閣官房
20 においては、5 か年加速化対策の効果発現事例や民間の取組事例集等の SNS による情報発
21 信や、動画によるウェブ等メディアを活用した広報、国土強靱化イベントの実施や民間の
22 普及・啓発イベントとの連携等を推進するとともに、本年中に設置される防災庁はじめ関
23 係府省庁が連携し、災害に強い国づくり・地域づくりの実現のため、より積極的に国土強
24 靱化の広報・普及啓発活動に取り組むこととする。また、世論調査等を活用し国民の理解
25 度向上について検証する。

27 2) リスクコミュニケーション

28 国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自
29 らが主体的に国土強靱化について考え、自発的に行動することが重要であり、そのための
30 環境を整備するため、本年中に設置される防災庁はじめ関係府省庁が連携し、防災に関す
31 る教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組むとともに、
32 防災・減災、国土強靱化に関する各分野のプロ・専門家やリーダーが有するスキル・ノウ
33 ハウ、組織体制等も活用するなど、災害対応業務の実効性を高めるための取組を推進する。

34 また、要配慮者利用施設に対して、洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、
35 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等を進める。

37 (5) 防災・国土強靱化分野の成長戦略の推進

39 2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

40 基本法において、基本計画は「基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針とな
41 るべきものとして定めるもの」とされており、各分野において、基本計画で定められた国
42 土強靱化の基本的考え方や推進方針を基本とした取組を実施する必要がある。

43 このため、関係府省庁は、国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等一覧（附属
44 資料（別紙 2）参照）に記載の国土強靱化に係りの深い計画等について、基本計画の趣旨
45 を踏まえ、それぞれの計画等の改定等の時期において、国土強靱化に係る事項について見

1 直しを行い、各分野の施策を推進する。このような取組を通じて、国土強靱化を総合的か
2 つ計画的に推進する。

3

4 **3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化**

5 新たな大規模自然災害等が発生した場合、その知見や教訓を次期の年次計画による国土
6 強靱化の取組に反映させることは、国土強靱化の取組をスパイラルアップする上で極めて
7 重要である。このため、基本計画第4章1（1）に基づき、今後、大規模な自然災害が発
8 生した後、速やかに、被害の原因分析や課題整理等を実施するための関係府省庁と連携し
9 た体制として、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁担当課長会議」を設置している。
10 本年度に大規模災害が発生した場合、必要があれば当該会議を開催して施策の点検等を行
11 い、国土強靱化の取組の強化を図ることとする。

1 第2章 各施策グループの推進方針等

3 1 概要

5 35の各施策グループの推進方針、主要施策、KPI 等について、本章2に示す。（35の施
6 策グループに係る「起きてはならない最悪の事態」は表1、令和7年度に取り組むべき主
7 要施策（主な例）は表2に示すとおり。）

8 国土強靱化を推進するため、主要施策も含めて、基本計画で定める12の個別施策分野別
9 に附属資料（別紙1）施策・指標一覧に取りまとめる405の施策（対前年比±0）を推進
10 する。また、各施策グループ及び施策の進捗管理のため、同じく附属資料（別紙1）施
11 策・指標一覧のとおり、KPI、補足指標を含む918の指標（重複除く。地域別の指標値数は
12 含まない。対前年比+9。）を設定する。

13 施策グループの推進に当たっては、施策グループが府省庁横断的な施策群であり、それ
14 ぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関
15 係者間で KPI 等の具体的データを共有するなど、施策グループ推進の実効性・効率性が確
16 保できるよう十分に留意することとする。

17 なお、5か年加速化対策、実施中期計画を踏まえ、これらの対策・施策により更なる加
18 速化・深化を図る取組については、関係府省庁が定めた対策項目ごとの中長期の目標及び
19 計画期間における実施状況により進捗管理を行い、取組の一層の推進に努めるものとする。

20 また、国土強靱化全体の進捗状況を把握するため、6つの事前に備えるべき目標の達成
21 への寄与度等も踏まえた代表的な KPI を「ベンチマーク指標」として、ハード施策関係70
22 指標、ソフト施策関係39指標を設定している（附属資料（別紙1）施策・指標一覧におい
23 て明示）。

1 表1 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-5		太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	

1 表2 令和8年度に取り組むべき主要施策（主な例）

<p>実施中期計画も踏まえ、基本計画に掲げた35の施策グループを推進</p> <p>1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p> <p>【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸） 【農水】防災重点農業用ため池の防災・減災対策 【国交・農水】河川管理施設・砂防設備等の戦略的な維持管理 【国交・農水】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用 【農水・国交】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策 【内閣府】火山災害対策 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化 【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策 【国交】住宅・建築物の耐震化、地下街の耐震性向上等に関する対策 【国交・総務】密集市街地等の改善に向けた対策、火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校）</p> <p>2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p> <p>【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の整備強化等、災害拠点病院等の給水設備の整備強化、救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【経産】災害時等に備えた需要家側への燃料タンクや自家発電設備の設置等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄 【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための受入拠点の整備 【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保 【警察】災害用装備資機材の充実強化 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【厚労】被災地における各種保健医療福祉活動チームの連携体制構築、医療コンテナの活用 【内閣府】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校） 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発</p> <p>3. 必要不可欠な行政機能を確保する</p> <p>【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【警察】災害用装備資機材の充実強化 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化</p>
--

- 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備
- 【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保
- 【総務】衛星通信システムに関する制度整備等
- 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【内閣府】デジタル・防災技術の活用
- 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】港湾整備におけるデジタル化に関する対策

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 【内閣府】民間企業及び企業間／企業体／業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及
- 【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充
- 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策
- 【金融】金融機関のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
- 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
- 【デジタル】預貯金口座付番制度
- 【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築
- 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等、水産物の生産・流通に係るBCPの策定

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、大都市圏及び地方都市の環状道路の整備、広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、道路の雪寒対策等、道路施設の老朽化対策
- 【国交】道路における防災拠点機能強化
- 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 【国交】道路啓開計画策定及び実効性の向上（災害に備えた関係機関との連携）
- 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 【農水】農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策
- 【国交】鉄道施設の耐震対策、鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
- 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策、鉄道における雪害対策、鉄道施設の老朽化対策
- 【国交】滑走路等の耐震対策、空港の老朽化対策
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発、効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保、港湾における老朽化対策
- 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 【経産】工業用水道施設の耐災害性の強化
- 【農水】農業水利施設の耐震化、集落排水施設の耐震性能照査・保全対策、農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備、浄化槽長寿命化計画策定
- 【経産】送電網の整備・強化対策、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策
- 【経産】災害時等に備えた需要家側への燃料タンクや自家発電設備の設置等
- 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策
- 【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散
- 【総務】非常時における携帯電話網の相互利用による接続性向上に関する技術的検討
- 【総務】衛星通信システムに関する制度整備等

- 【内閣府】 準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【国交】 道路システムの DX による道路管理及び情報収集等の体制強化対策

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 【国交】 復興事前準備
- 【国交】 所有者不明土地対策
- 【国交】 災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査
- 【農水】 地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等
- 【文科】 国指定等文化財の耐震対策・防火対策、史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策
- 【国交】 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策
- 【金融】 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化
- 【環境】 災害廃棄物仮置場整備、災害廃棄物対策指針に基づく地方公共団体による災害廃棄物処理計画の作成
- 【総務】 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化
- 【内閣府】 災害ボランティア等の多様な主体との連携

2 35の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策

■ 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(推進方針)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えるとともに、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 住宅・建築物については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置や、建物評価手法の普及・定着、リフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設、CLT（直交集成板）を含む新工法や金融商品の開発、既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等、空き家の除却や適切な管理の促進等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。さらに、老朽化マンションの再生等の円滑化に向けては、建替え決議等に対応したマンション再生事業等の活用促進等を図る。
- 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、空き家の早期活用や適切な管理を促進する。
- 地震等に伴う盛土の崩落等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。
- 大規模地震等における道路閉塞や長期停電、通信障害等のリスクを軽減するため、関係府省庁と連携した多様な事業手法や道路管理者による占用制限の活用等により、コスト縮減や事業のスピードアップを図りつつ、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。
- 交通施設について、倒壊による危害を利用者に与えないよう、沿道沿線や立体交差する施設等を含め、耐震化や除却等を進める。
- 地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐため、地下街の耐震対策を推進する。特に、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が未完了の地下街における対策を推進する。
- 大規模地震による建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図るため、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備及び老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。
- 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。
- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を推進する。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、地方公共団体における計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整

- 1 備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資す
2 る防災機能を強化する。
- 3 ○ 各種の避難施設の整備・機能強化に当たっては、防災シェルターの重要性が高まって
4 いる社会情勢を踏まえ、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能する
5 よう配慮する。
- 6 ○ 発生が想定される千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、中
7 部圏・近畿圏直下地震等の巨大地震については、最新の知見等を踏まえた人的・物的・
8 経済的被害想定の見直しを定期的に行い、これに基づき具体化された、揺れ、火災、津
9 波等地震特性や地域特性に応じた被害への対策について、関係機関等が連携して推進す
10 る。
- 11 ○ 大規模自然災害発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確保
12 するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る
13 取組を推進する。また、地域に密着し、発災直後から消火・救助活動等を展開する消防
14 団・自主防災組織の充実強化を図るため、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の
15 推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るとともに、消防団拠点施設の強化、自主
16 防災組織等の活性化等を推進する。
- 17 ○ 大規模地震発生による被害軽減のためには、地震の発生可能性の予測が重要であり、
18 活断層で発生する地震や海溝型地震の評価手法の高度化や、先端的な情報科学を用いた
19 地震研究の高度化等を引き続き推進する。また、評価結果を広く情報発信する取組を更
20 に進める。
- 21 ○ 高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、住宅・建築物やインフラ等の適切かつ効率的
22 な維持管理を推進するため、対象建築物・土木構造物等を破壊することなく高速かつ高
23 性能に欠陥箇所・脆弱箇所を特定・把握するための診断・計測技術や強靱化に資する構
24 造材料等の研究開発を引き続き実施する。
- 25 ○ 大規模地震による被害の軽減に寄与できるよう、緊急地震速報の発表や大規模地震の
26 評価に不可欠な観測機器等の整備等、緊急地震速報等の更なる改善と活用を進めていく
27 とともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の
28 自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 29 ○ 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う。
- 30 ○ 耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物の耐震診断・改修
31 への支援を行う。
- 32 ○ 地震時のエレベーターへの閉じ込め防止のため、地震時管制運転装置の設置、自動診
33 断・仮復旧運転機能の追加等を推進する。
- 34 ○ 近畿地域の活断層の長期評価を早期に取りまとめるとともに、中部地域の活断層の長
35 期評価についての検討を進める。また、日本海側の海域活断層の長期評価を着実に実施
36 する。

37

38 (主要施策)

39 【国交】住宅・建築物の耐震化

40 【国交】地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用

41 【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策

42 【農水・国交】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策

43 【国交】老朽化した公営住宅の建て替え等による防災・減災対策

44 【国交】老朽化マンションの再生等

45 【国交】官庁施設の老朽化対策

- 1 【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保
- 2 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすた
- 3 めの耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校）
- 4 【文科】公立社会教育施設（公民館）の耐震化
- 5 【文科】公立社会体育施設の耐震化・防災機能強化
- 6 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
- 7 【厚労】医療施設の耐震化
- 8 【厚労・こども】社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 9 【法務】法務省施設の防災・減災対策
- 10 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 11 【文科】非破壊診断技術に関する研究開発
- 12 【内閣府】地震・津波対策
- 13 【文科】地震津波火山観測網の高度化に関する対策
- 14 【文科】情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト
- 15 【文科】地震調査研究推進本部による評価
- 16 【文科】国立大学等の最先端研究基盤の整備、共同利用による、行政等の災害対策への実
- 17 装
- 18 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 19 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力強化
- 20 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 21 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 22 【国交】地下街の耐震性向上等に関する対策
- 23 【国交】避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化
- 24 【国交】予防保全型管理への転換やストックの適正化に資する都市公園の老朽化対策
- 25 【内閣府】防災計画の充実のための取組
- 26 【文科】学校における防災教育の充実
- 27 【国交】国土強靱化関連の総合的な防衛体制の強化に資する研究開発等

28

29 1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

30

31 (推進方針)

- 32 ○ 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火
- 33 器等の普及を図る。また、電気に起因する火災の発生抑制のため、感震ブレーカー等の
- 34 普及を加速させるとともに、特に危険性の高い木造密集市街地等について集中的な取組
- 35 を行う。
- 36 ○ 地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けて、道路や公園の整備、老朽建築
- 37 物等の除却・建て替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保する
- 38 ため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）や防災マップの作成、消火・避難
- 39 訓練の実施等のソフト対策を促進する。また、密集市街地以外においても、強風等の条
- 40 件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進す
- 41 る。
- 42 ○ 住宅・建築物については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する
- 43 支援措置、建物評価手法の普及・定着や金融商品の開発等あらゆる手法を組み合わせ、
- 44 耐震化を進める。
- 45 ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道事業者における耐

1 震化や老朽化対策等の取組を促進し、水道施設の耐災害性強化対策を推進する。
2 ○ 地域防災力の向上を図るため、女性や若者等幅広い住民の入団促進等による消防団員
3 のより一層の確保とともに、大規模火災等に対応するため、小型・軽量化された車両・
4 資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るとともに、より実践的
5 かつ効果的な訓練の強化等や、消防団拠点施設の強化、自主防災組織等との連携強化を
6 推進する。

7
8 **(主要施策)**

9 **【国交・総務】** 密集市街地等の改善に向けた対策、火災予防・被害軽減、危険物事故防止
10 対策等

11 **【内閣府】** 防災計画の充実のための取組

12 **【国交】** 住宅・建築物の耐震化

13 **【国交】** 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化

14 **【国交】** 予防保全型管理への転換やストックの適正化に資する都市公園の老朽化対策

15 **【内閣府】** 地震・津波対策

16 **【防衛】** 各種災害を想定した対処訓練

17 **【警察】** 災害用装備資機材の充実強化

18 **【総務】** 消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

19 **【国交】** 上下水道施設の耐災害性強化

20 **【総務】** 消防防災施設の整備

21 **【内閣府】** 国民の防災意識の向上

22

23 **1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生**

24

25 **(推進方針)**

26 ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年変更）を踏まえ
27 た日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策推進
28 基本計画（令和7年変更）を踏まえた南海トラフ地震防災対策推進計画を、対象となる
29 都道府県・市町村等において早期に作成又は変更し、これらの計画に基づき地震・津波
30 対策を着実に講じる。

31 ○ 千島海溝地震、日本海溝地震に関しては、積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた防災対
32 策を推進する。

33 ○ 津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進する
34 とともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。

35 ○ 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対
36 策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進めるとともに、適切に
37 維持管理を行う。

38 ○ 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかに復旧等を可能とするため、「粘
39 り強い構造」の防波堤や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。

40 ○ 山腹崩壊等によって津波避難路が利用できなくならないよう、津波避難路を保全する
41 ための予防治山対策を推進する。

42 ○ 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないた
43 め、住宅・建築物の耐震化を進める。

44 ○ 津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう、海岸防災林の整備を進める。

45 ○ 南海トラフ地震の想定震源域のうち西側の海域等における地震・津波観測網の整備・

- 1 運用、巨大地震の発生可能性の相対的な高まりを示すものとして見逃せない現象である
2 「ゆっくり滑り（スロースリップ）」を観測する装置の地球深部探査船「ちきゅう」を
3 用いた整備・設置、南海トラフ沿いの「異常な現象」（半割れ地震・スロースリップ等）
4 のモニタリング、発生後の状態変化の予測等、社会的な影響も含む地震・津波被害の最
5 小化を図るための調査・研究を進める。
- 6 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には後発地震に対して警
7 戒する措置、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や北海道・三陸沖後発地震注意
8 情報が発表された場合には注意する措置が効果的に行われるよう、国・地方公共団体等
9 は、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的
10 な措置を講じる。
 - 11 ○ 災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システムの更なる活用を推進す
12 る。
 - 13 ○ 国民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、津波警報等防災気象情報の発表に不
14 可欠な観測機器等の整備等により、情報の高度化を進めるとともに、防災行政無線等の
15 拡充・機能強化を推進する。
 - 16 ○ 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、
17 指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組
18 織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実
19 践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制
20 度の普及・啓発等により、防災力を強化する。さらに、流域治水の推進など、災害の自
21 分事化に関する DX 化等、教育環境の変化に対応した、防災教育の素材の作成・充実、
22 ターゲットやタイミング、訴求ポイントを意識した広報等の取組を推進し、教育現場の
23 教育支援を行う。くわえて、過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝
24 承碑の活用を促進する。
 - 25 ○ 津波発生時の避難は徒歩避難を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や徒歩避難
26 が可能な距離に適切な避難場所がない場合等、自動車避難を検討せざるを得ない場合
27 においては、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制する
28 よう各地域で合意形成を図る。
 - 29 ○ 災害発生時に迅速な避難行動ができるよう、積雪寒冷地等の地域特性を踏まえながら、
30 避難路の機能を有する道路や津波避難タワー等の避難場所の整備を進める。また、船上
31 や航空機の機内等、様々な状況下を想定した避難方法を整える。
 - 32 ○ 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化を進
33 めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図
34 る。
 - 35 ○ 逃げ遅れて漂流・孤立した者の命を可能な限り救うため、船舶や航空機、ドローン等
36 の配備を進め、迅速な捜索・救助活動や災害関係情報の収集ができる体制を整備する。
 - 37 ○ 「世界津波の日」高校生サミットの開催等をはじめ、国連防災機関（UNDRR）及び国
38 連訓練調査研究所（UNITAR）との連携等も通じ、海外で「世界津波の日」の普及・啓発
39 を実施するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災を始めとし
40 た防災に関わる研修や人材育成等を実施していく。
 - 41 ○ 救急・救命活動等の拠点となる空港の役割、航空ネットワークの維持の観点から空港
42 BCP の実効性強化対策を推進する。

43
44 **（主要施策）**

45 **【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）**

- 1 【国交・農水】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理
- 2 【農水・国交】水門・陸閘^{りっこう}等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用
- 3 【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策
- 4 【農水】海岸防災林の整備
- 5 【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策
- 6 【内閣府】地震・津波対策
- 7 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策
- 8 【国交】港湾における津波対策
- 9 【農水】漁業地域における避難路、避難施設の整備
- 10 【農水】山地災害危険地区等における治山対策
- 11 【国交】住宅・建築物の耐震化
- 12 【国交】空港 BCP の実効性強化対策
- 13 【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保
- 14 【内閣府】防災計画の充実のための取組
- 15 【国交】水災害リスク情報の充実・活用
- 16 【国交】津波発生時における乗客の安全確保
- 17 【文科】学校における防災教育の充実
- 18 【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上
- 19 【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策
- 20 【内閣府】国民の防災意識の向上
- 21 【外務】「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
- 22 【文科】地震津波火山観測網の高度化に関する対策
- 23 【文科】南海トラフ地震等巨大地震災害の被害最小化等に向けた研究開発
- 24 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 25 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 26 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 27 【国交】道路における防災拠点機能強化
- 28 【国交】巡視船・航空機の整備
- 29 【国交】巡視艇の整備
- 30 【警察】警察用車両等の整備
- 31 【総務】Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達
- 32 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化
- 33 【防衛】各種災害を想定した対処訓練

34

35 1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者

36 の発生（農業用ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪

37 水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

38 （推進方針）

- 39 ○ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生してい
- 40 る。このため、ダムの事前放流等の既存ストックを最大限活用する取組を踏まえた上で、
- 41 河川の整備に係る計画等を適切に見直しつつ、堤防、ダム、下水道、雨水貯留浸透施設
- 42 等の整備を加速するとともに、水災害リスクに応じたまちづくり・住まいづくり等を推
- 43 進するため、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係府省庁や地方公共団体などあら
- 44 ゆる関係者との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた
- 45 事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。特に、水害

- 1 リスクの高い河川については、都道府県における流域水害対策計画の策定等を支援する
2 ことなどを通じて、特定都市河川や貯留機能保全区域等の指定を進める。また、流域治
3 水の取組を進めるに当たっては、グリーンインフラの考えを踏まえ、災害リスクの低減
4 に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワー
5 の形成にも貢献する。
- 6 ○ 大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定される大都市部のゼロメートル地帯等
7 において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、
8 まちづくりとも連携しつつ、高規格堤防の整備等の抜本的な治水対策を推進する。
 - 9 ○ 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少
10 させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決
11 壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の技
12 術開発及び整備を進める。
 - 13 ○ 災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画や防災移転支援計画制度
14 の活用等による災害リスクの高いエリアからの誘導・移転を推進するとともに、土地の
15 かさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防
16 災機能強化を図る。
 - 17 ○ AIの活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、同技術を活用したダムの
18 運用の改善・高度化等を進め、事前放流を含めたダムによる洪水調節と水力発電の促進
19 を両立する「ハイブリッドダム」の取組を推進する。
 - 20 ○ 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設、海岸保全
21 施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、水門・樋門・排水機場・ダム等の自
22 動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進める。また、ダムの貯水池機能の回復等
23 のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流
24 入量を低減させるための対策等に取り組む。
 - 25 ○ 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力
26 体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンイン
27 フラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーン
28 インフラを推進する。
 - 29 ○ 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備
30 を進める。
 - 31 ○ 防災情報の更なる高度化を図るため、水災害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低
32 コストな浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度
33 向上を推進するとともに、オープンデータ化を含めた河川情報の提供やサイバー空間上
34 のオープンな実証実験基盤（流域デジタルテストベッド）整備により、官民連携による
35 避難行動を促すサービスや洪水予測技術の開発、流域治水の自分事化等を促進する。
 - 36 ○ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよ
37 う、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、近年の強
38 雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部・道路地下構造物等における排水施設及び排
39 水設備の補修等の浸水・冠水対策を推進する。さらに、津波や洪水からの緊急避難場所
40 を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、道路の高架区間等を緊急避難場所等
41 として活用するための避難施設を整備するなど、道路における洪水・浸水・津波への対
42 応を推進する。あわせて、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推
43 進する。
 - 44 ○ 電気設備等の鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や
45 斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送

- 1 を確保するための対策を講じる。
- 2 ○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、
3 気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等
4 を通じた地方公共団体等の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、線状降
5 水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化に向け、次期・次々期静
6 止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、メカニズム解明の研究、ス
7 ーパーコンピュータや AI 技術等を活用した予測技術の開発等を図る。くわえて、北極
8 域研究船「みらいⅡ」の建造・運用等により、更なる精度向上に向けて研究を進める。
- 9 ○ 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多
10 大な影響を与える防災重点農業用ため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農
11 業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、ソフト対策として防災重点農業用た
12 め池のハザードマップ作成等を進める。
- 13 ○ 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的機能支払交付金により地域の共同活
14 動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の雨水貯留機能を向上させる農地整
15 備を進める。
- 16 ○ 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受
17 変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。
- 18 ○ 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、
19 住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進
20 する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組
21 を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。
- 22 ○ 大規模な洪水・高潮氾濫時における広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて
23 検討を推進する。
- 24 ○ 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、緊急排水などの災害応急対策の実施が極
25 めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図る
26 とともに、応急復旧工事等において ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロ
27 セスの高度化・効率化等のインフラ分野の DX を推進する。また、水防団の充実強化と
28 ともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有
29 等にデジタルデバイスを活用する。
- 30 ○ 高精度な気候変動予測データを創出するとともに、DIAS の長期的・安定的な運用を継
31 続することにより地球環境データを利活用し、国土強靱化等に貢献する研究開発を推進
32 する。
- 33 ○ 近年の技術革新を活かした災害の早期予測や、質の高い情報の提供などに資するよう、
34 今後、スーパーコンピュータのさらなる性能向上を推進する。
- 35 ○ 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続きデータの整備や知見の収集・提供
36 を進めるとともに、令和 4 年度に改訂を行った地域気候変動適応計画策定マニュアルの
37 周知を進め、市町村における地域気候変動適応計画策定を支援する。
- 38 ○ 令和 2 年 6 月に公表した「気候変動×防災」戦略の主流化のため、気候変動×防災の
39 取組に関するマニュアル（令和 5 年度公表）を地方公共団体に広く周知するなど、地方
40 公共団体における地域気候変動適応計画及び防災関連計画への「気候変動×防災」の取
41 組の反映や、気候変動対策及び防災・減災対策の包括的な実施を推進する。
- 42 ○ 極端風水害による被害の大幅な軽減を目指し、気象予測の精度向上や介入の効果測定
43 の高度化等により、台風や豪雨の強度・タイミング・発生範囲等を変化させる気象制御
44 技術の研究開発を推進する。

- 1 (主要施策)
- 2 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 3 【国交・農水】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理
- 4 【国交】災害に強い市街地形成に関する対策
- 5 【農水】防災重点農業用ため池の防災・減災対策
- 6 【農水】「田んぼダム」等の取組
- 7 【農水】山地災害危険地区等における治山対策
- 8 【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策
- 9 【国交】グリーンインフラを活用した防災・減災対策
- 10 【環境】気候変動影響を踏まえた災害対策
- 11 【文科】科学的データの充実・提供による、気候変動の緩和・適応策や防災対策の施策立案等
- 12
- 13 【文科】異常気象予測の高精度化に資する北極域研究船の建造
- 14 【文科】スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策
- 15 【財務】流域治水対策（国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備のための治水関連計画の策定支援）
- 16
- 17 【国交】渡河部の橋梁^{りょう}や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 18 【国交】鉄道施設の浸水対策
- 19 【国交】鉄道河川橋梁^{りょう}の流失、傾斜対策
- 20 【国交】鉄道における異常気象発生時の二次災害に備えた運転規制の適正な実施
- 21 【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用
- 22 【国交】上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 23 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校）
- 24
- 25 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発
- 26 【内閣府】国民の防災意識の向上
- 27 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化
- 28 【国交】河川情報等の充実
- 29 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 30 【農水】農山漁村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上
- 31 【内閣府】スマートインフラマネジメントシステムの構築
- 32 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等
- 33 【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化
- 34 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 35 【国交】ICT 施工技術を活用した施工の効率化・省人化に資する対策
- 36 【国交】水災害リスク情報の充実・活用
- 37 【国交】ハザード関連データの整備・更新・発信
- 38 【内閣府・文科】ムーンショット型研究開発制度目標 8 「2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現」
- 39
- 40
- 41
- 42 1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
- 43
- 44
- 45 (推進方針)

- 1 ○ 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に発生履歴を有するなど、土砂・洪水氾濫の
2 蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発
3 生した流域と同様の地形的特徴を有するなど、対策の優先度が高い流域を調査により抽
4 出・選定した上で、必要な対策を講じる。
- 5 ○ 豪雨のみならず、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下型地震、南海トラフ地震等、
6 将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等
7 の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、
8 土砂・洪水氾濫や土石流に対して土砂・流木の捕捉効果が高い透過型砂防堰堤^{えん}の整備を
9 進めるとともに、土砂災害リスクの低いエリアへの居住誘導等を行う防災まちづくりの
10 取組との一体的な実施や土砂災害から「いのち」・地域の「くらし」・「産業・なりわい」
11 を保全するために、ハード・ソフト一体となった多層的な土砂災害対策を推進するなど、
12 引き続き砂防施設等の整備を推進する。
- 13 ○ 砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、引き続きトータルコストの縮減、費用の
14 平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進める。
- 15 ○ 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き
16 土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の認知度の向上、都
17 道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住
18 民等の円滑な避難を促進する。また、人工衛星やドローン等を活用して、土砂災害の実
19 態把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の早期実施や警戒避難体制の構築を
20 支援する。
- 21 ○ 被災地における速やかな災害応急対策等のため、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用
22 機材の更なる充実を図るとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場にお
23 ける活動を可能とするため、建設機械の自動化・遠隔化技術等の開発・改良等のインフ
24 ラ分野の DX を推進する。
- 25 ○ 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する
26 傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも
27 配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂
28 流出の抑制等を進める。
- 29 ○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等
30 の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、流域治水と連携しつつ、間伐及び主
31 伐後の再生林を推進する。
- 32 ○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、
33 気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等
34 を通じた地方公共団体等の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、線状降
35 水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化に向け、次期・次々期静
36 止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、メカニズム解明の研究、ス
37 ーパーコンピュータや AI 技術等を活用した予測技術の開発等を図る。くわえて、北極
38 域研究船「みらいⅡ」の建造・運用等により、更なる精度向上に向けて研究を進める。

39

40 (主要施策)

- 41 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
42 【国交・農水】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理
43 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
44 【農水】山地災害危険地区等における治山対策
45 【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策

- 1 【農水】山地災害危険地区等における森林整備対策
- 2 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 3 【国交】水災害リスク情報の充実・活用
- 4 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 5 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等
- 6 【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化
- 7 【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策

8

9 1-6) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

10

11 (推進方針)

- 12 ○ 火山調査研究推進本部の下、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進
- 13 し、それに基づく総合的な評価を行うほか、大学・研究機関等との協力により機動観測
- 14 体制・研究開発体制を構築する。また、火山現象の専門的な知識又は技術を有する人材
- 15 の育成・確保に取り組む。
- 16 ○ 火山噴火や火山噴出物の流出に伴う土砂災害の被害を防止・軽減するため、ハード・
- 17 ソフト両面から対策を講ずるとともに、退避壕・退避舎等の整備を進める。
- 18 ○ 高精度な地形データに基づき、火山噴火の状況に応じて土砂災害のリスクが及ぶ範囲
- 19 をリアルタイムで想定する「火山噴火リアルタイムハザードマップ」の整備及び精度向
- 20 上を進めるとともに、火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し、資機材の備蓄や監視・
- 21 観測機器の整備等の「平常時からの対策」と、除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対
- 22 策」を、ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める。
- 23 ○ 警戒避難体制の整備に当たっては、火山地域の状況や想定される噴火の規模、影響範
- 24 囲等の特性を踏まえ、関係都道府県・市町村の間で整合のとれた避難計画、集客施設等
- 25 における避難確保計画等の策定等とともに、これらの計画に基づく防災訓練を行う。ま
- 26 た、「火山防災の日」の普及啓発や火山防災に係る防災教育等を推進する。
- 27 ○ 噴火警報等の発表に不可欠な観測機器等の整備等により、噴火警報や広域火山灰に対
- 28 応した火山灰予測情報等の防災気象情報の高度化を進めるとともに、今後打ち上げ予定
- 29 の先進レーダ衛星の適切な運用により、火山活動の活発化の兆候を速やかに把握するた
- 30 めの監視を継続的に実施する。
- 31 ○ 火山噴火や避難に関する情報は、地域住民のみならず、観光客や外国人等が理解しや
- 32 すいよう、発信する内容、手段（多言語化を含む）等を工夫するほか、情報通信技術の
- 33 活用等を通じて、迅速かつ的確に伝えられるようにする。
- 34 ○ 全国陸域の地殻変動を監視するとともに、地殻変動情報の速やかな提供を行う。その
- 35 ために必要な解析システムの安定運用と高度化、耐用年数を踏まえた計画的なハードウ
- 36 ェアの更新を行うとともに、先進レーダ衛星（ALOS-4）データも活用した時系列解析を
- 37 実施する。
- 38 ○ 大規模噴火に伴う降灰に対し、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（令和
- 39 7年3月内閣府）に基づき、国、地方公共団体、関係機関等が連携した取組を推進し、
- 40 被害の軽減を図る。

41

42 (主要施策)

- 43 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 44 【農水】山地災害危険地区等における治山対策
- 45 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化

- 1 【文科】火山調査研究推進本部の運営
- 2 【文科】火山の総合的な評価に資する調査研究
- 3 【文科】地震津波火山観測網の高度化に関する対策
- 4 【文科】火山の機動観測体制の構築
- 5 【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
- 6 【文科】即戦力となる火山人材育成プログラム
- 7 【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の地殻変動の監視
- 8 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 9 【内閣府】火山災害対策
- 10 【国交】河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理
- 11 【国交】河川情報等の充実

12

13 1-7) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

14

15 (推進方針)

- 16 ○ 冬期の道路交通確保のため、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要
- 17 国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等の基幹的な道
- 18 路ネットワークの強化を図るとともに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生
- 19 しないよう、消融雪施設、スノーシェッド、防雪柵、チェーン着脱場、効率的な除雪作
- 20 業のための除雪ステーション等の整備を進める。また、やむを得ず車両滞留が発生した
- 21 場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。あわせて、大規模な車
- 22 両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に
- 23 向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控え等の行動変容を促す取組、高速道路と
- 24 並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止め等を推し進める。
- 25 ○ 幹線道路における除排雪を適切に実施するとともに、除雪機械の増強、貸与等の地方
- 26 公共団体への支援を推進する。
- 27 ○ 大雪に備えた災害対応を遺漏なく行い、鉄軌道の安全輸送に万全を期すよう鉄軌道事
- 28 業者を指導する。
- 29 ○ 安全で効率的かつ持続的な除排雪を推進し、除排雪中の人命に関わる事故等を減少さ
- 30 せるため、引き続き、共助除排雪体制整備に向けた支援を行う。
- 31 ○ 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、
- 32 設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める。
- 33 ○ 頻発する自然災害による死傷者数の低減等を図るため、防災気象情報の利活用の促進、
- 34 気象防災アドバイザーの拡充・活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等
- 35 を通じた地方公共団体等の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、次期・
- 36 次々期静止気象衛星等の観測機器等の整備、スーパーコンピュータや AI 技術等を活用
- 37 した予測技術の開発等により、各種防災気象情報の高度化を図る。
- 38 ○ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS 等、
- 39 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅
- 40 れることがないように、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信でき
- 41 るよう拡充・機能強化する。
- 42 ○ 大規模災害時における迅速かつ網羅的な状況把握はその後の救助活動を実施する上で
- 43 不可欠であることから、迅速な撮影及びリアルタイムの映像伝送に一部制限がある現在
- 44 のヘリコプター映像伝送システムについて、電波の到達距離外の地域における映像伝送
- 45 を可能とするため、ヘリサット搭載事業の推進を図る。

- 1 ○ 教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう
- 2 防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図る。
- 3 ○ 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する。
- 4 ○ 豪雪地帯における津波からの避難路の冬期管理については、地域住民と一体となって、
- 5 いつでも適切に活用可能な状態に保つ。
- 6 ○ 地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空
- 7 き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空
- 8 家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、
- 9 空き家の早期活用や適切な管理を促進する。

11 (主要施策)

12 【国交】道路の雪寒対策等

13 【国交】鉄道における雪害対策

14 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化

15 【総務】Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達

16 【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備

17 【国交】地域の克雪方針策定と共助による除排雪体制整備

18 【国交】地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用

19 【内閣府】国民の防災意識の向上

21 ■ 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

22 を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

24 2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

26 (推進方針)

- 27 ○ 自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE 等において、災害対応力強化のための車両・
- 28 装備資機材等の充実強化を推進する。また、TEC-FORCE においては、限られた時間で最
- 29 適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するための ICT 機器等の
- 30 デジタル化を踏まえた取組を推進する。
- 31 ○ くわえて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の
- 32 充実強化、DMAT の養成、自衛隊災害医療基幹要員の維持、道路啓開等を担う建設業の人
- 33 材確保、緊急消防援助隊の迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備等を推進する。
- 34 ○ 特に、地域防災力の中核を担う消防団については、消防団員の減少が続く中、女性や
- 35 若者の入団促進等による消防団員の更なる確保を一層進めるとともに、小型・軽量化さ
- 36 れた車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含めた更なる充実を図るほか、よ
- 37 り実践的かつ効果的な訓練の強化等により、大規模災害等に備えた地域における防災力
- 38 を一層強化する。
- 39 ○ ISUT（災害時情報集約支援チーム）がより効果的に活動できるよう、地方公共団体等
- 40 の関係機関における ISUT の活用の促進や、ISUT による地図作成の迅速化・効率化を図
- 41 る。
- 42 ○ 関係府省庁の災害対応業務、関係機関における情報共有・利活用において利便性の高
- 43 い UTM グリッド地図の活用等について、一般的な防災業務における標準化を一層推進す
- 44 る。
- 45 ○ RAIL-FORCE において、最新のデジタル技術による ICT 機器の活用等を推進するととも

- 1 に、訓練・研修・講習等による隊員の災害対応力の向上を推進する。
- 2 ○ 様々な関係者が集積する港湾において、気候変動への適応を図るため、すべての関係
3 者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に
4 基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」を推進する。その際、脱炭
5 素化に配慮した港湾機能の高度化等を図るカーボンニュートラルレポート(CNP)の取組と
6 も連携し、エネルギー転換に伴う臨海部の大規模な土地利用転換を契機とした強靱化を
7 推進する。
- 8 ○ 特定利用港湾において、民生利用を主としつつ、災害時には自衛隊・海上保安庁の救
9 助・救急活動等での円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。
- 10 ○ 自衛隊の艦船が迅速に救援物資を輸送するため、輸送・補給拠点となる施設等を整備
11 する。また、部隊の迅速かつ適切な任務遂行を図るため、燃料や糧食等を備蓄する。
- 12 ○ 大規模災害発災後において、活動を開始すると見込まれる米軍との連携手順を日米双
13 方で明確化するとともに、応援部隊の受け入れや連携活動の調整方法等についても明確化
14 する。
- 15 ○ 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要
16 性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。
- 17 ○ 「仙台防災枠組2015-2030」に基づいた各国の取組を推進し、我が国が「防災先進国」
18 として国際社会における防災の主流化を引き続き積極的に推進していく等、戦略的な国
19 際防災協力の展開や国連等国际機関を通じた国際防災協力等を推進する。
- 20 ○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地
21 域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど
22 し、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
23 また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 24 ○ 災害対応において関係省庁ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対
25 応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
- 26 ○ 地域における活動拠点となる警察施設、自衛隊施設や消防庁舎等の耐災害性を更に強
27 化する。
- 28 ○ 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるととも
29 に、装備資機材の充実、官民が保有するプローブ情報の活用等による交通状況の迅速な
30 把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的
31 確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する。
- 32 ○ 災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォ
33 ームの早期実現を目指し、その中核を担う新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の更なる
34 機能強化を行うとともに、各府省庁及び地方公共団体並びに指定公共機関の防災情報
35 関係システムとの自動連携の充実に取り組む。さらに、新システムについて、効果的な
36 研修や訓練等を通じて操作習熟と利活用を促す。また、防災IoTシステムにおけるリア
37 ルタイムの映像共有機能等の実装や、災害情報の集約等を支援するISUTの強化に取り
38 組む。
- 39 ○ 負傷者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。
- 40 ○ モデル事業で蓄積された様々な知見やノウハウ、そして人的資源を活用して、個別避
41 難計画の作成の更なる加速化を目指す。また、避難行動要支援者一人一人が災害時的
42 確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組等
43 を推進する。さらに、個別避難計画作成の必要性など制度の趣旨の周知や各地の取組事
44 例の共有・展開等により、個別避難計画の効果的・効率的な作成の取組促進を図る。
- 45 ○ 首都直下地震想定エリア等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し

ていくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。

(主要施策)

【内閣府】避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄

【総務】消防庁舎の耐震化

【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

【防衛】大規模な地震災害にも耐え得る自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化

【防衛】大規模な災害にも耐え得るインフラ基盤とするための機能の維持・強化

【警察】警察施設の耐災害性の強化

【警察】災害用装備資機材の充実強化

【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備

【国交】海上保安施設等の耐災害性強化対策

【国交】巡視船・航空機の整備

【国交】巡視艇の整備

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

【内閣府】デジタル・防災技術の活用

【国交】港湾広域防災施設における防災教育

【国交】災害時における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資する港湾施設の整備

【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興体制の確保

【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化

【国交】RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化

【防衛】各種災害を想定した対処訓練

【防衛】災害派遣時に人員及び物資の派遣を可能とする装備品の取得・整備

【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

【総務】消防分野における DX・新技術の活用に関する対策

【総務】常備消防力の強化

【総務】消防指令システムの高度化

【総務】マイナ救急の全国展開・機能拡充

【厚労】災害派遣医療チーム (DMAT) の養成

【財務】地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置場や避難場所確保等

【内閣府】個別避難計画作成

【内閣府】国際防災協力

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(推進方針)

- 未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院や耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を引き続き推進する。
- 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化を実施する。
- 今後発生が想定される千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下型地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、病院の診療機能を 3 日程度維持するために給水設備を

- 1 設置し、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病
2 院等に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備(受水槽、地下水利
3 用施設)の設置等を推進する。
- 4 ○ 災害時において医療機関が都道府県やDMAT等との着実な連絡体制・通信手段を確保す
5 るため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段を整備
6 する。
 - 7 ○ 国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や
8 災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機
9 能強化を含めた施設整備を行う。
 - 10 ○ BCP未策定の災害拠点病院以外の病院(救命救急センター・周産期母子医療センター
11 等)に対しても、優先的にBCP策定研修を実施し、BCP策定率の向上を図る。
 - 12 ○ 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた災害派遣医療
13 チーム(DMAT)の更なる養成を推進する。
 - 14 ○ 被災地における歯科保健医療支援を行うことができるチームを構成する歯科医療関係
15 者の養成を推進する。
 - 16 ○ どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持す
17 ることにより災害関連死を抑制するため、全ての都道府県において日本DPATの更なる
18 整備を進める。
 - 19 ○ 被災都道府県の災害対策本部において災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣調整業務を
20 担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
 - 21 ○ 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下型地震、南海トラフ地震など多数の負傷者が
22 想定される災害に対応した、医療リソース(水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等)
23 の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの
24 供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等
25 も含めた省庁横断的な具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
 - 26 ○ 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的
27 な対応ができるよう、国と都道府県で連携体制を構築し、必要に応じた医薬品等の供給
28 計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、医薬品のうち輸血用血液製剤につい
29 ては、災害時等に必要な供給を確保するため、日本赤十字社の供給体制に支障が生じ
30 ることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
 - 31 ○ 大規模災害時の保健医療福祉活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保
32 健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。
 - 33 ○ 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
 - 34 ○ 船舶を活用した医療提供体制の整備を推進するとともに、船舶活用医療の実効性を向
35 上させるため実際の船舶を用いた訓練により活動要領に基づいた船舶医療活動を実証す
36 る取組を推進する。また、医療コンテナの実用性を検証するため、災害時を想定した訓
37 練や実災害における医療コンテナの活用を通して、普及促進に向けた課題抽出や対応策
38 を検討する。
 - 39 ○ 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画によ
40 り災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設等において、大規模災害時において
41 も発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコ
42 ージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
 - 43 ○ DMAT等や支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道
44 路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂
45 災害防止対策、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐

- 1 波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者や医薬品等の
2 搬送ルートの優先的な確保等取組を進める。
- 3 ○ 交通渋滞により緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民が保有するプロー
4 ブ情報の活用や広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、デジタル
5 技術を活用した効率的な災害覚知、関係機関が連携した通行実績情報の収集等を推進
6 し、自動車の通行に関する情報の迅速な把握や交通対策への活用を進める。また、通行
7 止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車
8 による出控えについて、国民の理解と協力を促すなど、災害時交通マネジメントを推進
9 する。
- 10 ○ そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓
11 ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、首都直下地震想定エ
12 リア等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口
13 が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくた
14 め、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。
- 15 ○ 災害時におけるへき地の医療機能を確保するため、医療機関のBCPを検討する。
- 16 ○ 巨大地震による被災が想定される地域における医療機関の更なる耐災害性強化に取り
17 組む。
- 18 ○ 医薬品・医療ガス・医療機器・食料等のあらゆる必需品が災害時であっても適切に供
19 給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。
- 20 ○ 都道府県における災害薬事コーディネーターの養成を行い、災害発生時における被災
21 地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等、災害時の
22 円滑・適切な医薬品提供・衛生管理の充実を図る。
- 23 ○ 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の医療観察法病棟は開棟後十数年が経つも
24 のが多く、設備の老朽化が目立つため、防災、減災の観点から設備の更新等を行うため
25 に大規模修繕等を実施する。

26

27 (主要施策)

28 【厚労】医療施設の耐震化

29 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

30 【厚労】心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の老朽化対策

31 【厚労】病院における事業継続計画（BCP）の策定

32 【厚労】災害拠点病院等の給水設備の整備強化

33 【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の整備強化等

34 【厚労】救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等

35 【厚労】医療コンテナの活用

36 【経産】災害時等に備えた需要家側への燃料タンクや自家発電設備の設置等

37 【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携の強化

38 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーシ
39 ョン等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策

40 【国交】気候変動等に対応した温水対策及び災害時における用水供給の確保

41 【内閣府】災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備

42 【厚労】災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

43 【厚労】被災地における歯科保健医療支援を行うチームの養成

44 【厚労】（都道府県・地域）災害医療コーディネーターの養成

45 【厚労】被災地における各種保健医療福祉活動チームの連携体制構築

- 1 【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 2 【厚労】災害薬事コーディネーターの養成
- 3 【厚労】モバイルファーマシーの活用環境の整備
- 4 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 5 【国交】滑走路等の耐震対策

6

7 2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状 8 態の悪化による死者の発生

9

10 (推進方針)

- 11 ○ 平時から発災時、復旧・復興までの一連の政府の災害対策をリードする司令塔として
12 の役割を担う防災庁を令和8年中に設置するよう、必要な検討・調整を行う。
- 13 ○ 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生
14 活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設
15 置・運営等に資する取組を引き続き促進する。
- 16 ○ スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用
17 するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進する。
- 18 ○ キッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等の災害時に活用可能な災害対応車両
19 について、平時から登録・データベース化し、被災自治体がニーズに応じてこれらへの
20 派遣要請をすることにより、迅速な被災者支援を可能とする災害対応車両登録制度を推
21 進する。
- 22 ○ 全国各地への迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、政府の立川防災合同庁舎を
23 含め、全国10地域11か所に、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易ト
24 イレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材、熱中症等への対策に
25 必要となる冷暖房機器、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購
26 入・分散備蓄を実施する。
- 27 ○ 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国を取組状況や地区防災計画制
28 度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。
- 29 ○ 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避
30 難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施すると
31 ともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。
- 32 ○ マイナンバーカード、デジタル技術の活用により、避難所入所・退所手続、災害対策
33 本部への報告等の避難所運營業務等の効率化を推進する。
- 34 ○ 各都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チーム
35 (DWAT, DCAT)の設置等により、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- 36 ○ 被災地における歯科保健医療支援を行うことができるチームを構成する歯科医療関係
37 者の養成を推進する。
- 38 ○ どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持す
39 るため、全ての都道府県において日本 DPAT の更なる整備を進める。
- 40 ○ 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火
41 葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等が
42 あるため、全都道府県で策定された広域火葬計画について具体的・実効的な計画への進
43 化を図る。
- 44 ○ 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
45 また、エネルギー源として、ライフラインの強化のため自立・分散型エネルギーを導

- 1 入・活用する。
- 2 ○ 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機
3 能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、
4 普及・啓発を図り、対策を推進する。
- 5 ○ 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所と
6 しての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・
7 減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライ
8 フラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続
9 き実施する。
- 10 ○ 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。
- 11 ○ 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必
12 要な備蓄等を進める。
- 13 ○ 車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報
14 共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅
15 速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する。
- 16 ○ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利
17 用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施
18 設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。
- 19 ○ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコ
20 ノミッククラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過
21 ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関
22 係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがない
23 よう、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケ
24 ア・健康管理を行う体制を構築する。
- 25 ○ ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
- 26 ○ 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る。
- 27 ○ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の
28 悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所
29 運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、
30 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライ
31 ン～（令和2年5月）」等に基づき、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視
32 点の反映を促進するとともに、防災分野における方針決定過程及び災害対応の現場への
33 女性の参画を推進する。
- 34 ○ あらゆる災害を想定し、被災都道府県等が被災状況等から DHEAT の必要性を判断し、
35 適切な要請につなげられるよう、また、非被災都道府県は派遣要請に応じ、速やかに
36 DHEAT を派遣できるよう、実災害を想定した訓練や研修を行うことにより体制整備を促
37 進する。

38

39 (主要施策)

40 【内閣官房】防災庁の設置

41 【内閣府】避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄

42 【内閣府】プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄整備

43 【内閣府】国民の防災意識の向上

44 【デジタル】マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等

45 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

- 1 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすた
- 2 めの耐災害性強化（公立学校、国立学校、私立学校）
- 3 【文科】独立行政法人等文教施設の耐災害性強化対策
- 4 【厚労・こども】社会福祉施設等の耐災害性強化対策
- 5 【国交】道路における防災拠点機能強化
- 6 【環境】熱中症予防対策
- 7 【環境】災害廃棄物対策指針に基づく地方公共団体による災害廃棄物処理計画の作成
- 8 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーシ
- 9 ョン等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策
- 10 【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築
- 11 【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 12 【厚労】被災地における歯科保健医療支援を行うチームの養成
- 13 【内閣府】災害ボランティア等の多様な主体との連携
- 14 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築
- 15 【内閣府】男女共同参画の視点からの防災・災害対応
- 16 【国交】住宅・建築物の耐震化
- 17 【内閣府】被災者一人ひとりに寄り添った支援

18

19 2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停

20 止

21

22 (推進方針)

- 23 ○ 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路・航路の啓開や民間輸送業者を含む体
- 24 制を整備する。また、「新物資システム（B-PLo）」の活用訓練や実践活用を踏まえた
- 25 システムの高度化を図る。
- 26 ○ 災害発生時において、被災地ニーズに応じた支援を可能にするために、物資の分散備
- 27 蓄を重点化して進めるとともに、新物資システム（B-PLo）や各自治体との連携強化を
- 28 推進する。
- 29 ○ 都道府県や被災影響の少ない周辺市町村の職員が、被災自治体の災害対応の後方支援
- 30 的業務（避難所への支援物資供給調整等）を担うなど支援体制の構築を進める。
- 31 ○ 食料物資が調達できない事態を回避するため、平時に民間の食料事業者等の協力の下、
- 32 応急用食料の調達可能量の調査を行い、大規模災害時における食料の調達・供給に不足
- 33 が生じないか確認する。
- 34 ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道事業者における耐
- 35 震化や老朽化対策等の取組を促進し、水道施設の耐災害性強化対策を推進する。
- 36 ○ 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非
- 37 常用電源装置の設置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。
- 38 ○ SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる
- 39 SS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェ
- 40 ーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料
- 41 備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。
- 42 ○ 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあ
- 43 るため、石油製品の国家備蓄を維持する。
- 44 ○ 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電・燃料タンクの整備・稼働等
- 45 により、災害時において、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるよう

- 1 に備える。
- 2 ○ 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス
3 利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維
4 持を図る。
- 5 ○ 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への
6 普及を推進する。
- 7 ○ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震の発生に対応する
8 ため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化やこれに係る技術開発、官民の関係者が気候変
9 動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハー
10 ド・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方に基づいた、総合的な防災・
11 減災対策を推進するなど、港湾施設の機能強化を図る。港湾機能を最大限活用した災害
12 対応のための物流・人流ネットワークである「命のみなとネットワーク」の形成、効果
13 的な事前対策や災害発生時の民間企業等の活動等を可能な限り円滑に継続できるように
14 するための港湾防災情報の高度化（DX）を推進する。
- 15 ○ 大規模災害時の緊急物資・人員輸送の拠点として機能できるよう、空港の耐災害性の
16 強化を進める。
- 17 ○ 渡河部の橋梁^{りょう}流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスがで
18 きず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する。
- 19 ○ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋梁^{りょう}の耐震
20 補強を推進する。
- 21 ○ 大規模災害発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放
22 置車両移動など対応能力を強化する。
- 23 ○ 豪雨等により土砂が航路に流出した場合でも、海上輸送ルートを確認できるよう大規
24 模出水時等に備えた航路の埋塞対策を実施する。
- 25 ○ 被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、また、全国各地で
26 頻発する災害に対応し的確な支援活動が実施できるよう、災害支援に資する船舶への十
27 分な災害支援機能の整備等を進める。
- 28 ○ 複数の都道府県に被害が及ぶような大規模災害発生時に、緊急物資輸送の中継拠点や
29 広域支援部隊のベースキャンプとして機能する港湾広域防災施設の機能強化を図る。
- 30 ○ 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
31 を防ぐために、現地に燃料等を輸送する。引き続き、訓練を通じ関係省庁との協力体制
32 の強化に努める。
- 33 ○ 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流
34 の実現に向けた取組を進める。
- 35 ○ 大規模災害時に被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行
36 うために、調達・供給に係る訓練を継続的に実施する。
- 37 ○ 陸路が寸断等された被災地へ、自治体等からの要請に応じて大学・高専の所有する練
38 習船を活用した海路による救援物資の運搬や給水支援などが可能となるよう、今後発生
39 しうる災害等に備え、老朽化した練習船の更新を引き続き計画的・重点的に推進する。
- 40 ○ 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通
41 信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。
- 42 ○ 特定利用港湾において、民生利用を主としつつ、災害時には自衛隊・海上保安庁の救
43 援物資輸送や被災地での給水支援等での円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既
44 存事業の促進を図る。

- 1 (主要施策)
- 2 【内閣府】新総合防災情報システム(SOBO-WEB)等を活用した一元的な情報収集・提供シ
- 3 ステムの整備・運用
- 4 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄
- 5 【国交】上下水道施設の耐災害性強化
- 6 【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入
- 7 【経産】国家備蓄石油の適切な管理
- 8 【経産】災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能確保
- 9 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策
- 10 【経産】災害時等に備えた需要家側への燃料タンクや自家発電設備の設置等
- 11 【経産】送電網の整備・強化対策
- 12 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーシ
- 13 ョン等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策
- 14 【内閣府】国民の防災意識の向上
- 15 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 16 【国交】渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 17 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 18 【国交】道路啓開計画策定及び実効性の向上(災害に備えた関係機関との連携)
- 19 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 20 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 21 【国交】港湾広域防災施設における防災教育
- 22 【国交】空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 23 【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 24 【国交】災害時における自衛隊・海上保安庁の円滑な利用にも資する港湾施設の整備
- 25 【文科】大学・高専の練習船を活用した災害支援対策

26

27 2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

28

29 (推進方針)

- 30 ○ 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅周辺地域等の滞
- 31 在者等の安全と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画等を策定・改定し、
- 32 官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。
- 33 ○ 大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉に帰宅することにより緊急車両の通行を妨げる
- 34 などの応急活動への支障を防止し、あわせて帰宅困難者自身の安全を確保するため、官
- 35 民が連携し、3日間の一斉帰宅抑制の基本原則の普及、企業等における施設内待機や拠
- 36 点のない帰宅困難者の待機場所の確保を図るとともに、大規模な集客施設や駅等におけ
- 37 る利用者の保護等の対策の一層の推進を図る。
- 38 ○ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅
- 39 支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 40 ○ このほか、鉄道施設の耐震対策・浸水対策、交通情報収集・提供・活用のためのシス
- 41 テムの整備・運用、信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備、災害時における自
- 42 転車の活用の推進、空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策、空港BCP
- 43 (A2(Advanced/Airport)-BCP)の実効性強化対策、流域治水対策、企業の本社機能の
- 44 地方移転・拡充の支援等を推進し、大都市圏における大量の帰宅困難者の発生を抑制す
- 45 る。

- 1 ○ 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難
2 者が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。

3
4 (主要施策)

5 【内閣府・国交】 主要駅周辺等における帰宅困難者対策

6 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

7 【国交】 空港 BCP の実効性強化対策

8 【内閣府】 企業の本社機能の地方移転・拡充

9 【国交】 地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策

10 【国交】 帰宅困難者・負傷者対応のための受入拠点の整備

11 【国交】 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化

12 【国交】 地下街の耐震性向上等に関する対策

13 【警察】 信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備

14 【国交・農水】 大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策

15 【国交・総務・経産】 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

16 【国交】 鉄道施設の耐震対策

17 【国交】 災害時における自転車^{かさ}の活用

18 【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

19
20 2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

21
22 (推進方針)

- 23 ○ 道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災
24 害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。

- 25 ○ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路や孤立を長期化させ
26 るおそれのある道路の法面・盛土等において、レーザープロファイラ調査や合成開口レ
27 ーダ (SAR) 衛星等を活用し、災害リスクを把握するとともに、道路区域外からの土砂
28 流入等の近年の被災事例等を踏まえた耐災害性評価 (リスクアセスメント) 等も活用し、
29 効率的・効果的に対策を推進する。

- 30 ○ 救急・救命活動等の拠点となる空港の役割、航空ネットワークの維持の観点から空港
31 BCP の実効性強化対策を推進する。

- 32 ○ 地域防災計画等に基づき、農林道等が避難路や迂回路^うに指定されていることを関係者
33 間で常に共有する。

- 34 ○ 災害発生時に機動的・効率的な活動ができるよう、道路等の啓開に必要な体制の整備
35 や装備資機材等の充実を図る。

- 36 ○ 人の立入りが困難な被災現場においても迅速な災害復旧を行うことが可能となるよう、
37 建設機械の自動化・遠隔化技術の開発・改良を促進するとともに、孤立地域への輸送手
38 段として活用可能なドローン等を、安全かつ効率的に飛行させるための技術開発等に取
39 り組む。

- 40 ○ 国による地方公共団体等への支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な
41 訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充
42 実や、被害状況把握の迅速化、隊員作業の効率化を図るためのシステムの構築を進める。

- 43 ○ 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像
44 解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。

- 1 (主要施策)
- 2 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策
- 3 【国交】渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- 4 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 5 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 6 【農水】農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等
- 7 【経産】災害対応等のためのドローン・空飛ぶクルマの実装に向けた開発・実証
- 8 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保に向けた、船舶の利用に係る関係者
- 9 との体制構築等
- 10 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 11 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 12 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄
- 13 【国交】道路における防災拠点機能強化
- 14 【国交】自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策
- 15 【国交】TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 16 【国交】空港 BCP の実効性強化対策
- 17 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備
- 18 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 19 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 20 【警察】警察施設の耐災害性の強化

21

22 2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

23

24 (推進方針)

- 25 ○ 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大
- 26 時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施する。
- 27 ○ 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、
- 28 円滑に保健医療福祉活動が進められず、その結果、被災者の健康・心理状態の悪化による
- 29 死亡者の発生までに至ることも想定されることから、DHEAT が災害発生時に都道府県
- 30 等に設置される保健医療福祉調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整
- 31 機能が円滑に進むように備える。
- 32 ○ 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐため、被災地における医
- 33 療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保等により医療機能が麻痺しないようにす
- 34 る。
- 35 ○ 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、
- 36 水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した
- 37 取組を推進する。
- 38 ○ 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病
- 39 院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リ
- 40 スクの低減や処理機能の確保を図る。
- 41 ○ 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネッ
- 42 トワーク強化を図る。
- 43 ○ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
- 44 ○ 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。

45

- 1 (主要施策)
- 2 【厚労】医療施設の耐震化
- 3 【厚労】災害時の情報システム活用による保健医療福祉活動支援体制の強化
- 4 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
- 5 【厚労】被災地における各種保健医療福祉活動チームの連携体制構築
- 6 【厚労】災害派遣医療チーム (DMAT) の養成
- 7 【国交】上下水道施設の耐災害性強化
- 8 【国交】上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 9 【国交・農水】流域治水対策 (河川、砂防、下水道、海岸)
- 10 【環境】浄化槽長寿命化計画策定
- 11 【環境】災害に強い合併処理浄化槽の整備

12

13 ■ 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

14

15 3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

16

17 (推進方針)

- 18 ○ 矯正施設の耐震化率は89% (令和6年度) であり、老朽化対策と併せ耐震化を着実に
- 19 推進する。あわせて、AI や ICT の活用による経年劣化した監視カメラ等総合警備システ
- 20 ムを始めとする各種警備関係機器の更新整備や、災害時に関係機関との間で情報共有体
- 21 制の構築を、訓練等を通じて進める。
- 22 ○ 矯正施設の一部を地方公共団体等の避難場所に指定するといった地域との連携の深化
- 23 により、地域の混乱リスクの低減に資するよう取り組む。
- 24 ○ 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警
- 25 察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用
- 26 体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上を図り、災害時における警察機
- 27 能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓
- 28 練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等
- 29 ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。
- 30 ○ 信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進
- 31 める。
- 32 ○ 交通情報の集約や、官民が保有するプローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規
- 33 制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるた
- 34 め、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。

35

36 (主要施策)

- 37 【警察】警察施設の耐災害性の強化
- 38 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新
- 39 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備
- 40 【法務】矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働
- 41 【法務】矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池の更新整備
- 42 【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の構築等
- 43 【法務】特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備及び技術指導
- 44 【法務】法務省施設の防災・減災対策
- 45 【法務】少年鑑別所の収容の確保及び非常招集時における初動体制の迅速化

- 1 【警察】通信指令施設の更新整備
- 2 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 3 【警察】警察用車両等の整備
- 4 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 5 【警察】警察情報通信設備等の更新整備

7 3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

9 (推進方針)

- 10 ○ 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、
- 11 レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時において
- 12 ても、必要な機能を維持する。
- 13 ○ 政府全体のBCPや各府省庁等のBCPの実効性向上の観点から、政府業務継続計画を踏
- 14 まえた各府省等のBCPの見直しを通じて、中央官庁における業務継続体制の確保を図る。
- 15 ○ 災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策
- 16 を総合的かつ効率的に推進する。
- 17 ○ 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団
- 18 体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、
- 19 情報伝達ルート・設備の多重化を進める。
- 20 ○ 中央防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、中央官庁の機能不全に
- 21 陥ることを防ぐため、中央防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、指定行政
- 22 機関・指定公共機関等の中央防災無線網設備の整備を推進する。
- 23 ○ 首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合で
- 24 も、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備
- 25 や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能
- 26 整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進する。
- 27 ○ 災害時の被害低減のため、地図情報について、地形分類情報や詳細な標高データ等の
- 28 災害リスク情報の整備に加え、空中写真や詳細な地図情報の事前整備を実施するほか、
- 29 地図情報の最新性の確保に資する地図情報整備の効率化のための技術開発等を実施する。

31 (主要施策)

- 32 【内閣府】中央省庁における業務継続体制の確保
- 33 【国交】災害時における自^{りょう}転車の活用
- 34 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 35 【国交】道路ネットワークの機能強化対策
- 36 【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対策力の強化
- 37 【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保
- 38 【国交】官庁施設の老朽化対策
- 39 【総務】地方公共団体庁舎等における非常用通信手段の確保対策
- 40 【内閣府】立川・有明の丘・東扇島施設の適切な整備・維持管理の実施及び現地対策本部
- 41 設置のための官庁施設の整備
- 42 【内閣府】中央防災無線網設備の整備
- 43 【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立
- 44 【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上
- 45 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備

1
2 3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3
4 (推進方針)

- 5 ○ 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。
- 6
7
8
9
10
11
- 12 ○ 大規模災害発生時であっても、公共情報システムに保管されている住民情報を含むデータを保護し、業務継続性を確保するための対策としてシステムをモダン化したうえでクラウドコンピューティング技術を利用することが有効であることから、地方公共団体における基幹業務システムの標準化・ガバメントクラウドへの移行を確実に進めるとともに、広く公共情報システムのガバメントクラウド利用に向けた検討が進むよう情報提供その他の必要な措置を講じる。
- 13
14
15
16
17
- 18 ○ 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 OB・OG の活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。
- 19
20
21
22
- 23 ○ 大規模自然災害発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確保するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る取組を推進する。また、女性を含め消防団員が活動しやすい環境づくりや企業等との連携強化により消防団員の更なる確保を進めるとともに、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む充実を図るほか、より実践的かつ効果的な訓練の強化等や、自主防災組織等の活性化等を推進する。
- 24
25
26
27
28
- 29 ○ 公共施設等の耐震強化やコージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用電源の整備を進める。
- 30
- 31 ○ 災害ケースマネジメントに関わる福祉関係者や弁護士等の士業者、NPO等の多様な関係者が連携して取組を推進するために、全国の地方公共団体と協力して関係者が一同に会する説明会を実施することで、平時から関係者で顔の見える関係を構築し、災害ケースマネジメントの取組の定着を図る。また、災害時の迅速な被災者支援が可能な被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、地方公共団体への助言等に取り組む。
- 32
33
34
35
36

37 (主要施策)

38 【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域等における地方公共団体の業務継続計画の策定

39
40 【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成

41 【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上

42 【総務】災害対応に必要な資格取得・講習受講

43 【総務】応急対策職員派遣制度の運用による応援体制の強化

44 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の体制構築

45 【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練

- 1 【内閣府】 地方公共団体における災害時受援体制の構築
- 2 【内閣府】 被災者一人ひとりに寄り添った支援
- 3 【総務】 防災拠点となる公共施設等の耐震化
- 4 【総務】 消防庁舎の耐震化
- 5 【総務】 災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保
- 6 【国交】 被災者のための移動自動車相談所の設置
- 7 【国交・総務・経産】 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 8 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備
- 9 【総務】 消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

10

11 ■ 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

12

13 4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による 14 国際競争力の低下

15

16 (推進方針)

- 17 ○ BCP 未策定の企業に対し、BCP の重要性についての理解促進を図るとともに、製造業、
18 物流事業者及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定を促進する。中小企業に対
19 しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓
20 発や、BCP の策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強
21 化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改
22 善や事業拠点の分散等にも留意する。
- 23 ○ 船舶交通の安全を確保するため航路標識の老朽化等対策・耐災害性強化対策、道路の
24 防災対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津
25 波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
- 26 ○ 企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶を防止するため、女
27 性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出を図りながら、本社機能の移転・拡
28 充を促進する。
- 29 ○ サプライチェーンは国内に限らず海外にまで及ぶため、事前防災に係る我が国の知見
30 を共有するなど、貿易相手国の防災能力強化にも取り組む。
- 31 ○ 利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点に
32 対して非常用電源設備の導入支援を行うなど民間物流拠点の耐災害性強化を図る。
- 33 ○ 石油化学業界等の多様な産業の原材料となる物資のサプライチェーンの確保に当たっ
34 ては、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害の把握等に関する知識とノウハ
35 ウを持ち、プロセス全体を把握することができる人材を育成する。

36

37 (主要施策)

- 38 【国交】 物流事業者における災害対応力の強化
- 39 【国交・農水】 流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 40 【国交・農水】 大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策
- 41 【内閣府】 民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及
- 42 【経産】 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策
- 43 【経産】 石油化学事業者による産業保安のための実施計画の策定等
- 44 【内閣府】 企業の本社機能の地方移転・拡充
- 45 【国交】 航路標識の耐災害性強化対策（電源喪失、監視体制強化、信頼性向上、レーダー

- 1 の耐風速)
- 2 【国交】 航路標識の老朽化等対策
- 3 【国交】 災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興
- 4 体制の確保
- 5 【国交】 効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 6 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 7 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 8 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 9 【国交】 空港における護岸^{かさ}嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 10 【国交】 道路の雪寒対策等

11

12 4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質の

13 大規模拡散・流出

14

15 (推進方針)

- 16 ○ 石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制の強化を図るため、実効性のある
- 17 防災訓練の継続的な実施や、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に起因する海上災害
- 18 への対応能力を強化するため、資機材の整備・維持管理や、コンビナート総合防災訓練、
- 19 船舶火災消火訓練、排出油防除訓練等、地域の特性に合わせた関係機関合同の災害対応
- 20 訓練を実施し、連携強化を図る。
- 21 ○ 高圧ガス設備について、南海トラフ等の巨大地震を想定した液状化、流動化等への対
- 22 策の検討を進め、耐震性能評価法の見直しに関する検討を実施する。
- 23 ○ 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動等のセンシン
- 24 グ技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻
- 25 度を高めるなど、技術開発や人材育成を進める。
- 26 ○ 休廃止鉱山の坑道や技術指針に適合していない集積場について、自然災害時に有害物
- 27 質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。
- 28 ○ 化学物質の漏洩への対応力を全国一律で高めるとともに、複数の都道府県が被災する
- 29 ような大規模災害の場合でも、地域間連携により対応することができるよう取り組む。
- 30 ○ 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。

31

32 (主要施策)

- 33 【総務】 石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化
- 34 【総務】 石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 35 【経産】 鉱山集積場の耐震化への対策
- 36 【国交・農水】 大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策
- 37 【国交・農水】 流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 38 【環境】 「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル」の策定
- 39 【環境】 PCB 早期処理のための対策
- 40 【経産】 休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する対策
- 41 【環境】 有害物質による健康被害を防ぐための調査
- 42 【国交】 海上における有害・危険物質対応能力の維持向上
- 43 【国交】 関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上

44

45 4-3) 海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への

1 甚大な影響

2
3 (推進方針)

- 4 ○ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震の発生に対応する
5 ため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化やこれに係る技術開発、官民の関係者が気候変
6 動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハー
7 ド・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方に基づいた、総合的な防災・
8 減災対策を推進するなど、港湾施設の機能強化を図る。
- 9 ○ 港湾BCPの実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾BCP訓練を継続的に実施
10 し、PDCAサイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。
- 11 ○ 船舶交通の安全を確保するため、航路標識の老朽化等対策及び耐災害性強化対策を計
12 画的に推進する。
- 13 ○ 地震・台風・高潮等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、国際航空輸送
14 機能に甚大な影響が及ばないように、滑走路等の耐震対策や浸水対策等のハード対策を進
15 めるとともに、実効性強化のための空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)に基づく
16 訓練の実施、及び火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や航空・空港関係
17 者への解説強化、自動観測技術の開発等によるソフト対策を進める。

18
19 (主要施策)

- 20 【国交】災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興
21 体制の確保
- 22 【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達
- 23 【国交】航路標識の耐災害性強化対策（電源喪失、監視体制強化、信頼性向上、レーダー
24 の耐風速）
- 25 【国交】航路標識の老朽化等対策
- 26 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 27 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 28 【国交】「協働防護」による港湾における気候変動適応
- 29 【国交】港湾における老朽化対策
- 30 【国交】空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 31 【国交】滑走路等の耐震対策
- 32 【国交】空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策
- 33 【国交】空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策
- 34 【国交】空港無線施設等の電源設備等の浸水対策
- 35 【国交】空港の老朽化対策
- 36 【国交】空港BCPの実効性強化対策
- 37 【国交】線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化
- 38 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化
- 39 【国交】鉄道施設の浸水対策
- 40 【国交】鉄道施設の耐震対策
- 41 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

42
43 4-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

44
45 (推進方針)

- 1 ○ 郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便（株）において、必要に応じて BCP の見直
2 しを行い、実効性を確保する。
- 3 ○ 各金融機関の BCP 策定、通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、自家発電機の設
4 置、システムセンター等のバックアップサイトの確保はおおむねなされているが、今後、
5 全ての主要な金融機関において早期に対策を実施する。また、金融庁・中央銀行・各金
6 融機関が参加する震災対応に係る銀行業界横断訓練や、関係機関も参加の下で 3 市場
7 （外国為替市場・証券市場・短期金融市場）合同の防災訓練を定期的実施し、その結
8 果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
- 9 ○ 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバック
10 アップ等、顧客データの安全対策を講じる。
- 11 ○ 大規模自然災害等により、現金、預金口座情報等を失った被災者が口座の特定や預金
12 の引き出し等を効率的に行うことができるよう、金融機関及び預金保険機構との事務・
13 システム運用を進める。

14

15 (主要施策)

16 【金融】金融機関のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等

17 【国交・農水】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策

18 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

19 【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備

20 【金融】金融機関における通信手段の多様化

21 【金融】金融機関におけるシステムセンター等のバックアップサイトの確保等、顧客デー
22 タの安全対策

23 【金融】銀行業界等関係業界内横断的な防災訓練等

24 【デジタル】預貯金口座付番制度

25 【総務】日本郵便株式会社における郵便事業に係る事業継続計画の策定

26 【総務】日本郵便株式会社における事業継続のための防災用品の備蓄

27

28 4-5) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

29

30 (推進方針)

- 31 ○ 農林水産業に係る生産基盤等については、農業用ため池等の農業水利施設の耐震化、
32 漁港施設等の耐震・耐津波・耐浪化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林
33 道橋、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 34 ○ 漁港管理者や漁協等に対して災害に強い水産地域づくりガイドライン等の普及を行い、
35 漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた BCP の策定を促進する。
36 BCP においては、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保等の
37 対策を位置付けるなど、停電時でも稼働できる体制の構築を進める。また、土地改良区
38 等の施設管理者による BCP の点検、必要に応じた改定に関する指導・助言を行う。
- 39 ○ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業
40 者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の
41 構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。
- 42 ○ 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発
43 電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。
- 44 ○ 食料供給困難事態対策法を適切に運用する。
- 45 ○ 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防

1 災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を
2 促進する。

3 ○ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁^{りょう}の耐震
4 化や港湾、空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業
5 競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。

6 ○ 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強
7 靱化やバックアップ体制の確保、コージェネレーション等の自立・分散型設備、非常用
8 電源設備の導入支援による物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

9 10 (主要施策)

11 【農水】農業水利施設の耐震化

12 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

13 【農水】防災重点農業用ため池の防災・減災対策

14 【農水】農村地域の総合的な防災・減災対策

15 【農水】農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有

16 【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化

17 【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）及び体制強
18 化

19 【農水】園芸産地事業継続強化対策

20 【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築

21 【内閣府】民間企業及び企業間／企業体／業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及

22 【農水】食料供給困難事態対策法に基づく対策

23 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等

24 【農水】漁港施設等の緊急性の高い長寿命化対策

25 【農水】卸売市場における防災・減災対策のための施設整備

26 【農水】水産物の生産・流通に係るBCPの策定

27 【農水】農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策

28 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

29 【国交】滑走路等の耐震対策

30 【国交】物流事業者における災害対応力の強化

31 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄

32 【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化

33 34 4-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

35 36 (推進方針)

37 ○ 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含め
38 た戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタ
39 ル技術を活用した遠隔監視等を進める。

40 ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水
41 に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。

42 ○ 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水
43 道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活
44 動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。

45 ○ 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者

1 が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対
2 策として渇水対応タイムラインの作成を推進すること等により、危機的な渇水への対応
3 に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する。

- 4 ○ 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの
5 生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に
6 構築する。

7
8 **(主要施策)**

9 **【国交】** 気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

10 **【農水】** 農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等

11 **【経産】** 工業用水道施設の耐災害性の強化

12 **【経産】** 工業用水道事業におけるデジタル技術等、広域化等、民間活用

13 **【農水】** 農業水利施設の耐震化

14 **【農水】** 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

15 **【農水】** 農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策

16 **【農水】** GIS を活用した農業水利施設の可視化・共有化

17 **【農水】** 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）及び体制強
18 化

19 **【国交】** 上下水道施設の耐災害性強化

20
21 **4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下**

22
23 **(推進方針)**

- 24 ○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の
25 公益的機能の発揮が重要であることから、流域治水と連携しつつ、間伐及び主伐後の再
26 造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開
27 設・改良を推進する。あわせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺
28 の森林整備を推進する。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。

- 29 ○ 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山
30 地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発
31 生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、
32 治山対策を推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の
33 激甚化、広域にわたる河川氾濫等災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携
34 しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけ
35 るきめ細かな治山ダムの配置等により土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係る
36 ハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、
37 地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

- 38 ○ 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然
39 公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取
40 り組む。

- 41 ○ 自然公園等において、ニホンジカ、外来生物等の侵入防止柵等を整備し、下層植生の
42 衰退・裸地化、直接的な捕食といった生態系への被害の拡大を抑え、国土の荒廃・多面
43 的機能の低下を防止する。

- 44 ○ ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼして
45 いるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカにおいては半減目標の達成

- 1 が難しい状況にあり、広域的な捕獲を推進するなど、全国的に捕獲強化を継続し、その
2 ための体制を強化する。
- 3 ○ 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や野生鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進
4 する。
 - 5 ○ 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の
6 被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施
7 する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフ
8 ラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅
9 に進捗させる。
 - 10 ○ 耕作放棄地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。
 - 11 ○ 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、自治体等に対する計画策定等
12 への技術的な支援を通し、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を含め、自然の有
13 する多機能性を活かすことで複数の社会課題の同時解決を目指す「自然を活用した解決
14 策（NbS）」の現場実装を更に進める。また、生態系の被害の拡大に伴う国土の荒廃・
15 多面的機能の低下を防ぐため、国土全体で健全な生態系を保全・再生する。
 - 16 ○ 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が
17 一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集
18 約化により地域の森林の整備を推進する。
 - 19 ○ 国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地
20 域における共同活動の継続的な実施や耕作放棄地の増加防止につながる野生鳥獣による
21 農作物被害の防止に向けた対策等を実施するとともに、地域防災力の向上に資する農村
22 等のコミュニティの維持・活性化を図る。
 - 23 ○ 地域コミュニティの維持・活性化のため、農地・農業水利施設や農村生活環境整備等
24 の地域資源の適切な保全管理を図る。
 - 25 ○ 老朽化に起因する災害リスクに対応するため、特に地域の共同活動として実施する農
26 業用排水路等の施設の補修・更新等の防災減災の取組を推進する。
 - 27 ○ 農業生産基盤や農村生活環境の集約的な整備を推進する。
 - 28 ○ 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を推進する。
 - 29 ○ 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害
30 を防止するため、CLT 等の建築用木材について、CLT パネルの寸法の標準化等の普及や
31 接合金物の開発等の低コスト化の推進、標準的な木造化モデルの作成・普及など、CLT
32 に関わる人材育成や CLT を使い易くする環境づくりの取組により、その供給・利用を促
33 進し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。
 - 34 ○ 大規模津波による多数の死傷者の発生防止や浸水被害の防止・軽減のため、東日本大
35 震災後の海岸防災林の再生の取組の中で得られた知見を踏まえ、海岸防災林による津波
36 エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう整備を進める。
 - 37 ○ 林野火災に強い地域づくりを推進するため、林野火災の危険度が高い地域において、
38 延焼しにくい多様な林相への誘導や消火活動にも資する林道の整備を推進する。

39

40 (主要施策)

- 41 【環境】 利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備
- 42 【農水】 山地災害危険地区等における治山対策
- 43 【環境】 森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策
- 44 【農水】 海岸防災林の整備
- 45 【農水】 山地災害危険地区等における森林整備対策

- 1 【農水】 CLT（直交集成板）等の開発・普及
- 2 【農水】 農地の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣被害対策
- 3 【国交】 グリーンインフラを活用した防災・減災対策
- 4 【農水】 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定等）及び体制強化
- 5
- 6 【農水】 農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 7 【農水】 「田んぼダム」等の取組
- 8 【農水】 農村地域の総合的な防災・減災対策
- 9 【農水】 農村における基幹集落への機能集約とネットワークの強化
- 10 【環境】 海岸漂着物等に関する緊急対策
- 11 【農水】 地域の共同活動による防災・減災の取組
- 12 【農水】 山村コミュニティによる森林整備・保全活動等
- 13 【農水】 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

14

15 ■ 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等
16 の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

17

18 5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、
19 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や
20 救助・支援が遅れる事態

21

22 (推進方針)

- 23 ○ 平時から発災時、復旧・復興までの一連の政府の災害対策をリードする司令塔として
24 の役割を担う防災庁を令和8年中に設置するよう、必要な検討・調整を行う。
- 25 ○ AI・デジタル等の新技術の活用を含めた官民連携の研究開発の実施により、重点的・
26 効率的な施策を推進する。
- 27 ○ 中央防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、中央官庁の機能不全に
28 陥ることを防ぐため、中央防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、指定行政
29 機関・指定公共機関等の中央防災無線網設備の整備を推進する。
- 30 ○ データセンターが東京圏・大阪圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太
31 平洋側に敷設されていること、及び国際海底ケーブルが房総半島や志摩半島に陸揚局が
32 集中していることを踏まえ、民間事業者によるデータセンターの分散立地や日本海側の
33 海底ケーブル、国際海底ケーブルの分岐支線等の整備に対して支援を行うことによりデ
34 ジタルインフラの強靱化を進める。
- 35 ○ 携帯電話網の相互利用に係る接続性等の課題を解決し、より確実な緊急通報等を実現
36 する。
- 37 ○ 災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システム（DiMAPS）の更なる活
38 用を推進する。
- 39 ○ 災害情報を全ての国民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達
40 手段の多重化を促進する。
- 41 ○ 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・
42 ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備等の整備及び運用
43 体制の構築、中継局の整備等を図るとともに、ケーブルテレビネットワークや辺地共聴
44 施設の光化・複線化等を進める。
- 45 ○ 災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大

- 1 容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネルの設置及び衛星回線や光ファイバの2ルー
2 ト化による通信回線の冗長化を通じて、基地局機能の維持を図るなど、携帯電話基地局
3 の強靱化対策を推進する。
- 4 ○ 激甚災害時の通信確保と被災状況把握を官民連携で対応する体制（仮称：通信復旧支
5 援チーム）の設立に計画的に取り組む。
 - 6 ○ 災害時も含めて多数のユーザの通信を支えるため、HAPS 無線通信システムの高度化に
7 関する研究開発を推進する。
 - 8 ○ きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における
9 国民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推
10 進するとともに、それらの情報を確実に国民に提供するため、河川情報の冗長化を推進
11 する。
 - 12 ○ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自
13 衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の
14 新技術活用等を図る。
 - 15 ○ 関係府省の施策連携による統合型G空間防災・減災システムの構築を推進する。
 - 16 ○ 地震津波火山観測網の構築・強化、準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化
17 等を進める。
 - 18 ○ 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や
19 被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で
20 有効活用可能な環境を整備する。
 - 21 ○ 外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や IT を活用した分かりや
22 すい情報発信等を進める。
 - 23 ○ 地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達において必要不可欠な L アラートについ
24 て、システムの信頼性等を強化するための改修を行った上で令和8年12月より総務省で
25 運用を開始するとともに、政府全体の防災 DX の取組に寄与するよう、システムの継続
26 性確保やLアラートで扱う情報の充実化等について、必要な見直しを進める。
 - 27 ○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を十分に活用し効率的な情報集約・共有等がさ
28 れるよう、戦略的な研修等の実施を通じて利用者の習熟を図るとともにシステム活用の
29 意義や有用性を啓発する取組を推進する。
 - 30 ○ 衛星通信は、離島、海上、山間部等を効率的にカバーし、自然災害を始めとする非常
31 時の通信手段として地上系ネットワークの冗長性の確保に有用であることから、高速大
32 容量通信が可能な新たな衛星通信サービスや携帯電話端末による衛星との直接通信サー
33 ビスに関する制度整備を推進するとともに、衛星通信システムの高度化に資する研究開
34 発を実施する。

35

36 (主要施策)

37 【内閣官房】 防災庁の設置

38 【内閣府】 スマート防災ネットワークの構築

39 【総務】 放送局等の耐災害性を強化するための停電対策等

40 【総務】 災害対策としての地上波放送に係る予備送信所等の整備

41 【総務】 ケーブルテレビネットワーク等の強靱化

42 【総務】 辺地共聴施設の高度化支援

43 【総務】 データセンター、海底ケーブル等の地方分散

44 【総務】 難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備

45 【総務】 Lアラートによる災害情報の確実な伝達

- 1 【総務】 携帯電話基地局強靱化対策事業
- 2 【総務】 地域における災害支援体制の整備・人材育成等
- 3 【総務】 HAPS 無線システムの高度化に向けた研究開発
- 4 【内閣府】 中央防災無線網設備の整備
- 5 【警察】 機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 6 【警察】 警察情報通信設備等の更新整備
- 7 【警察】 通信指令施設の更新整備
- 8 【防衛】 防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等
- 9 【防衛】 野外通信システム等の整備等による通信能力の向上
- 10 【国交】 海上保安施設等の耐災害性強化対策
- 11 【文科】 地震津波火山観測網の高度化に関する対策
- 12 【文科】 火山の機動観測体制の構築
- 13 【文科】 技術試験衛星 9 号機（ETS-9）等の通信衛星の開発
- 14 【内閣府】 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した一元的な情報収集・提供システム
15 の整備・運用
- 16 【内閣府】 準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 17 【総務】 可搬型予備送信設備及び臨時災害放送局の運用体制の構築
- 18 【総務】 衛星通信システムに関する制度整備等
- 19 【総務】 Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達
- 20 【国交】 TEC-FORCE 等に係る機能強化による災害対応力の強化
- 21 【総務】 住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化
- 22 【総務】 非常時における携帯電話網の相互利用による接続性向上に関する技術的検討
- 23 【総務】 災害時の通信サービス確保のための連携の拡大・普及に関する対策
- 24 【国交】 国内旅行者に対する安全管理体制及び情報提供体制の構築
- 25 【国交】 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達
- 26 【防衛】 各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

28 5-2) 電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
29

30 (推進方針)

- 31 ○ 発電所・製油所・天然ガス等の大型プラントの耐災害性強化を推進する。
- 32 ○ 災害時を含めた電力融通の更なる円滑化等のため、送電網整備に関するマスタープラン
33 を踏まえ、一般送配電事業者を中心とした民間事業者における地域間連系線の整備を
34 計画的に実施する。
- 35 ○ 一般送配電事業者間の相互の連携に関する計画である「災害時連携計画」に基づき、
36 停電の早期復旧に向けた事前の備えと災害発生時の協力、地方自治体や自衛隊等の関係
37 機関との連携体制を構築する。
- 38 ○ 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等
39 の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー
40 等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 41 ○ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LP ガス等の
42 活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電
43 力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分
44 散型エネルギーを導入するとともに、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推
45 進やカーボンリサイクル燃料の社会実装に係る環境整備等を通じ、災害リスクを回避・

- 1 緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
- 2 ○ 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により
- 3 り災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設等において、大規模災害時において
- 4 も発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコ
- 5 ージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。
- 6 ○ 送電鉄塔等の災害対策を強化する。

7

8 **(主要施策)**

- 9 **【環境】** 脱炭素かつ、レジリエンス性の高い建築物の普及
- 10 **【国交】** 防災性に優れた業務継続地区の構築
- 11 **【国交・総務・経産】** 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 12 **【農水】** 農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入
- 13 **【経産】** 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立
- 14 **【経産】** 送電網の整備・強化対策
- 15 **【環境】** 避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーシ
- 16 ョン等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策
- 17 **【国交】** 道路啓開計画策定及び実効性の向上（災害に備えた関係機関との連携）
- 18 **【国交】** 道路ネットワークの機能強化対策
- 19 **【国交】** 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 20 **【防衛】** インフラ企業等関係機関との共同図上演習等

21

22 **5-3) 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の**

23 **停止**

24

25 **(推進方針)**

- 26 ○ 災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列BCPについて、引き
- 27 続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。
- 28 ○ 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、陸上・海上の輸送基盤の災害対応力を強
- 29 化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開のため、関係機関の連携等により必要な体
- 30 制整備を図るとともに、必要となる装備資機材の充実を図る。
- 31 ○ SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる
- 32 SS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェ
- 33 ーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料
- 34 備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。
- 35 ○ 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動等のセンシ
- 36 グ技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻
- 37 度を高めるなど、技術開発や人材育成を進める。

38

39 **(主要施策)**

- 40 **【経産】** ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化
- 41 **【経産】** 石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携の強化
- 42 **【経産】** 災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続並びに同計画の見直し及び訓練の課題
- 43 の改善
- 44 **【経産】** 災害時における石油製品供給の継続のためのBCPの見直し
- 45 **【経産】** 災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

- 1 【経産】 国家備蓄石油の適切な管理
- 2 【経産】 災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能確保
- 3 【経産】 石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策
- 4 【経産】 災害時等に備えた需要家側への燃料タンクや自家発電設備の設置等
- 5 【国交】 道路啓開計画策定及び実効性の向上（災害に備えた関係機関との連携）
- 6 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 7 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 8 【環境】 避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーシ
- 9 ョン等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策

10

11 5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

12

13 (推進方針)

- 14 ○ 大規模自然災害時においても、安全な水の供給や下水の処理機能の確保を図るため、
- 15 上下水道施設の耐災害性強化等を上下水道一体となって推進する。
- 16 ○ 良好な水道・下水道サービスを持続的に提供するとともに、日常生活や社会活動に重
- 17 大な影響を及ぼす大規模な道路陥没事故等を未然に防ぐため、DX 技術を活用した点検調
- 18 査や老朽化した上下水道管路等の対策を集中的に実施する。
- 19 ○ 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、浄化槽台帳システムの活
- 20 用状況を調査し、災害に強く早期復旧が可能な合併処理浄化槽の導入促進及び導入によ
- 21 る管理の高度化を検討するとともに、地方公共団体が施設の老朽化・耐震対策を実施す
- 22 るための支援を引き続き行う。
- 23 ○ 災害時地下水利用ガイドライン、地下水データベース、地下水マネジメント推進プラ
- 24 ットフォームの活用による市区町村への支援に取り組むことで、地域の実情に応じた災
- 25 害用井戸等の代替水源の確保を推進する。
- 26 ○ 避難所などの重要施設へ接続する農業集落排水施設における耐震性能照査について、
- 27 着実に実施されるよう市町村へ周知するとともに、適切にフォローアップを行う。

28

29 (主要施策)

- 30 【国交】 上下水道施設の耐災害性強化
- 31 【国交】 上下水道施設の戦略的維持管理・更新
- 32 【農水】 集落排水施設の耐震性能照査・保全対策
- 33 【環境】 災害に強い合併処理浄化槽の整備
- 34 【環境】 浄化槽長寿命化計画策定
- 35 【国交】 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用の推進
- 36 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 37 【国交・総務・経産】 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 38 【国交】 道路啓開計画策定及び実効性の向上（災害に備えた関係機関との連携）

39

40 5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネ

41 ットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

42

43 (推進方針)

- 44 ○ 道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、発災後おおむね 1 日以内に緊急車両の
- 45 通行を確保し、おおむね 1 週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、高規格道路の

- 1 未整備区間の解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄
2 国道とのダブルネットワークの強化、三大都市圏や地方都市の環状道路の整備等を推進
3 し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能確保を図る。また、災害時の迅速な救
4 急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、高度な技術を要する場合等に国が災
5 害復旧に関する工事を代行できる制度を活用し、災害復旧の迅速化を図る。
- 6 ○ 災害時の広域避難や救援物資輸送にも資する高規格道路等へのアクセス性の向上を図
7 る。
 - 8 ○ 橋梁^{りょう}や舗装等の道路施設について、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕
9 等の対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低
10 減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的か
11 つ計画的に実施する。
 - 12 ○ 緊急輸送道路（1次）において緊急車両の通行の確保の観点から常時監視が必要な区
13 間のうち、まだCCTVカメラが設置できていない箇所に対して引き続きCCTVカメラの設
14 置を行う。道路システムのDX「xROAD」の取組により、遠隔からの監視等による道路の
15 状況の常時収集、AIやICT等の新技術の活用による維持管理作業の高度化・効率化によ
16 る道路の管理体制の強化を推進するとともに、それらにより新たに活用可能となったデ
17 ータの活用環境の整備を進め、平常時はもとより災害時においても道路管理者等がデー
18 タを円滑に活用できる環境を整備する。収集蓄積したデータを一部オープン化しデータ
19 の利活用を促進する。また、自治体管理道路を含め、被災箇所や画像の情報を迅速に整
20 理するプラットフォームを構築するなど、道路分野の防災DXに取り組む。
 - 21 ○ 地方公共団体が策定する地域防災計画への位置付けを踏まえ、「防災道の駅」や「防
22 災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を図るとともに、災害時にも
23 活用可能なAIカメラや高付加価値コンテナ等の設置、BCPの策定等、災害対応の体制構
24 築を推進する。
 - 25 ○ 災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混
26 乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、災害時の移動手段としての自転車、バイクの
27 活用について情報収集及び発信を進める。
 - 28 ○ 地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地
29 域未来戦略に資する地域の独自の取組によるソフト事業、拠点整備事業と一体的に整備
30 するインフラ整備を推進する。
 - 31 ○ 地震発生時の避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、
32 避難路の機能を有する道路整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒
33 壊による道路閉塞を未然に防ぐ対策を推進する。
 - 34 ○ 踏切道の長時間遮断により、災害時の緊急活動や人流・物流等が阻害されるリスクを
35 回避するため、踏切の立体交差化等の対策を推進するとともに、災害時の管理の方法を
36 定める取組を推進する。
 - 37 ○ 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュ
38 ニティを維持できるよう、事業者・関係機関等との協定締結を推進し、協力・連携を強
39 化する。
 - 40 ○ その他、道路橋梁^{りょう}等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、緊急
41 輸送道路の無電柱化対策、道路啓開計画策定及び実践的な啓開訓練の実施等を推進する。
 - 42 ○ 令和4年12月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」
43 等も踏まえ、令和4年3月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同
44 様の在来線の高架橋については令和9年度までに、目標期限を設定して優先的に耐震補
45 強を進める。引き続き、同検証委員会における検証等を踏まえ、鉄道における更なる耐

- 1 震補強の検討を進める。また、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定
2 される地域等に存在する主要鉄道路線や緊急輸送道路と交差・並走する箇所における耐
3 震対策について、速やかに完了するとともに、全国における緊急輸送道路等と交差・並
4 走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性を向上させる耐震補強については、
5 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等においても推進する。
- 6 ○ 電気設備等の鉄道施設に対する浸水対策を推進するとともに、河川氾濫や高潮等による
7 浸水のおそれのある地下鉄道について、接続する他の地下施設と連携した浸水対策を
8 推進する。また、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁^{りょう}について、洗掘
9 防止対策や架け替え、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。さらに、豪雨に
10 より斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
 - 11 ○ 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、北海道と本州間の唯一の陸路として人流・物
12 流を担う青函トンネルを含め、老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資す
13 る鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、
14 新幹線の土木建造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修等に
15 より、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
 - 16 ○ 大規模自然災害の発生時に鉄道施設が被害を受け、都市間の鉄道交通が麻痺^ひすること
17 を防ぐため、雪や大雨等の災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には代替輸送ルー
18 トとしても機能する整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備を
19 推進する。特に、超高速性により国土構造の変革をもたらす「リニア中央新幹線」の整
20 備に当たっては、建設主体である JR 東海による整備が着実に進められるよう、国・地
21 方公共団体等において、必要な連携・協力を行う。
 - 22 ○ 頻発化・激甚化する自然災害に伴う、貨物鉄道輸送の長期不通や物流網の混乱等を回
23 避し、他の交通ネットワークの寸断時における代替手段として機能するよう、脆弱箇所
24 を特定し、鉄道河川橋梁^{りょう}の流失、傾斜対策や隣接斜面崩壊対策を実施するなど、貨物
25 鉄道ネットワークを強化する。また、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に備え、
26 迂回輸送が可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等の確認・整理を行うとともに、長
27 期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できるよう、代行輸
28 送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。
 - 29 ○ 災害時の輸送安定性や安全性の向上を図るため、鉄道施設の強靱化や災害後の鉄道の
30 早期運転再開に資する技術の開発・導入を推進する。
 - 31 ○ RAIL-FORCE において、最新のデジタル技術による ICT 機器の活用等を推進するととも
32 に、訓練・研修・講習等による隊員の災害対応力の向上を推進する。
 - 33 ○ 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、被災後の最低水面決定に必要な基
34 礎情報を整備する。
 - 35 ○ 発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築するため、航路啓開訓練やその結果を
36 踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。
 - 37 ○ 海上交通ネットワークの機能停止により物流・人流へ甚大な影響が及ぶことを防ぐた
38 め、港湾における走錨^{びょう}事故の防止等に関する対策を推進する。
 - 39 ○ 大規模自然災害による港湾施設の被害を軽減するため、既に老朽化が進行している施
40 設の性能回復を図る。
 - 41 ○ 災害発生時に遠隔により被災状況を把握し、被災した港湾施設の損壊箇所の特定や技
42 術支援を速やかに実施するため、港湾工事における3次元データ活用やデータ共有を推
43 進する。
 - 44 ○ 発災時に緊急物資や救援部隊等の海上輸送を速やかに実施し、港湾機能の早期復旧に
45 より社会経済活動への影響を最小化するため、衛星やドローン、カメラ等の活用により

- 1 港湾における被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、サイバ
2 ーポートを通じた関係者間の共有体制を構築する。
- 3 ○ 大規模自然災害時においても基幹的航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港
4 施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を実施する。
- 5 ○ 台風等の顕著な気象現象や火山噴火が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への
6 影響を最小限とし、空港や航空路の安全を確保するため、火山灰や乱気流等に関する防
7 災気象情報の活用促進や解説強化を行う。
- 8 ○ 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP 未策定の物
9 流事業者による BCP 策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築、営業用倉庫等の物
10 流施設への非常用電源設備の導入支援を始めとする倉庫等の物流施設の災害対応能力の
11 強化、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組等を推進する。
- 12 ○ 全国に設置された電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぐための
13 機器更新等その機能の最適化を実施する。また、災害時に長期にわたる停電が発生した
14 場合でも、効率的な測量や ICT 施工に資する電子基準点網を安定的に運用するための対
15 策を実施する。
- 16 ○ 交通インフラの健全性の監視・確認及び効率的な維持・整備を可能とする中性子非破
17 壊検査技術の確立に向け、可搬型小型中性子源システムの開発を引き続き推進する。
- 18 ○ 太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に我が国の人流・物流をどの
19 ように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段等）を担保するか
20 について、計画的に事前検討する。
- 21 ○ 広域・複数・多分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする
22 「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を推進し、持続可能なインフラメンテナ
23 ンスの実現を図る。

24

25 (主要施策)

26 【国交・総務・経産】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

27 【国交】道路の雪寒対策等

28 【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

29 【国交】道路橋梁等の耐震機能強化

30 【国交】渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

31 【国交】道路施設の老朽化対策

32 【国交】住宅・建築物の耐震化

33 【農水・国交】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策

34 【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備

35 【警察】老朽化した信号機や道路標識・道路標示等の交通安全施設等の更新

36 【農水】農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策

37 【国交】上下水道施設の戦略的維持管理・更新

38 【国交】上下水道施設の耐災害性強化

39 【国交】鉄道施設の耐震対策

40 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策

41 【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策

42 【国交】鉄道施設の老朽化対策

43 【国交】RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化

44 【国交】整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークの整備

45 【国交】港湾における走錨事故の防止等に関する対策

- 1 【国交】 港湾における老朽化対策
- 2 【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- 3 【国交】 滑走路等の耐震対策
- 4 【国交】 空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策
- 5 【国交】 空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策
- 6 【国交】 空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策
- 7 【国交】 空港の老朽化対策
- 8 【国交】 空港無線施設等の電源設備等の浸水対策
- 9 【国交】 地域インフラ群再生戦略マネジメント等
- 10 【国交】 地域コミュニティ維持のための地域交通網確保
- 11 【国交】 道路ネットワークの機能強化対策
- 12 【国交】 大都市圏及び地方都市の環状道路の整備
- 13 【国交】 広域避難路（高規格道路等）へのアクセス強化
- 14 【国交】 道路啓開計画策定及び実効性の向上（災害に備えた関係機関との連携）
- 15 【国交】 災害時における自転車の活用
- 16 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 17 【農水】 農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等
- 18 【国交】 新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度
- 19 【国交】 効果的な航路啓開等に係る関係機関の連携の強化等
- 20 【国交】 災害発生時における港湾を活用した物流・人流ネットワークの構築と復旧・復興
- 21 体制の確保
- 22 【国交】 災害時における海上輸送ネットワークの確保に向けた、船舶の利用に係る関係者
- 23 との体制構築等
- 24 【国交】 迅速な航路啓開のための体制の整備
- 25 【国交】 道路システムのDXによる道路管理及び情報収集等の体制強化対策
- 26 【国交】 港湾整備におけるデジタル化に関する対策
- 27 【国交】 港湾における災害情報収集等に関する対策
- 28 【国交】 安定的な位置情報インフラ提供のための電子基準点網等の耐災害性強化対策
- 29 【国交】 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策
- 30 【内閣府】 基盤整備の推進による地方創生のより一層の充実・強化

31

32 ■ 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

33

34 6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等に
35 より、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

36

37 (推進方針)

- 38 ○ 復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進す
39 るとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組ん
40 でいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充
41 実するよう支援する。また、こうした地方公共団体の取組については、地域の特性に応
42 じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する。
- 43 ○ 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うため
44 の全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして地方公共団体等へ情報
45 展開を行う。

- 1 ○ 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防
- 2 災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する。
- 3 ○ 被災者が必要としている支援制度等を一元的に集約したデータベースを整備する。
- 4 ○ サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活
- 5 動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事
- 6 前防災対策として推進する。
- 7 ○ 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。

9 (主要施策)

10 【国交】復興事前準備

11 【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

12 【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等

13 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組

14 【国交・農水】流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）

15 【国交】道路ネットワークの機能強化対策

16 【国交】鉄道施設の老朽化対策

18 6-2) 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、 19 企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

21 (推進方針)

- 22 ○ 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、国民・
- 23 地域住民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を
- 24 進める。
- 25 ○ 被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、社会福祉協議会が
- 26 災害ボランティアセンターを設置し調整を図ることが一般化しているが、近年では、専
- 27 門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから都
- 28 道府県域における災害中間支援組織の組織化率を高める。
- 29 ○ 小規模市町村を中心とした被災市町村において復旧・復興を支える人材の不足に対応
- 30 するため、都道府県等で復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確
- 31 保する。
- 32 ○ 事前防災や復旧復興を担う建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将
- 33 来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継
- 34 承するため、中長期的な担い手の確保・育成、ICT 機器の導入支援等の最新のデジタル
- 35 技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づ
- 36 くりを進め、持続的な建設業の実現を図ることで、産業としての更なる成長を促す。
- 37 ○ 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団
- 38 体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成
- 39 等を推進する。
- 40 ○ 復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進す
- 41 るとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組ん
- 42 でいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充
- 43 実するよう支援する。
- 44 ○ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機
- 45 能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・

- 1 資機材を確保する。
- 2 ○ 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施
3 設の耐災害性強化や流域治水対策等の取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 4 ○ 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構
5 築する。
- 6 ○ 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災
7 計画・取組に参画する。
- 8 ○ 国内における大規模インフラ建設案件の減少に対応し、建設、維持管理・更新技術の
9 伝承、技術力維持のために海外における高度な技術力を要するプロジェクトの発掘を推
10 進する。

11

12 **(主要施策)**

- 13 **【総務】** 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化
- 14 **【国交】** 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策
- 15 **【国交】** 自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策
- 16 **【内閣府】** 円滑な復旧・復興に向けた取組の強化
- 17 **【内閣府】** 防災に関する知識及び技術の普及
- 18 **【内閣府】** 災害ボランティア等の多様な主体との連携
- 19 **【国交】** 復興事前準備
- 20 **【国交・農水】** 流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）
- 21 **【国交・総務・経産】** 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策
- 22 **【国交】** 鉄道施設の耐震対策

23

24 **6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態**

25

26 **(推進方針)**

- 27 ○ 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災
28 害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の
29 実効性の確保に取り組む。
- 30 ○ 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能
31 力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
- 32 ○ 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く
33 情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、
34 人材育成を進める。
- 35 ○ 南海トラフ地震や首都直下地震等を想定した災害廃棄物の広域処理について、産業廃
36 棄物業者の活用やリサイクル受入先、処分場の選定も含め、県域を越えた処理の実施も
37 視野に、あらかじめ整理する。
- 38 ○ リサイクルポート推進協議会と連携し、自治体が災害廃棄物の広域処理を迅速かつ円
39 滑に実施できるよう協力するとともに、過去の大規模自然災害において発生した災害に
40 おける災害廃棄物の広域処理で得られた知見をもとに事例集の充実を図りつつ、知見に
41 ついて周知・共有する。

42

43 **(主要施策)**

- 44 **【環境】** 一般廃棄物処理施設の防災機能の向上
- 45 **【環境】** 災害廃棄物対策指針に基づく地方公共団体による災害廃棄物処理計画の作成

- 1 【環境】 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発
- 2 【環境】 災害廃棄物仮置場整備
- 3 【財務】 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置場や避難場所確保等
- 4 【環境】 災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策
- 5 【厚労】 医療施設の耐震化
- 6 【国交】 海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築

7

8 6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅 9 れる事態

10

11 (推進方針)

- 12 ○ 土地取引の活性化や公共事業、まちづくり及び災害復興の円滑化等のため、作業困難
13 度の高い都市部の地図混乱地域で行う法務局地図作成事業について、令和7年3月に策
14 定した新たな整備計画に基づき推進する。
- 15 ○ 全国には、依然として長期間相続登記等がされていない土地が多数存在することから、
16 法務局において、長期間相続登記等がされていない土地の解消事業を実施するとともに、
17 令和6年4月に施行された相続登記の申請義務化を始めとする不動産登記情報を最新化
18 させる取組を着実に進める。
- 19 ○ 「第7次国土調査事業十箇年計画」(令和2年5月閣議決定)に基づき、土地境界等を
20 明確化する地籍調査について、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。
- 21 ○ 全国の各ブロックで設立されている土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村
22 等に対して、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49
23 号)に基づく制度の周知を行い、対策計画の作成制度、地域福利増進事業、管理の適正
24 化のための勧告・命令・代執行制度等の活用を促進する。
- 25 ○ 第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、人口集中地区及びその周辺地域において、
26 土地履歴調査を進める。また、調査成果を広く活用してもらうために、活用手法の周知
27 等の普及啓発を引き続き行う。
- 28 ○ 国・地方公共団体等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理
29 する機能を維持するため、空中写真の緊急撮影等により災害対応に資する地理空間情報
30 (G空間情報)を整備・提供するとともに、平時から電子国土基本図、国土数値情報等
31 の基本的な地理空間情報、自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地
32 理情報を整備・更新・提供する。また、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデ
33 ジタルの測量成果を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。
- 34 ○ 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、ITの活用を図る。

35

36 (主要施策)

- 37 【法務】 長期相続登記等未了土地の解消
- 38 【法務】 法務局地図作成事業
- 39 【国交】 災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査
- 40 【国交】 所有者不明土地対策
- 41 【国交】 国土調査(土地分類基本調査・水基本調査)
- 42 【国交】 安定的な位置情報インフラ提供のための電子基準点網等の耐災害性強化対策
- 43 【国交】 防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備
- 44 【国交】 復興事前準備
- 45 【国交】 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策

1
2 6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の
3 文化の衰退・損失

4
5 (推進方針)

- 6 ○ 国民の財産である文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要
7 的な修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設
8 の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、当該文化財への被害を軽減
9 するとともに、見学者等の安全を確保する。
- 10 ○ 大規模火災の発生による建物等の焼失発生を防止するためには、火災発生を防ぐこと
11 が重要であることから、最先端の設備を含む最適な防災・防火設備を取り入れた「首里
12 城正殿の防火対策」を推進する。
- 13 ○ ニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害等を防止し、健全な森林
14 生態系を保全するため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
- 15 ○ 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然
16 環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」とし
17 ての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 18 ○ 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための
19 取組を推進する。
- 20 ○ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、
21 コミュニティの中で維持されてきた建築物等有形の文化財にも影響するため、コミュニ
22 ティの活力を保っていく必要がある。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛け
23 る。
- 24 ○ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなるこ
25 とが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組
26 等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り
27 り組む。

28
29 (主要施策)

30 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防火対策

31 【文科】史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策

32 【文科】博物館資料の保管環境整備

33 【文科】重要伝統的建造物群保存地区における防災対策

34 【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備

35
36 6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経
37 済等への甚大な影響

38
39 (推進方針)

- 40 ○ 災害発生時に、訪日外国人が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交
41 通機関の状況に関する情報発信、観光施設の営業状況に関する問合せ対応等）を行う。
- 42 ○ 大規模災害時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における
43 BCP の策定及びその実行性の確保が必要であり、策定された BCP の実行性の検証等を継
44 続的に実施していく。
- 45 ○ 金融機能の停止による信用の不安の発生リスクの低減策として、災害時の情報発信手

- 1 段を複数確保する。
- 2 ○ 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて
- 3 把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制を確保する。
- 4 ○ 我が国の国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
- 5 ○ 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、
- 6 地域コミュニティへの参画を推進する。
- 7 ○ 様々な自然災害から国民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支
- 8 援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生
- 9 ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水
- 10 対策、交通ネットワークの機能強化、非常用電源設置、BCP 策定促進等の取組を引き続
- 11 き事前防災対策として推進する。
- 12 ○ 大規模自然災害発生時においても、国民生活や経済活動を可能な限り支えられるよう、
- 13 損害保険会社が、災害保険を消費者等に安定供給できる態勢とするために、収益管理や
- 14 再保険等の活用を含めたリスク管理の高度化および持続可能なビジネスモデルの構築に
- 15 向けた対話を損害保険会社と行うとともに、損害保険会社が提供する災害保険や民間の
- 16 防災・減災サービスの活用、それに向けた啓蒙活動の更なる強化等について、関係者と
- 17 対話を進める。

18

19 (主要施策)

20 【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信

21 【金融】金融機関における国内外への情報発信

22 【金融】金融庁における国内外への情報発信

23 【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備

24 【金融】災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の実施結果

1 5か年加速化対策の実施結果（事業費ベース）

5か年加速化対策全体でおおむね15兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、最終年度となる令和7年度までに約15.6兆円の事業規模（うち国費約8.0兆円）が確保された。

区分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	事業規模（最終） ＜令和7年度時点＞	うち国費（最終） ＜令和7年度時点＞
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね 15兆円程度	約15.6兆円	約8.0兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約12.7兆円	約6.1兆円
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約2.6兆円	約1.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.3兆円	約0.3兆円

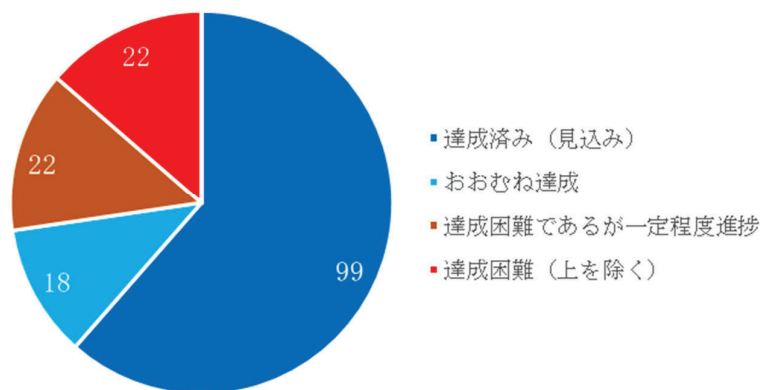
※ 表内の金額には、国土強靱化緊急対応枠（国費6,000億円、事業費9,392億円）を含む。一方で、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ緊急に対処すべき経費としての緊急防災枠（国費2,500億円、事業費3,691億円）は含まれていない。

2 123対策の実施結果

（1）KPIに基づく目標達成状況

123対策（161施策）ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて、評価の在り方を踏まえ、「4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート」の取りまとめを行った。それらを用いて、計画期間の終期である令和7年度までの目標の達成状況を取りまとめた。

関係府省庁による調査等によれば、161施策のうち、99施策が「達成済み（見込み）」、18施策が「おおむね達成」（KPI達成率が95%以上である、計画期間後短期間で目標が達成される見込みがある等の施策）、44施策が「達成困難」となった。161施策のうち約6割が「達成済み（見込み）」となり、「おおむね達成」を含めれば約7割を占める。また、「達成困難」となったもののKPI（複数のKPIを含む場合には進捗の最も低いKPI）の進捗が5割を超えていて一定の進捗が認められた施策があり、それらを含めると、全体の8割を超える。



5か年加速化対策の施策別目標達成状況

	達成済み (見込み)	おおむね 達成	達成困難
防災・減災、国土強靱化のための5か年 加速化対策	99施策	18施策	44施策
1 激甚化する風水害や切迫する大規模 地震等への対策	58施策	17施策	39施策
2 予防保全型インフラメンテナンスへ の転換に向けた老朽化対策	19施策	1 施策	3 施策
3 国土強靱化に関する施策を効率的に 進めるためのデジタル化等の推進	22施策	0 施策	2 施策

2

3 「達成困難」と判断された施策について、その理由としては、近年の資機材費・人件費
4 の高騰により事業着手後に判明した事業費の増加をはじめ、当初の想定と実際の現地状況
5 との違いや、施工業者確保の遅延、KPI の分母である施策実施対象の拡大、新型コロナウイルス
6 感染症の影響（経営環境変化等）、施策対象者の問題意識の希薄さ、権利関係者との
7 調整に時間を要したことなどが挙げられる。

8 「達成困難」とされた施策についても、国土強靱化を進めるに当たって重要であるため、
9 「達成困難」となった理由を踏まえて目標や施策内容を見直した上で、実施中期計画等に
10 引き継がれ、取り組まれている。

11 また、「達成済み（見込み）」とされた施策においても、ハード施策を中心に、半数を超
12 える施策において、資機材費・人件費等の高騰の影響があった。そのような中、多くの施
13 策において、3次元データや自動化施工等の新技術の活用などにより、生産性向上が図ら
14 れた。

15

16 (2) 取組事例と効果発現の状況

17 5か年加速化対策の計画期間である令和3年以降から令和7年度までの間、度重なる線
18 状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるよ
19 うな大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、防災・減災
20 効果を発現している。

21 対策の区分ごとの特筆すべき事項は以下のとおりである。

22

23 1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

24 ① 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

25 気候変動の影響等により豪雨等の災害外力が増大する中、流域治水プロジェクトの進展
26 に伴い、河道掘削やダムの事前放流、ポンプ等雨水排水施設、砂防施設、海岸堤防、農業
27 用排水施設、森林、治山施設等の整備が進捗したことにより、全国各地で豪雨による浸
28 水・土砂崩れ等の被害が回避・軽減されている。また、ハード対策で対応できないケース
29 においても、ハザードマップの充実により早期避難を促すことで人的被害の軽減に寄与す
30 るなど、施策間の連携による相乗効果が発揮・期待されている。

31 また、大規模地震や地震に伴う津波・火災への対策についても、住宅・建築物の耐震化、
32 密集市街地での火災延焼防止、港湾・海岸における津波対策、農業用ため池の耐震化、治
33 山施設整備等が進捗し、人命・財産の被害を防止・低減する効果が着実に発揮されている。

34 更に、警察、消防等における車両・装備資機材等の充実や、医療施設における断水・停
35 電に備えた給水設備、自家発電設備等の導入を推進したことにより、救助・救急、医療活

1 動における災害対応能力の向上が進捗した。くわえて、被災者等の健康・避難生活環境を
2 確実に確保することにより災害関連死を最大限防ぐ観点から、避難所となりうる学校等の
3 耐震化とともに、体育館に空調設備を導入する等避難所としての環境改善が進捗した。

4 個別の対策実施に当たっては、現場の地域特性や対策内容を考慮し、例えば、現場発生
5 材を活用可能とする新技術の活用によるコスト縮減や、3次元点群データ・BIM/CIM の活
6 用による工期短縮・省人化を図るなど、目標達成に向けた工夫がなされている。

8 ② 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

9 豪雨や大規模地震等の災害に対し、道路、鉄道、港湾、空港施設において、耐震化や土
10 砂災害対策等により、各施設の耐災害性を向上するとともに、リダンダンシーを確保する
11 ことで被災箇所を迂回するネットワークが機能を発揮するなど、多数かつ長期にわたる孤
12 立地域等の同時発生を回避・軽減するといった効果が発揮されている。

13 また、あわせて電気、ガス、上下水道、通信、廃棄物処理等のライフラインについても
14 施設の耐震化やリダンダンシー確保の取組が進捗し、被災地での食料・飲料水・電力・燃
15 料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給態勢が強化され、大規模自然災害時における
16 国民経済・生活への影響を軽減する効果が発揮されている。

18 2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

19 定期的な点検・診断の結果や耐用年数等を踏まえ、長寿命化計画等に基づき計画的に対
20 策を推進しており、対策実施に当たっては、施設点検においてドローンに搭載したセンサ
21 ーにより劣化状況を計測したり、樋門・樋管の更新にあわせて無動力化（緊急時の操作が
22 不要なフラップゲートの活用等）を図ることでゲート操作員の担い手不足への対応したり
23 するなど、人口減少・少子高齢化等の社会課題に対応した持続可能な体制への転換を図っ
24 ている。

25 また、修繕・更新に当たっては、腐食対策や新技術の活用などによりライフサイクルの
26 長期化を図り、トータルコストを縮減するなど、予防保全型インフラメンテナンスへの転
27 換に向けた様々な工夫が凝らされている。

28 これらにより、中長期的なトータルコストの縮減等を図りつつ、施設の老朽化に起因し
29 た人命・財産への被害や行政・社会経済システムの機能不全といった事態が回避・軽減さ
30 れる効果が発揮されている。

32 3) 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

33 デジタル技術の活用により、災害時における対応の迅速化や省人化が実現している。

34 例えば、河川や道路の遠隔監視・施設操作が可能となることで、洪水時の排水機場等の
35 遠隔操作や積雪時の立ち往生車両の早期発見・対応が可能となり、被害の拡大を抑制する
36 効果が発揮されているほか、多くの施設を集中管理することで更なる迅速化・省人化も期
37 待されている。

38 また、デジタル化により収集・蓄積される様々なデータを活用することにより、災害対
39 応の高度化が図られている。例えば、線状降水帯の予測精度向上等、防災気象情報の高度
40 化により住民の早期避難が可能となり被害軽減につながっているほか、ダムの前放流の
41 計画的な実施により浸水防止に大きく貢献している。また、令和6年8月8日に日向灘を
42 震源とする地震（最大震度6弱）が発生した際、試験運用中の N-net（南海トラフ海底地
43 震津波観測網）の沖合システムで観測した地震・津波のデータが、政府の地震調査研究推
44 進本部における地震の評価に活用されるなど、地震津波等についても観測網が強化された
45 ことで、今後の地震速報や津波情報の高精度化・迅速化が期待されている。

1 さらに、これらのデータをプラットフォームとして連携する取組も進展し、研究開発の
2 促進やインフラの事前防災対策の強化、維持管理の高度化に向けた取組を進めるための環
3 境構築が進んでおり、今後、府省庁の垣根を超えたデータ活用により、更なる防災対策の
4 高度化が期待される。

5 このように、国土強靱化施策の効率化に留まらず、「人命・財産の被害を防止・最小化
6 するための対策」や「交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支え
7 るための対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」と相ま
8 合って災害対応の高度化が図られている。

9 10 3 令和6年度（2024年度）決算完了時点の予算執行状況

11 5か年加速化対策については、令和3年度から令和7年度までを対策期間とし、令和2
12 年度補正予算から予算措置が行われており、進捗管理を徹底する観点から、毎年度、対策
13 ごとの予算執行状況について確認を行っている。

14 今般、令和6年度決算により確定した令和4年度補正予算の支出済額の状況を確認した
15 ところ、予算額約1.53兆円に対して、支出済額は約1.50兆円であり、執行率は97.6%（不
16 用率は2.4%）であった（別紙3）。

17 個々の対策の中には執行率が低調であるものも認められるが、その理由としては、物価
18 上昇等による入札不調の発生、想定を下回る地方公共団体等からの交付申請、地方公共団
19 体等における事業計画の変更・廃止等によるものである。

20 それらの対策においては、物価上昇を適切に反映した予定価格を設定したり、地方公共
21 団体等における発注準備期間及び工事期間の確保のために交付申請手続を早期化したりす
22 る等の対応がなされている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 施策別評価シート

<留意事項>

- ・ 予算額（国費）については、金額を四捨五入した上で、百万円単位で記載している。
- ・ 令和6年度、7年度の予算額（国費）について、令和5年度補正予算、令和6年度補正予算によって緊急対応枠分が措置された対策については、その金額も含めて記載している。ただし、令和7年度の予算額（国費）について令和6年度補正予算により措置された緊急防災枠分は含まない。
- ・ 執行済額（国費）は令和6年度決算完了時点であり、金額の百万円未満を切り捨てた上で、百万円単位で記載している。
- ・ 執行済額（国費）の令和6年度分、令和7年度分については、予算の繰越や集計時点が令和7年度途中（令和6年度決算完了時点）であった等の理由により、今後変わることがある。
- ・ 金額の四捨五入や端数切捨てのため、各年度の合計値と累計値が合わない場合がある。
- ・ 各KPI、補足指標の各年度の数値については、調査が未実施あるいは調査中のため記載されていない場合がある。また、令和7年度の数値は見通しや関係府省庁による推計を含む。
- ・ 「達成済み（見込み）」には、「達成済み」と「達成見込み」が含まれ、「達成済み」は、令和7年度の数値が目標値を達成していること、「達成見込み」は、令和7年度の数値が見通しや関係府省庁による推計であるものの目標値を達成していることを指す。また、「おおむね達成」は、令和7年度のKPI達成率が95%以上であること（近似の性質を有する複数のKPIを統合して評価する場合を含む）、計画期間後短期間で目標が達成される見込みがあること、KPI達成率は100%ではないものの目標に含まれる対象物が減少し実質的に目標を達成したことを指す（これらの考え方を組み合わせたものを含む）。
- ・ 5か年加速化対策に関する中長期的な見通しを示す指標や5か年加速化対策の重要業績評価指標（KPI）の補完的な指標等として、補足指標を掲載している場合がある。
- ・ <目標達成見通し判断の考え方>として掲載しているグラフの横軸については、一律に加速化・深化分の予算額（累計）あるいは予算執行額（累計）としているが、加速化・深化分以外の予算等を活用して対策を実施している場合もある。

【1-1】流域治水対策(河川)【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

近年の頻発化・激甚化する水災害に対応するため、気候変動による影響を踏まえた、河川における河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダムの事前放流の推進、ダム・遊水地の整備等を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※2	R7※2	累計
インプット						
予算額(国費)	406,731	284,574	293,611	312,780	259,831	1,557,527
執行済額(国費)※1	405,867	284,143	292,808	305,493	29,715	1,318,028

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

※1 執行済額は推計値 ※2 令和6、7年度については緊急対応枠分を含む

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3					R7					目標値(年度)	
				R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7		
中長期	【国交】1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①)	補足指標	%	65(R1)	67	69	70	71	73	100(R27)	-	-	-	-	-
		【国交】2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率(②)	補足指標	%	62(R1)	64	65	65	66	67	100(R27)	-	-	-	-
5か年	【国交】1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率(①)	KPI	%	65(R1)	67	69	70	71	73	-	73(R7)	-	-	-	
		【国交】2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率(②)	KPI	%	62(R1)	64	65	65	66	67	-	71(R7)	-	-	-
アウトプット	【国交】気候変動を踏まえた洪水に対応(必要な流下能力を確保)した国管理河川(約1,500万m ³ /s・km)の整備完了率	補足指標	%	31(R5)	-	-	31	32	34	100(R62)	-	-	-	-	
		【国交】気候変動を踏まえた洪水に対応(必要な流下能力を確保)した都道府県管理河川(約53万m ² ・km)の整備完了率	補足指標	%	21(R6)	-	-	21	精査中	100(R72)	-	-	-	-	
	長期	【国交】気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合(国管理河川全121計画)	補足指標	%	19(R5)	-	-	19	23	30	100(R17)	-	-	-	
		【国交】河川整備計画(国管理河川全121計画)のうち、河川環境の定量的な目標を位置付けた河川整備計画の割合	補足指標	%	0(R5)	-	-	0	0	8	100(R17)	-	-	-	
アウトカム	中長期	【国交】気候変動を踏まえた洪水により生じる国管理河川における床上浸水家屋(約670万戸)の解消率	補足指標	%	20(R5)	-	-	20	22	24	100(R62)	-	-		

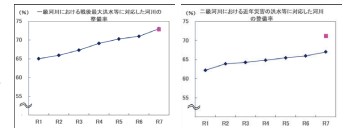
① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

< KPI・指標の定義 >

- (戦後最大洪水等を流下させることができるようになった河川の延長) / (戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長) × 100
- (近年災害の洪水等を流下させることができるようになった河川の延長) / (近年災害の洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長) × 100

< 対策の推進に伴うKPIの変化 >

河川における堤防、河道掘削、遊水地、ダム等の整備等の事前防災対策の実施により、KPI・補足指標が進捗。



< 対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価 >

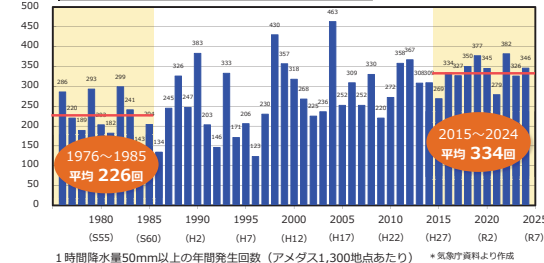
・アウトプット指標については、地元調整や関係者調整、物価上昇等による事業進捗の影響を受けて、指標の値が変化。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、各水系の河川整備計画等を踏まえて設定。 河川整備計画では、各水系の河川整備基本方針で定める長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づき、段階的な整備として、近年の災害や周辺地域の状況、整備に要する時間・費用等を総合的に勘案し、概ね20〜30年間の整備目標を設定。 現在の1級水系の河川整備計画の多くは、「戦後最大洪水への対応」、2級水系の河川整備計画等の多くは「近年災害等」への対応を目標に設定。 全国の河川における河川整備計画目標等の達成や中長期の目標値と、5か年加速化対策の目標値は、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から①73%、②71%として設定。 第1次国土強靱化実施中期計画においてKPI・目標の見直しを実施。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 河道掘削、堤防断面の確保などKPIの進捗に直接寄与する対策内容に対して優先的に予算を投入。加えて、近年の被災箇所については、再度災害防止の観点から整備を加速を最優先。 橋架梁替えや遊水地整備など必ずしもR7時点で完成に至らない対策についても、河川整備手順を踏まえた計画的な対策の進捗に必要な予算を投入。
地域条件等を踏まえた対応	1111

< 地域条件等 >

■ 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数



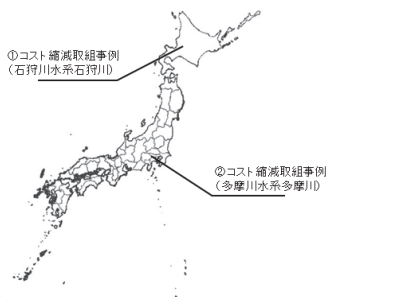
【1-1】流域治水対策(河川)【国土交通省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

< 直面した課題と対応状況 >

- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を全国で実施し対応。
- 一部の実施箇所では、地元調整の難航や災害による被災、現場着手後の条件変更等により当初の想定より遅れが発生しているが、ICT建機を活用した施工効率の向上を図る等により工期短縮の取組を実施。

< コスト削減の取組例 >



① コスト削減の取組事例 (石狩川水系石狩川)

- 地元土主所有者等と調整し、遊水地内等の近傍で置土ヤードを確保したことにより、盛土材の運搬に係る費用を削減(▲約37億円)



② コスト削減の取組事例 (多摩川水系多摩川)

- 沿川における公共事業や民間事業の発生土を築堤材料に有効活用することにより、盛土材に係る購入費用を削減(▲約6.5億円)

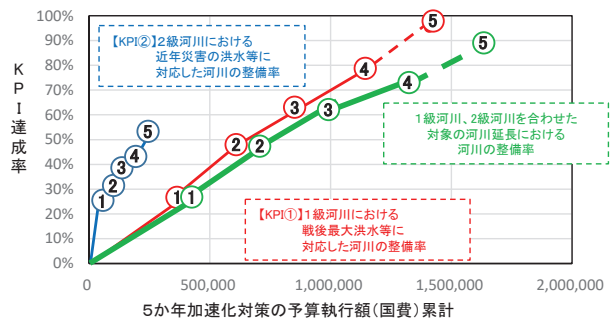


④ 目標達成状況

達成状況 □ 達成済み(見込み) ☑ おおむね達成 □ 達成困難

< 目標達成状況判断の考え方 >

- 1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率については、5か年加速化対策目標値である整備率73%を達成している。
- 2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率については、災害の頻発等により新たに整備が必要となった河川の増加等により、目標値の71%に対して令和7年度末で67%となっている。
- 1級河川と2級河川を合わせた対象延長に対する整備延長の目標達成率は令和7年度末には88%まで達しており、また、計画期間後短期間(令和8年度中)で目標が達成できる見込みである。



< 5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題 >

- 豪雨災害等の発生に伴い災害復旧工事の実施が必要となった場合など、当初想定していた事業に追加で実施することになった対策について、更なる工期短縮への対応を実施。
- 計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減等の工夫の継続により、昨今の物価高や人件費の高騰等への対応を実施。

< 加速化・深化の達成状況 >

- 加速化対策により、1級河川、2級河川の整備ともに、完了時期を5年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備	令和32年頃	令和27年頃	河川整備計画に位置付けられた事業規模と毎年度の平均的な予算規模より算定
2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備	令和32年頃	令和27年頃	河川整備計画に位置付けられた事業規模と毎年度の平均的な予算規模より算定

4. 今後の課題 < 今後の目標設定や対策継続の考え方等 >

- 気候変動の影響により、洪水発生頻度が増加。
- 令和7年度も九州地方をはじめとした全国各地で自然災害による甚大な被害が発生。

- 河川整備は着実に進んでいる一方で気候変動による外力の増大が進行しているため、気候変動を踏まえた整備目標と実際の整備レベルの差が拡大しないよう、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」等の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化させる必要がある。
- 気候変動による影響等を踏まえて見直した指標を第1次国土強靱化実施中期計画に位置付け引き続き対策を実施。



【1-2】流域治水対策(下水道)【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大していることから、近年浸水実績がある等、浸水被害の危険性が高い地区において、浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設など下水道による都市浸水対策を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※2	R7※2	累計
インプット						
予算額(国費)	20,446	15,603	15,953	17,122	15,196	84,320
執行済額(国費)※1	20,375	15,506	15,902	16,788	1,247	69,820

※1執行済額は推計値
※2令和6年度、7年度については緊急対応枠分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画年度時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)			
									うち5か年	うち5か年		
アウトプット	5か年	【国交】浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率(雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha)(①)	KPI	%	60 (R1)	65	66	67	68	70 (見込)	70 (R7)	
		【国交】浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率(雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha)(②)	補足指標	%	60 (R1)	65	66	67	68	70 (見込)	100 (R22)	70 (R7)
	中長期	【国交】浸水実績地区等(全国:約37万ha(R5年度末時点))における下水道による浸水対策完了率(③)	補足指標	%	-	-	-	70	72	調査中	100 (R22)	-
		【国交】浸水実績地区等(全国:約37万ha(R5年度末時点))における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率(④)	補足指標	%	-	-	-	5	5	調査中	100 (R40)	-
アウトカム	中長期	【国交】人口・資産集積地区(市街化区域・DID(人口集中地区)等)からの排水を受け持つ下水処理場等(下水処理場:約460か所、ポンプ場:約1700か所)における水害時の排水機能確保完了率(⑤)	補足指標	%	-	-	-	16	20	調査中	100 (R14)	-

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

- ① (浸水対策を実施した地区の面積) / (近年浸水実績がある等、浸水被害の危険性が高い地区の面積) × 100
- ② (整備が完了した面積) / (人口・資産集積地区のうち浸水リスクの高いエリアで雨水排水施設の整備が必要な面積) × 100
- ③ (対策を実施した面積) / (気候変動の影響による降雨量の増加を踏まえた降雨に対し、下水道によるハード対策に加え、多様な主体との連携等による浸水対策が必要な面積) × 100
- ④ (耐水化対策が完了した施設数) / (人口・資産集積地区(市街化区域等)における耐水化対策が必要な施設数) × 100

<対策の推進に伴うKPIの変化>
雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減することができる下水道による浸水対策を実施した地区の面積が増大し、KPI・補足指標が進捗。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

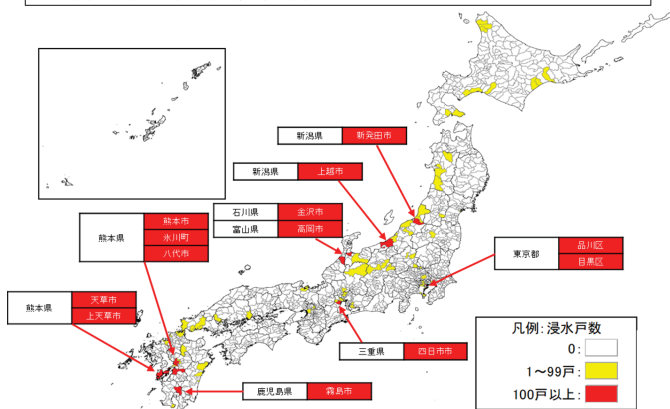
対策の推進のほか、災害の発生状況、土地利用の変化、ハザードエリア内の施設ごとの対策状況等により、指標の値が変化。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、各地方公共団体における近年浸水実績がある地区や浸水被害の危険性が高い地区を踏まえて設定。 全国の雨水排水施設の整備が必要な面積の対策完了を中長期の目標値とし、5か年加速化対策では、目標設定時から令和7年度までに加速化を図るものとして70%を設定。 第1次国土強靱化実施中期計画においてKPI・目標の見直しを実施。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 浸水対策が必要な雨水排水施設等が多いことから、近年浸水実績がある地区や内水浸水シミュレーションにより浸水被害が想定される地区で、駅の周辺地区に代表される都市機能集積地区をはじめとする、浸水による被害リスクが高い地区に優先的に予算を投入。
地域条件等	<ul style="list-style-type: none"> 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、下水道管理者ごとに地域特性を踏まえた雨水管理総合計画の策定・見直しを行い、計画に基づく雨水排水施設等の整備を行う。

<地域条件等>

- 【令和7年度の大雨による内水被害の概要】
 ○内水氾濫による浸水被害が、27都道府県103市区町で発生。
 ○内水被害のうち浸水戸数は全国で約10,000戸。



【1-2】流域治水対策(下水道)【国土交通省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

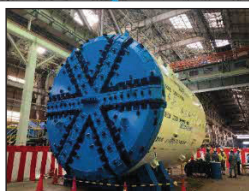
<直面した課題と対応状況>

- 下水道施設として整備する雨水幹線に、河川の調整池としての機能を付加することにより、コスト削減の取組を実施。

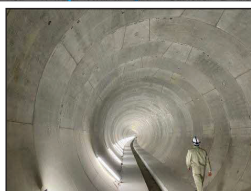
<コスト削減や工期短縮の取組例>

① コスト削減の取組事例(広島県広島市八木・緑井地区)

- 下水道施設として整備する雨水幹線に、河川の調整池としての機能を付加。
- 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。
- 東西のマンホールに設置した二つのオリフィスにより、放流先河川(一級河川古川)への効率的な流量制御を実現。
- 下水道の整備水準を5年確率降雨(46mm/h)から10年確率降雨(53mm/h)に引き上げることで、浸水に対する安全度を向上。
- 下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト削減。



シールドマシン全景
(シールド機外径φ5,900mm)



雨水貯留管内部
(仕上がり内径φ5,250mm)

4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

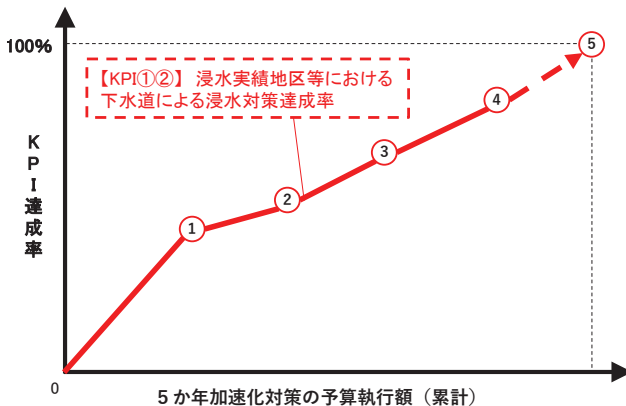
- 気候変動の影響を踏まえて見直した指標を第1次国土強靱化実施中期計画に位置付け、引き続き、浸水被害の危険性が高い地区において、浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設など下水道による都市浸水対策を実施する。

④ 目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

<目標達成状況判断の考え方>

- 個別の対策箇所の事業内容に応じて毎年度のKPIの値の増減幅が変わる。
- 下水道による都市浸水対策の目標に対して、浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設等の取組によりKPIが進捗し、令和7年度末には目標値達成となったため、達成済み(見込み)



<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

該当なし

<加速化・深化の達成状況>

- 加速化対策により、浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率について、完了時期を2年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
浸水実績地区等における下水道による浸水対策達成率	令和24年度	令和22年度	浸水対策にあてられた事業規模より算定

【1-3】流域治水対策(砂防)【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

近年の頻発化・激甚化する土砂災害に対応するため、人家が集中する地域や、地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを保全する「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※2	R7※2	累計
インプット	96,093	92,198	77,611	82,149	71,147	419,198
執行済額(国費)※1	95,848	92,050	77,321	79,814	6,419	351,453

※1 執行済額は推計値 ※2 令和6年度、令和7年度については緊急対応枠を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3					目標値(年度)		
				R3	R4	R5	R6	R7	うち5か年	うち5か年	
アウトプット	中長期	補足指標	%	20(R2)	22	24	26	28	33	100(R27)	35(R7)
	5か年	KPI	%	20(R2)	22	24	26	28	33	-	35(R7)
	長期	補足指標	%	31(R5)	-	31	33	-	-	100(R52)	41(R12)
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

< KPI・指標の定義 >

- (被害軽減対策が行われた箇所) / (地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラのうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所) × 100
- (被害軽減軽減が図られた箇所) / (重要交通網や公共施設にかかる等、まちづくり等の観点から重要な箇所) × 100

< 対策の推進に伴うKPIの変化 >

・砂防事業等の実施によって砂防関係施設の整備が進むことで、KPIが進捗する。

< 対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価 >

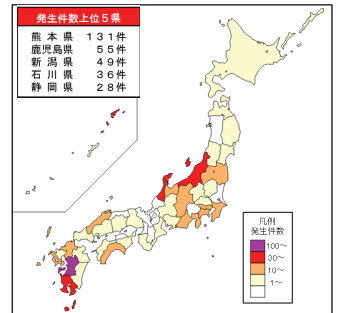
- ・土砂災害が発生すると、再度災害防止のための緊急的な対策を優先的に実施し、KPIの進捗に影響を与える場合がある。
- ・物価高騰に伴う資材費や人件費の高騰が、KPIの進捗に影響を与える場合がある

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策をおおむね完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図るため、「地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラである官公署・医療施設・学校・上下水道施設・発電施設・道路・鉄道等のうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所(約32,000箇所)」を選定し、それらが砂防事業等の実施により保全される割合を100%にすることを中長期目標とした。 ・中長期の目標を達成するため、5か年加速化対策では、令和7年度までに砂防事業等の進捗の加速化を図るものとして35%を目標値に設定。 ・第1次国土強靱化実施中期計画においてKPI・目標を見直しのうえ、取組を推進。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくりの取組と一体的に実施する箇所等について優先的に予算を投入。加えて、近年の被災箇所については、再度災害防止の観点から緊急的な対策を実施。
地域条件等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・再度災害防止・事前防災の観点から、当該地区における過去の災害発生状況を踏まえ、地域で実施する防災まちづくりの取組と一体的に実施できるように地域ごとの対策内容を検討。

< 地域条件等 >

令和7年 全国の土砂災害発生状況
 ○37都道府県で578件の土砂災害が発生。
 ○死者2名、人家241戸の被害が生じた。



【1-3】流域治水対策(砂防)【国土交通省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

< 直面した課題と対応状況 >

- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を全国で実施し対応。
- 一部の実施箇所では、地元調整の難航や災害による被災、現場着手後の条件変更等により当初の想定より遅れが発生しているが、ICT建機を活用した施工効率の向上を図る等により工期短縮の取組を実施。
- 建設現場の担い手不足にに対してはDXによる効率化、省人化を実施。

< コスト削減や工期短縮の取組例 >

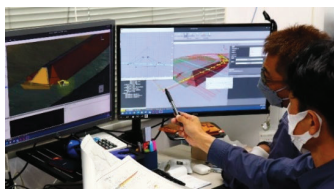
コスト削減

- 砂防施設の材料についてはコンクリートだけでなく、現場発生材を使用したソイルセメント等の新技術を採用し、工事のコスト削減を実施。
- コンクリート打設後に取り外しを必要としない残存型枠を積極的に採用することで、取り外しにかかる工費の コスト削減を実施。



工期短縮・省人化

- 工事の測量や設計の段階からUAV等を活用した3次元点群データの取得、BIM・CIM(3次元モデルを含む)を活用を行うことで、工事のみならず設計の段階から工期の短縮を実施。
- 砂防工事現場における施工にICT建機を導入することで、省人化を図り工事の生産性・安全性の向上を 実施。



4. 今後の課題 < 今後の目標設定や対策継続の考え方等 >

- 近年、土砂災害の発生件数は増加傾向。
- 令和7年度は37都道府県で土砂災害が発生するなど、土砂災害は全国各地で発生。
- 気候変動の影響で土砂・洪水氾濫等の顕在化・頻発化が想定される。
- 流域治水の考え方に基づき、あらゆる関係者の協働による土砂災害対策として、「流域治水対策」、「防災まちづくりとの連携」、「警戒避難体制の整備」等も併せて実施することで、土砂災害リスクの軽減を図っていく必要がある。
- 目標の達成に必要な対策箇所について、引き続きコスト削減、省人化に取り組みすることで早期の概成を図るとともに、気候変動の影響で発生頻度の増加が見込まれる土砂・洪水氾濫等を踏まえて見直しした指標を第1次国土強靱化実施中期計画に位置付け引き続き土砂災害対策を実施。

④ 目標達成状況

達成状況	□ 達成済み (見込み)	☑ おおむね達成	□ 達成困難
------	--------------	----------	--------

< 目標達成状況判断の考え方 >

- 令和7年度末での全体の達成率は約85%であり、再度災害防止のための緊急的な対策等を優先した影響から一部事業に遅れが生じたものの、計画期間後短期間(令和8年度中)で目標が達成できる見込みである。



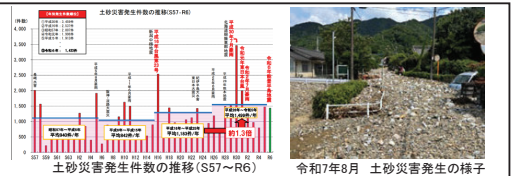
< 5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題 >

- 豪雨等による土砂災害の発生に伴い災害対応工事の実施が必要となった場合など、当初想定していた事業に追加で実施することになった対策への対応が必要。
- 計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減等の工夫の継続により、昨今の物価高や人件費の高騰等への対応が必要。

< 加速化・深化の達成状況 >

- 加速化対策により、砂防関係施設の整備を加速させ、完了時期を5年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
流域治水対策(砂防)	令和32年度	令和27年度	地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラのうち、街づくり等の観点から特に重要な箇所(約32,000箇所)の砂防事業等による保全の前倒しについて、事業規模と毎年度の平均的な予算規模により算定



【1-4】流域治水対策(海岸)【農林水産省・国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、巨大地震による津波や東京湾をはじめとするゼロメートル地帯の高潮等に対し沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※	R7※	累計
インプット						
予算額(国費)	26,116	23,342	22,803	23,041	15,612	110,913
執行済額(国費)	25,745	23,198	22,717	22,556	1,105	95,323

※令和6年度、令和7年度については緊急対応分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画年度	目標値(年度)							
				R3	R4	R5	R6	R7	うち5か年		
アウトプット	中長期	補足指標	%	53(R1)	55	58	60	62	64(R6※)	100(R22)	64(R7)
	5か年	KPI	%	53(R1)	55	58	60	62	64(R6※)	-	64(R7)
	長期	KPI	%	-	-	-	51	51	51(R8※)	100(RS2)	-
アウトカム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

- ①(津波・高潮対策に必要な海岸堤防等のうち必要な高さを確保している施設延長) / (津波・高潮対策に必要な海岸堤防等の施設延長) × 100
- ②(現状の海岸保全施設整備により確保した堤防整備量) / (気候変動を踏まえた高潮・津波を防護するために必要な堤防整備量(延長約2,700km × 計画堤防高m)) × 100

<対策の推進に伴うKPIの変化>

- ・海岸堤防等の高上げ等の整備を実施することで、KPI・補足指標が進捗。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

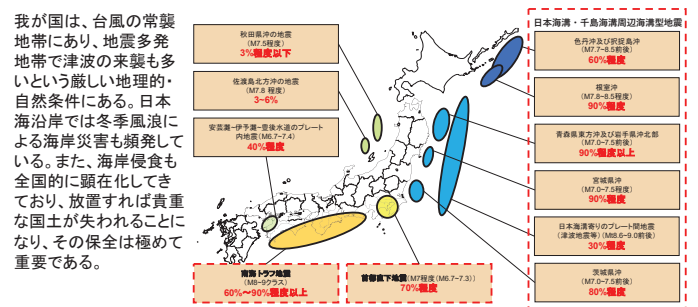
- ・アウトプット指標については、地元調整や関係者調整、物価上昇等による事業進捗の影響を受けて、指標の値が変化。

②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値は、社会資本整備重点計画等を踏まえて設定。 ・社会資本整備重点計画における中長期的目的の「安全・安心の確保」に向け、短期目標「防災・減災が主流となる社会の実現」の一つとして、「海岸堤防等の整備率」を指標として設定しており、令和元年度の53%から令和7年度までに64%へ引き上げる目標としている。 ・5か年加速化対策では、中長期の目標の整備率100%を令和32年度から令和22年度に10年前倒しすることを目標とし、社会資本整備重点計画における令和7年度の目標を踏まえ、令和7年度までに64%として設定。 ・5か年加速化対策等に関する評価を踏まえ、第一次国土強靱化実施中期計画に位置付けたKPIを追加。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの大きい「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」及びゼロメートル地帯に加え、高潮浸水想定区域や津波災害警戒区域の指定等のソフト対策に取り組んでいる地域を対象に重点的に予算配分することにより、限られた予算の中で最大限の事業効果発揮に努める。
地域条件等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、海岸管理者ごとに地域特性を踏まえた海岸保全基本計画の見直しを行い、計画に基づく海岸堤防等の整備を行う。

<地域条件等>

■我が国の海岸災害の特性 ■災害発生リスク(主な地震の今後30年以内の発生確率)



(出典)地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研課)活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2026年1月1日での算定)を元に作成
URL: https://www.jishin.go.jp/main/choukikyoku/ichiran.pdf

【1-4】流域治水対策(海岸)【農林水産省・国土交通省】(2/2)

③目標達成に向けた工夫

<直面した課題と対応状況>

- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を全国で実施し対応。

<コスト削減や工期短縮の取組例>

①コスト削減の取組事例 (三重県津市津留地区)

- 現場発生材を根固石等に流用することにより、根固め工に係る費用を削減【▲1億円】

②コスト削減の取組事例 (大分県大分市津留地区)

- 津留地区東工区の防護ラインについて、企業調整による見直しを行った結果、天端高の低減等により、コスト削減が可能となった。【▲5億円】

④目標達成状況

達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成済み(見込み)	<input type="checkbox"/> おおよむ達成	<input type="checkbox"/> 達成困難
達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 目標達成状況判断の考え方

- 海岸堤防等の整備については、複数年の工期を経て完成するケースが多いことから、執行予算によるアウトプットが当該年度のKPIの値には反映されず後年度のKPIの値に反映されるため、個別の対策箇所の事業内容に応じて毎年度のKPIの値の増減幅が変わる。
- 安定的な予算の確保の上、コスト削減や工期短縮の取組を推進し、昨今の物価高や人件費の高騰などの課題への対応が出来れば、5か年のKPIの目標達成は可能。

5か年加速化対策の予算執行額(累計) 100%

<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

- 昨今の物価高や人件費の高騰の中で、計画当初に想定した事業量を確保するため、コスト削減や工期短縮、インフラストックの適正化等の取組を推進する必要があった

<加速化・深化の達成状況>

- 津波・高潮対策に必要な海岸堤防等(延長約2,700km)について、令和7年度までの目標値64%に対して、令和6年度(5か年4年目)は62%(KPI達成率:約64%(令和6年度までの5か年加速化対策の予算執行率:約86%))であり、令和7年度までに目標達成の見込み

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
流域治水対策(海岸)	令和32年度	令和22年度	要整備量(毎年度管理者に対して調査)と毎年度の平均的な予算規模より算定

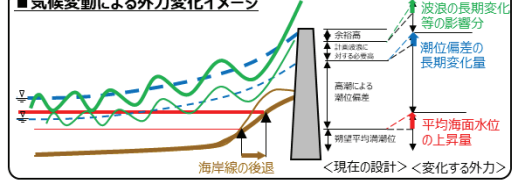
4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

- 気候変動の影響を踏まれば、今後、高潮の発生頻度が増加する可能性がある。
- 近い将来発生が予測される南海トラフ地震等の大規模地震において、それに伴う津波の発生が想定される。
- 設計対象の津波・高潮に対し必要な高さを満たさない施設については、引き続き、集中的に海岸保全施設の嵩上げ等の整備を実施する。
- 気候変動による影響を踏まえて見直した指標を第1次国土強靱化実施中期計画に位置付け引き続き海岸保全施設の嵩上げ等の整備を実施。

<気候変動影響の将来予測>

項目	将来予測
平均海面水位	・上昇する
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
波浪	・波高の平均は下がるが極値は上がる ・波向きが変わる
海岸侵食	・砂浜の6割~8割が消失

■気候変動による外力変化イメージ



【1-5】流域治水対策（農業水利施設の整備）【農林水産省】（1/2）

1. 施策概要

洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進する。

2. 予算の状況（加速化・深化分）

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※2	R7※2	累計	
インプット	予算額(国費)	23,703	12,617	11,931	14,299	20,101	82,651
	執行済額(国費)※1	23,474	12,537	11,877	13,767	1,857	63,513

※1 執行額は推計値 ※2 令和6・7年度については緊急対応枠分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)		
										うち5か年	累計
アウトプット	5か年	【農水】排水機場等の整備により新たに洪水被害等が防止される農地及び周辺地域(約21万ha)の達成率(①)	KPI	%	0(R2)	27	48	76	97	100 (見込み)	100 (R7)
	中長期	【農水】洪水被害等のおそれがあり防災対策(豪雨対策、地震対策、地滑り対策等)を講ずる優先度が高い農地等(50万ha(令和6年度末時点))における対策完了率(②)	補足指標	%	0(R5)	-	-	-	0	8 (見込み)	100 (R18)
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

< KPI・指標の定義 >

- ①(当該年度までに、洪水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積)/(R3~7年度の5年間で、洪水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積=約21万ha) × 100
- ②(当該年度までに、防災対策により洪水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積)/(R7~18年度の12年間で、豪雨対策、地震対策等の防災対策により洪水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積) × 100

< 対策の推進に伴うKPIの変化 >

国や都道府県等の事業により、排水機場等の農業水利施設の整備を実施することで、市街地・集落を含む農村地域の排水対策が行われ、豪雨・台風等による洪水被害の防止が見込まれる面積が増加しKPI・補足指標の進捗が図られる。

< 対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価 >

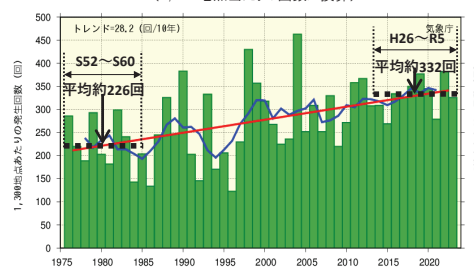
流域開発や、降雨形態及び河川流況の変化、地盤沈下等の自然的・社会的状況の変化による洪水被害等の拡大

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画(令和3年~7年)において、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するための活動指標として位置付けられている「洪水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約21万ha」を、5か年の目標値としても設定。 これまでの進捗状況を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画において、中長期の目標を設定。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性、効率性、有効性等の観点から、更新等整備の緊急性、施設の健全度、重要度の評価を行い、優先性の高い地区を選択している。
地域条件等に対応	<ul style="list-style-type: none"> 激甚化・頻発化する災害に対応するため、特に浸水リスクの低減が必要な地域において事業を実施している。

< 地域条件等 >

- 災害発生リスク 日本全国において短時間強雨が増加傾向にあることを踏まえ、特に浸水リスクの低減が必要な地域において、事業を実施している。
- アメダスで1時間降水量が50mm以上となった年間の回数(1,300地点当たりの回数に換算)



資料：気象庁HP「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」
※棒グラフ(緑)は年ごとの発生回数、折れ線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は期間にわたる長期変化傾向(トレンド)を示す

【1-5】流域治水対策（農業水利施設の整備）【農林水産省】（2/2）

③ 目標達成に向けた工夫

< 直面した課題と対応状況 >

- 昨今の物価高や人件費の高騰、人手不足等に対応するため、新技術等を活用したコスト縮減や工期短縮の取組を実施。

< コスト縮減や工期短縮の取組例 >



① 工期短縮取組事例 (新川流域二期地区)

- ICT施工を採用することで、丁張り設置や誘導員配置などが不要となり施工効率が向上。従来より工期日数が約2割短縮。

3次元設計データの作成

3Dレーザースキャナーによる施工調査

MG/メソフウ河床掘削と高精度GNSSを組み合わせて施工

タブレットデータによる出土管理

従来施工と比較して延べ作業日数が約2割短縮

② 工期短縮・コスト縮減取組事例 (河北潟周辺地区)

- ICT建機の使用により仮設工が不要となり約3か月の工期短縮。
- 仮設費用4,800万円を縮減。

幹線排水路内の施工方法の比較検討

仮設切工

ICT

バックホウ(アタッチメント装着機)による切土法面整形

車載モニターで水中の施工面を確認

仮設切工と比較して施工費用が96%安価

④ 目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

< 目標達成見直し判断の考え方 >

- 予算の執行に応じて、毎年度、排水機場等の農業水利施設の整備が進んでおり、それに伴って着実にKPI達成率が進捗し、目標を達成(見込み)

KPI達成率

5か年加速化対策の予算執行額(累計) 100%

100%

1

2

3

4

5

【KPI】排水機場等の整備により新たに洪水被害等が防止される農地及び周辺地域(約21万ha)の達成率

< 5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題 >

物価高や人件費の高騰、人手不足等の中においても、計画当初に想定した事業量が実施可能となるよう、新技術等を活用したコスト縮減や工期短縮の取組を継続した。

< 加速化・深化の達成状況 >

本対策により完了時期を2年前倒し

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
排水機場等の整備	令和9年度	令和7年度	土地改良長期計画に位置付けられた事業量と毎年度の平均的な予算規模より算定

4. 今後の課題 < 今後の目標設定や対策継続の考え方等 >

- 近年、時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加しており、気候変動の影響による水害の更なる頻発化・激甚化が懸念されている。
- 農村地域の都市化及び混住化の進行並びに農業体系の変化等により、洪水時の流出形態が急速に変わりつつある。
- 農業用の排水施設の機能が低下することで災害のおそれが生じている地域において、その機能を回復して災害の未然防止又は軽減を図ることが必要である。
- 事業量と過年度の予算規模を踏まえて見直した指標を第1次国土強靱化実施中期計画に位置付け、引き続き、洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進する。

【1-6】流域治水対策(水田の貯留機能向上)【農林水産省】(1/2)

1. 施策概要

水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※2	R7※2	累計
インプット						
予算額(国費)	25,947	13,168	14,812	13,925	25,235	93,087
執行済額(国費)※1	25,492	13,079	14,803	13,017	615	67,007

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

※1 執行額は推計値 ※2 令和6・7年度については緊急対応枠分を含む

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)		
										うち5か年	
アウトプット	5か年	【農水】豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田(令和2年度取組面積の約3倍)のうち、田んぼダムの取組面積の達成率(①)	KPI	%	40 (R2)	56	74	87	99	100 (見込み)	100 (R7)
	中長期	【農水】流域治水プロジェクトに位置付けられた田んぼダム(50万ha(令和6年度末時点))における取組完了率(地域の共同活動による防災・減災の取組を含む)(②)	補足指標	%	17 (R5)	-	-	17	調査中	100 (R35)	-
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

< KPI・指標の定義 >

- (田んぼダムの取組面積) / (豪雨時に雨水貯留機能を発揮し、人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田の面積) × 100
- (田んぼダムの取組面積) / (流域治水プロジェクトの流域において田んぼダムに取り組むこととしている水田面積 (R6時点)) × 100

< 対策の推進に伴うKPIの変化 >

国や都道府県等の事業により対策着手の達成率が56%から87%に増大し、KPIが進捗。

< 対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価 >

対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素はない。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

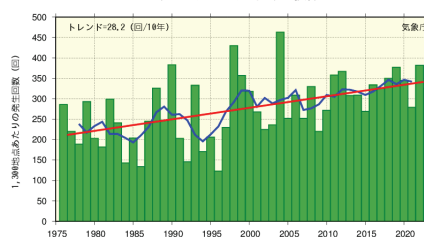
対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画(令和3年~7年)において、一時的に雨水を貯留することにより、下流域での洪水の防止・軽減に寄与する水田の洪水防止機能を強化するための重要業績指標(KPI)として位置付けられている「田んぼダムに取り組む水田の面積(令和2年度取組面積(約4万ha))約3倍以上」を、5か年の目標値としても設定。 人命・財産の被害を防止・最小化できる地域等の水田とは、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、水田に雨水を一時的に貯留することによって、被害の防止・軽減が期待できる地域の水田面積である。 これまでの進捗状況を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画において、中長期の目標値を設定。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性、効率性、有効性等の観点から、事業費の経済性、農業被害の発生状況等の評価を行い採択を行っている。
地域条件等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため地域条件等を踏まえた緊急性(農業被害の発生状況等)の評価を行い採択を行っている。

< 地域条件等 >

■ 災害発生リスク

日本全国において短時間強雨が増加傾向にあることを踏まえ、特に浸水リスクの低減が必要な地域において、事業を実施している。

○アメダスで1時間降水量が50mm以上となった年間の回数
(1,300地点当たりの回数に換算)



資料: 気象庁HPI「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」
※棒グラフ(緑)は年毎の発生回数、折れ線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は期間にわたる長期変化傾向(トレンド)を示す

【1-6】流域治水対策(水田の貯留機能向上)【農林水産省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

< 直面した課題と対応状況 >

- 「田んぼダム」の普及拡大に向け、国職員が地方公共団体、土地改良区等を対象に「田んぼダム」説明会を実施し、普及推進を図った。

【「田んぼダム」のポイント】
※「田んぼダム」とは、小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口に取り付ける「取組」である。「施設」ではない。
※水田に降った雨を一時的に貯留する取組である。(排水路や河川から水田に水を引き入れるものではない。)
※作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取組である。

< 説明会実施状況 >

令和6年1月1日~12月31日

全国 **28回**(web含む) 延べ**1,400人** に対し説明会を実施

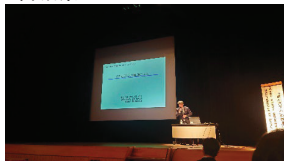
< 北海道 >



< 島根県 >



< 宮城県 >

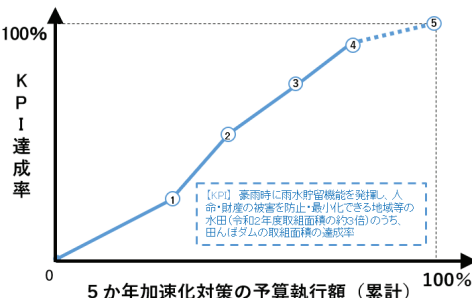


④ 目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

< 目標達成見通し判断の考え方 >

- 予算執行に応じて田んぼダムの取組が推進され、それに伴って着実にKPI達成率が進捗し、目標を達成(見込み)。



< 5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題 >

物価高や人件費の高騰、人手不足等の中においても、計画当初に想定した事業量が実施可能となるよう、新技術等を活用したコスト縮減や工期短縮の取組を実施した。

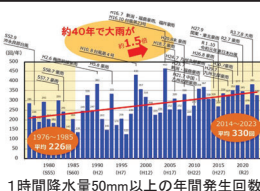
< 加速化・深化の達成状況 >

- 本対策により、完了時期を2年前倒し

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
田んぼダムの取組	令和9年度	令和7年度	土地改良長期計画に位置付けられた事業量と毎年度の平均的な予算規模より算定

4. 今後の課題 < 今後の目標設定や対策継続の考え方等 >

- 気候変動の影響に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となる中、近年、短時間強雨の発生頻度が増加しており、浸水被害の発生件数も増加傾向。
- また、国土交通省のシミュレーションでは、今後気温が2℃上昇すると洪水発生頻度が2倍程度に増加。
- 流域治水対策の一環として、面的に広がる水田(約230万ha)を活用し、低コストで実施可能で、実施地域のほか下流域における浸水被害リスクの低減効果が見込まれる「田んぼダム」の取組は引き続き重要。
- そのため、農地整備事業を通じて、「田んぼダム」実施に必要な堅固な畦畔、貯留した雨水を迅速に排水できる落水口等の整備を継続的に実施。
- 流域治水プロジェクトを踏まえて見直した指標を第1次国土強靱化実施中期計画に位置付け、引き続き「田んぼダム」の取組を推進



【1-7】流域治水対策(国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速)【財務省】(1/2)

1. 施策概要

激甚災害への対応を強化するため、未活用の国有地を活用し遊水地・貯留施設の整備に取り組む。具体的には、浸水被害防止が困難な特定都市河川の流域等で地方公共団体が整備を行う場合に、国有地を減免して貸付できるよう、制度の見直しを検討し、水災害への対応強化に取り組む。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標		R3	R4	R5	R6	R7	累計
インプット	予算額(国費)	-	-	-	-	-	-
	執行済額(国費)	-	-	-	-	-	-

※本対策については加速化・深化分の予算等を措置していない

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度)	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)		
									うち5か年		
アウトプット	①国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備率	補足指標	%	16 (R7)	8	10	10	14	16	100(-)	-
	②遊水地・貯留施設の整備に活用可能な国有地が存在する河川流域において、流域水害対策計画等の治水関連の計画が策定された割合	補足指標	%	-	-	-	-	33	33	100(R14)	-
	③国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備率	KPI	%	16 (R7)	8	10	10	14	16	-	10 (R7)
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<p><KPI・指標の定義> 【KPI・補足指標】 ①中長期目標50箇所に対する遊水地・貯留施設の整備の割合 ②治水関連の計画が策定される見込みがある国有地21件に対する計画策定数の割合</p>
<p><対策の推進に伴うKPIの変化> ・浸水被害防止が困難な特定都市河川の流域等で地方公共団体が雨水貯留浸透施設の整備を行う場合に、国有地を無償で貸付け又は譲与することが可能となるよう、令和3年に特定都市河川浸水被害対策法を改正。整備の促進に向けて財務局が国有地の情報提供を実施。 ・これらの対策により整備件数の増加を図る。</p>
<p><対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価> ・遊水地・貯留施設の整備は、地方公共団体等の整備に向けた検討・調整の進捗等による。そのほか、貯留施設の整備は、特定都市河川の指定状況にもよる。</p>

②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方

目標値の考え方、見直し状況	<p>・「激甚災害への対応を強化するため、未活用の国有地を活用し遊水地・貯留施設の整備に取り組む。具体的には、浸水被害防止が困難な特定都市河川の流域等で地方公共団体が整備を行う場合に、国有地を減免して貸付できるよう、制度の見直しを検討し、水災害への対応強化に取り組む」とされており、この制度改正に加え、河川流域等に所在する国有地の情報を地方公共団体等に提供することによって、国有地を活用して全国で50箇所の遊水地・貯留施設の整備に向けた対応に取り組んできたところ。</p> <p>・他方で、個々の施設整備に当たっては、地方公共団体等の整備に向けた検討状況等の進捗によるため、そうした進捗状況を踏まえ、目標値を設定。</p> <p>・なお、引き続き、全国に所在する国有地において施設整備を進める観点から、中長期的な目標として整理。</p>
予算投入における配慮事項	・なし
地域条件等を踏まえた対応	<p>・河川流域等に所在する国有地の情報を地方公共団体等に対して積極的な情報提供等を行うことにより、対策を推進する。</p>
<地域条件等>上記のとおり	

【1-7】流域治水対策(国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速)【財務省】(2/2)

③目標達成に向けた工夫

<p><直面した課題と対応状況> ・浸水被害防止が困難な特定都市河川の流域等で地方公共団体が整備を行う場合に、国有地を無償で貸付け又は譲与することが可能となるよう、国土交通省において令和3年に特定都市河川浸水被害対策法を改正。 ・河川流域等に所在する国有地の情報について、地方公共団体等に提供。 ・財務局において流域水害対策協議会等への参画を進めるとともに、整備の要望があった地方公共団体等に対しては相談に応じる等、取組を推進。 ・こうした取組により、貯留施設の整備等が進捗。 ・なお、個々の施設整備に当たっては、特定都市河川の指定状況や地方公共団体等の整備に向けた検討状況等の進捗によるため、整備まで一定の時間を要している場合もある。</p>
<p><コスト縮減等の取組例> 該当なし</p>

④目標達成状況

<p>達成状況 <input checked="" type="checkbox"/>達成済み(見込み) <input type="checkbox"/>おおむね達成 <input type="checkbox"/>達成困難</p>
<p><目標達成見直し判断の考え方> ・遊水地・貯留施設の整備加速のために、国有地の無償貸付・譲与を可能とする制度改正を行ったほか、財務局において流域水害対策協議会等への参画を進めるとともに、整備の要望があった地方公共団体等に対しては相談に応じる等、取組を推進したことで、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備率の目標値を達成した。</p>
<p><5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題> ・個々の施設整備に当たっては、特定都市河川の指定状況や地方公共団体等の整備に向けた検討状況等の進捗によるため、整備まで一定の時間を要する場合もあった。</p>
<p><加速化・深化の達成状況> ・全国で50か所の遊水地・貯留施設の整備という中長期の目標に向け引き続き取組を進めていく。</p>

4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

・制度改正や情報提供等の取組を進めているところであるが、個々の施設整備に当たっては、特定都市河川の指定状況や地方公共団体等の整備に向けた検討状況等の進捗にもよるところであり、引き続きこうした進捗状況も確認しつつ、整備促進に向けた取組を進めていく。

[3] 山地災害危険地区等における治山対策【農林水産省】(1/2)

1. 施策概要

山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策、海岸防災林の整備を実施する。
※流域治水の取組等と連携した対策を含む。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

指標		R3	R4	R5	R6※	R7	累計
インプット	予算額(国費)	46,100	30,600	25,600	26,800	29,845	158,945
	執行済額(国費)	41,700	28,774	24,680	25,336	2,218	122,711

※令和6年度については緊急対応枠分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)		
									うち5か年	うち5か年	
アウトプット 5か年	【農水】現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の対策着手率(②)	補足指標	%	65(R2)	69	72	75	78	80(R3)	100(R18)	80(R7)
		KPI	%	65(R2)	69	72	75	78	80(R3)	-	80(R7)
アウトカム 中長期	【農水】現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の対策完了率(②)	補足指標	%	55(R2)	57	59	60	63	調査中	100(R27)	63(R7)
		補足指標	%	96(R5)	-	-	96	97	調査中	100(R10)	-

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

- (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策の実施箇所数) / (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の全体数) × 100
- (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策の着手(完了)箇所数) / (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の全体数) × 100
- 山地災害危険地区のうち、人家等の保全すべき対象の周辺に存する保安林等に指定された地区において、一定の治山対策の実施により、森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の割合

<対策の推進に伴うKPIの変化>

土石流等の山地災害等リスクが高い地域において、治山施設の整備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策が図られ、KPIが進捗し、重要インフラや集落等が山地災害等から保全される。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

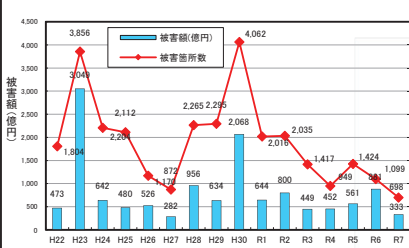
アウトカム指標については、治山対策の推進のほか、既往の施行地における山地災害の発生状況、保全対象となる集落の再編・消失等により、指標の値が変化。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

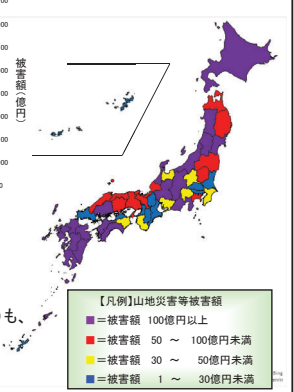
対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の箇所数に対し、近年の予算規模や各年の平均的な実施箇所数等を総合的に勘案し、目標値及び5か年加速化対策期間における対策着手率及び対策完了率を設定。 着手率については、経常予算のみでは令和20年度に達成見込みのところ、5か年加速化対策により重点的に実施することで、令和18年度に達成見込みの想定。 現行の指標に活用している山地災害危険地区について、気候変動に伴う山地災害の発生形態の変化等を踏まえ精度向上を図っており、令和6.7年度に新たな調査要領に基づく危険地区の見直し調査を全国一斉で実施。 第1次国土強靱化実施中期計画では、調査を踏まえたKPIを設定。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 短時間豪雨の増加や地震等により、全国各地で多様な山地災害が発生しており、新たに生じた要対策箇所への対応もしつつ、KPIの進捗向上を図る必要があることから、予算配分に当たっては、山地災害の発生状況等も考慮。
地域条件等	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴う大雨の激化・頻発化により、これまで山地災害が比較的低かった北海道・東北地方などにおいても豪雨災害が発生するなど、全国各地で山地災害が激化かつ同時多発的に発生する傾向であることを踏まえ、引き続き、森林の国土保全機能の更なる高度発揮に資する治山対策を強化・推進。 氾濫した河川の上流域等、流域治水プロジェクトの推進エリアにおいて、土砂・流木の流出を抑制するための治山施設の設置や森林の水源地涵養機能の向上のための保安林整備等を推進。

<地域条件等>

■ 山地災害発生状況(年別・箇所数・被害額)



■ 都道府県別山地災害発生状況(平成30年～令和7年)



我が国の森林は急峻な地形や脆弱な地質条件下にあり、豪雨や地震等により全国で山地災害が発生。山地災害の規模・箇所は年間・地域間で大きなバラつき。3か年緊急対策、5か年加速化対策期間(平成30年以降)も、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島豪雨など、毎年のように激甚な山地災害が発生。

[3] 山地災害危険地区等における治山対策【農林水産省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

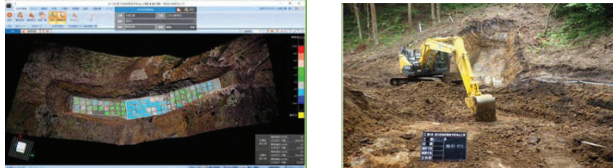
<直面した課題と対応状況>

- 大雨の激化・頻発化により、山地災害1箇所当たりの被害額が増加する傾向にあるなど、治山対策コストの増大が課題。
- 建設事業者の減少・高齢化が進む中、地形等の条件が不利な山間奥地で安全かつ効率的に事業を実施するため、IoT活用工事の導入を推進。

<工期短縮など効率的な施工に向けた取組例>

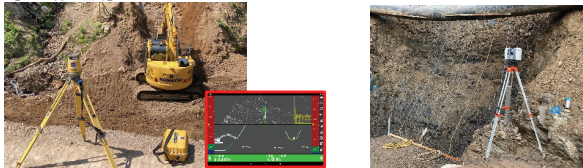
○ 工期短縮の取組事例①(岩手県奥州市西川目地区)

- 地上型レーザースキャナ(TLS)による起工測量や、ヒートマップによる3次元元出来高管理、マシンガイドシステム(MG)バックホウの活用により、現場での接触事故の回避や、効率的かつ精度の高い施工が可能となったほか、下掘設置及び補助作業に係る日数・人員が削減された。【延べ約1週間】



○ 工期短縮の取組事例②(福井県三方上中郡若狭町 河内国育林)

- 地上型レーザースキャナ(TLS)やマシンガイドシステム(MG)バックホウ等の活用により、高所・急傾斜地での作業を回避し、安全を確保しながら起工測量、掘削作業、出来形管理等に係る日数を短縮。【延べ約1週間】



4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

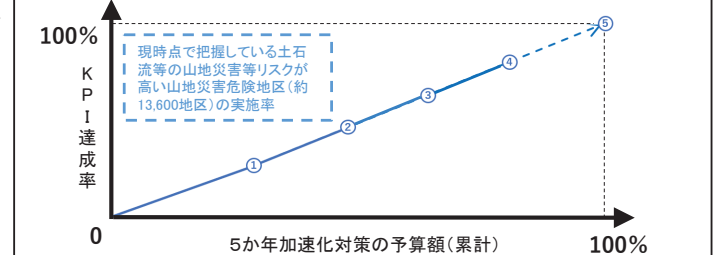
- 気候変動に伴う大雨の激化・頻発化により、全国各地で山地災害が激化かつ同時多発的に発生する傾向。
- また、令和6年能登半島地震・豪雨においては多数の山腹崩壊等が発生。道路の寸断等も発生し、被災状況の把握や初動対応にも影響。
- 豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、引き続き、山地災害危険地区等における治山施設の整備・強化等や、流域治水対策と連携した、森林の防災・保水機能を発揮させる対策を推進する必要。

④ 目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

<目標達成見直し判断の考え方>

- これまでKPI進捗率が順調に推移してきた結果、目標を達成する見込み。



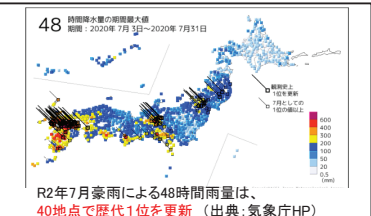
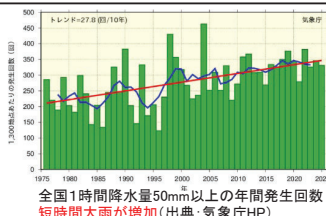
<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

- 短時間豪雨の増加や地震等により、全国各地で多様な山地災害等が発生する中で、要対策箇所への対応を図りつつ、KPI対象箇所への対策を進める必要。
- 建設事業者の全体数の減少が進む中、災害復旧に事業が集中すると、事業体の確保が困難となり、目標とする事業箇所の進捗の遅れが発生。
- 資材費や人件費の高騰により事業費が増加しており、計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減の工夫を継続した。

<加速化・深化の達成状況>

- 加速化対策により、山地災害危険地区のうち、土石流等の災害の危険性、保全対象の重要性から特に緊要度の高い地区における治山対策の完了時期を2年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の治山対策	令和20年度	令和18年度	毎年度の平均的な事業量及び予算規模より算定



【4】山地災害危険地区等における森林整備対策【農林水産省】(1/2)

1. 施策概要

山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる間伐等の森林整備、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行う。
※流域治水の取組等と連携した対策を含む。

2. 予算の状況(加速化・深化化)

指標	R3	R4	R5	R6※	R7	累計
インプット						
予算額(国費)	33,800	18,600	16,400	17,200	19,300	105,300
執行済額(国費)	31,554	17,343	15,344	16,649	411	81,303

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

※令和6年度については緊急対応分を含む

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)			
				R3	R4	R5	R6	R7	うち5か年			
アウトプット	5か年	【農水】土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の対策着手率(③)	補足指標	%	65 (R2)	69	72	75	78	80 (R8)	100 (R18)	80 (R7)
		【農水】防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率(④)	補足指標	%	50 (R2)	59	62	66	68	69 (R8)	100 (R18)	70 (R7)
	中長期	【農水】土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の実施率(①)	KPI	%	65 (R2)	69	72	75	78	80 (R8)	-	80 (R7)
		【農水】防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率(②)	KPI	%	50 (R2)	59	62	66	68	69 (R8)	-	70 (R7)
アウトカム	中長期	【農水】土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の対策完了率(③)	補足指標	%	55 (R2)	57	59	60	63	調査中	100 (R27)	63 (R7)
		【農水】防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化完了率(④)	補足指標	%	50 (R2)	52	55	59	60	調査中	100 (R27)	65 (R7)
		【農水】育成複層林に誘導済みの森林面積のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合(⑤)	補足指標	%	1.5 (R5)	-	-	1.5	1.8	調査中	4.3 (R10)	-

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

< KPIの定義 >

- (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における実施箇所数) / (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の箇所数) × 100
- (災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化の実施路線数) / (災害時に備えた特に重要な林道の路線数) × 100
- (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における森林整備対策の着手(完了)箇所数) / (土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の箇所数) × 100
- (災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化の着手(完了)路線数) / (災害時に備えた特に重要な林道の路線数) × 100
- (育成複層林に誘導済みの森林面積) / (育成複層林に誘導することとされている育成単層林の森林面積) × 100

< 対策の推進に伴うKPIの変化 >

土石流等のリスクが高い地域における森林の防災・保水機能を発揮させる間伐等の森林整備や、特に重要な林道の整備・強化を重点的に実施することにより、KPI・補足指標が進捗。

< 対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価 >

・アウトプット指標については、森林整備対策の推進のほか、林道災害の発生状況等により、指標の値が変化。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方

- 目標値の考え方、見直し状況
- ①は、土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の箇所数や森林整備に要する時間・費用等を総合的に勘案し、対策着手率・対策完了率の5か年加速化期間における目標及び中長期目標を設定。
 - ②は、代替路となる林道など災害に備えた特に重要な林道の数や林道の整備・強化に要する時間・費用等を総合的に勘案し、対策着手率・対策完了率の5か年加速化期間における目標及び中長期目標を設定。
 - ③は、国土保全など森林の有する公益的機能の発揮の観点から、全国森林計画をもとに推計した今後5年間に育成単層林から育成複層林へ誘導すべき面積を着実に誘導できた場合に達成される割合を目標値として設定。
 - ①及び②の着手率の目標については、経常予算のみでは令和20年度に達成見込みのところ、5か年加速化対策により重点的に実施することで令和18年度に前倒しで達成見込みの想定。
 - ・現行の指標に活用している山地災害危険地区について、気候変動に伴う山地災害の発生形態の変化等を踏まえ精度向上を図っており、令和6.7年度に新たな調査要領に基づく危険地区の見直し調査を全国一斉で実施。
 - ・第1次国土強靱化実施中期計画では、調査を踏まえたKPIを設定。

予算投入における配慮事項

- ・土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区等で実施する森林整備や、災害時に代替路になる幹線林道の整備について、優先的に予算を投入。

地域条件等

- ・気候変動に伴う大雨の激化・頻発により、これまで山地災害が比較的低かった北海道・東北地方などにおいても豪雨災害が発生するなど、全国各地で山地災害が激甚化かつ同時多発的に発生する傾向であることを踏まえ、引き続き、山地災害防止等の森林の公益的機能を発揮させるための森林整備やそれに必要な林道整備を推進。
- ・令和6年能登半島地震において、孤立集落が多数発生し、代替路の重要性が改めて確認されたことを踏まえ、引き続き、強靱で災害に強く代替路にもなる林道の整備を推進。

< 地域条件等 >



【4】山地災害危険地区等における森林整備対策【農林水産省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

< 直面した課題と対応状況 >

- 資材費や人件費の高騰による事業費の増加を踏まえ、低コスト施策の推進等のコスト削減の取組を実施。
- 建設事業者の減少・高齢化が進む中、地形等の条件が不利な山間奥地で安全かつ効率的に事業を実施するため、ICT活用工事の導入を推進。

< コスト削減や工期短縮の取組例 >

① 低コスト施策によるコスト削減の取組事例(大分県)

- 森林施策において、伐採から造林の一貫作業の実施や、植栽本数の見直し(3,000本/ha→2,000~2,500本/ha)に低減など、低コスト化の取組を実施。
- 植栽に要する事業費を約3割削減(約103万円/ha→約76万円/ha)するとともに、作業効率を向上(約14人日/ha→約9人日/ha)。



伐採に使用したグラブを
活用した機械地掃



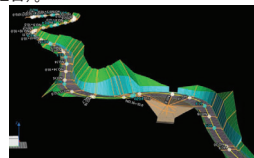
コンテナ苗による造林地

② ICT施工による工期短縮等の取組事例(宮崎県)

- 林道の新設工事において、3次元設計データを活用し、マシンガイダンス(MG)バックホウによる掘削や法面整形などのICT施工を実施。
- 建設機械周辺での作業の低減による現場の安全性向上のほか、従来よりも高精度・高効率な施工が可能となった(従来:10日→ICT施工:2日)。



3DMGバックホウによる掘削状況



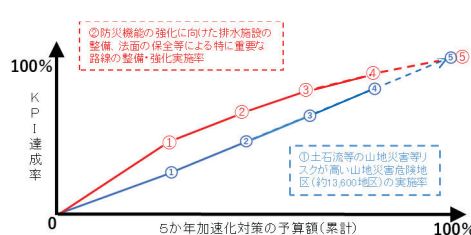
3次元設計データ活用

④ 目標達成状況

達成状況 □ 達成済み(見込み) おおむね達成 □ 達成困難

< 目標達成見通し判断の考え方 >

- これまでKPI進捗率が順調に推移してきた結果、目標をおおむね達成する見込み。



< 5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題 >

- 資材費や人件費の高騰により、事業費が増加。
- 建設事業者の全体数の減少が進み、かつ短時間豪雨の増加等により全国各地で多数の山地災害等が発生している中で、災害復旧に事業が集中することにより、事業体の確保が難航。
- 計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減等の工夫を継続した。

< 加速化・深化の達成状況 > ※計画当初の想定

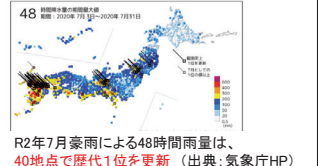
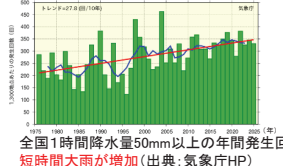
- 加速化対策により、土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における森林整備及び災害時に備えた特に重要な林道の整備の完了時期を2年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の森林整備対策	令和20年度	令和18年度	山地災害危険地区など特に緊急性の高いエリアの箇所数と、毎年度の平均的な事業実施量及び予算規模より算定
排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化	令和20年度	令和18年度	都道府県に聞き取った特に緊急的に対策が必要な路線数と、毎年度の平均的な事業実施量及び予算規模より算定

4. 今後の課題 < 今後の目標設定や対策継続の考え方等 >

- 近年、短時間強雨の増加等により、全国各地で山地災害が激甚化かつ同時多発的に発生する傾向。
- また、令和6年能登半島地震において、道路が甚大な被害を受け、孤立集落が多数発生。

- 豪雨災害等による林道の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、引き続き、間伐や再造林の実施や、強靱で災害に強く代替路にもなる幹線林道の整備を推進していく必要がある。



【5】自然公園の施設等に関する対策【環境省】(1/2)

1. 施策概要

公園利用が自然生態系へ与える影響の軽減及び植生復元による荒廃の未然防止等による、自然生態系の有する防災・減災機能の維持や、老朽化した利用施設等の再整備による災害時の避難経路及び緊急避難場所の確保が課題となっている。人命や国土荒廃の防止の面で課題があるこれらの施設について、登山道の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する自然環境整備等の対策を実施する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※	R7※	累計
インプット						
予算額(国費)	8,152	4,650	4,000	3,983	3,998	24,783
執行済額(国費)	5,926	4,125	3,572	3,118	64	16,806

※令和6年度及び令和7年度については緊急対応枠分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)	
									うち5か年	
アウトプット	5か年	【環境】国立公園、国定公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数(完了率)①	箇所	317 (28.3) (R2)	530 (47.2)	690 (61.5)	854 (76.1)	971 (86.5)	1,102 (98.2)	1,122 (100) (R7)
アウトカム	中長期	【環境】国立公園・国民公園年間利用者数について、R7(コロナ前の利用者数=356百万人)を基準とし、対前年度比101%の利用者数とする②	補足指標	百万人	212 (R2)	212	281	335		428 (R7)

①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

- ①地方公共団体等への聞き取りに基づく(前倒しで実施する)対策の箇所数(完了率)
- ②国立公園・国民公園年間利用者数(自然公園等利用者数調/毎年)

<対策の推進に伴うKPIの変化>

国立公園等において、災害時の避難経路や緊急避難場所を整備することで利用者の安全を確保するとともに、利用環境の向上(外客等受入環境整備)により国立公園等の利用者が増加し、地域経済回復及び国民生活向上に貢献することで、地域のコミュニティが維持され、国土荒廃防止に繋がる。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

- ・災害の発生状況の影響の程度については、現時点で評価困難であるが、地方公共団体等から提供される被災情報の把握に努め、指標への適切な反映について検討。

②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値は、地方公共団体等への聞き取り結果を踏まえて設定。 ・目標値及び関連指標の整理方法については、有識者ヒアリング(R5.11.14)の指摘を踏まえ、アウトプット指標について、対策した「箇所数」ではなく、対策の「完了率」に変更。 ・対策の全体像を把握するため、R3以降に発生した災害等も踏まえ、2040年までに対策が必要となる「自然公園等事業数」を1,726箇所と定めた。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人命や国土荒廃に関わる恐れがある施設及び災害時の避難経路や緊急避難場所となる施設に対して、優先的に予算を投入。
地域条件等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園をはじめとする自然公園は生物多様性の保全の屋台骨としての役割を担っているため、地域に固有の生態系や動植物種、景観などの自然環境を保護しつつ、必要な防災・減災対策を推進していく必要がある。 ・自然公園においては、多雪地域、寒冷地、沿岸地域、火山地域、高地、傾斜地、災害危険地域などが多く含まれることから、地域条件等に応じた対策(火山噴石対策、落石防止網、避難経路整備等)を行う。

<地域条件等>

全国の国立公園配置状況



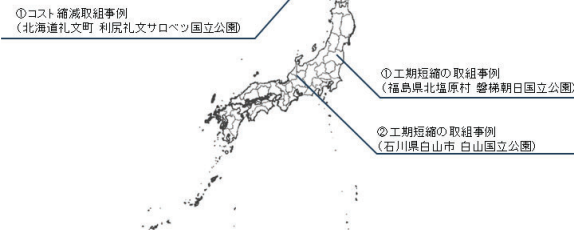
【5】自然公園の施設等に関する対策【環境省】(2/2)

③目標達成に向けた工夫

<直面した課題と対応状況>

- 国立公園等においては、工事を担う事業者及び技術者が不足しており入札不調等が頻発していることから、工事スケジュールの見直し(工期短縮)や余裕工期の設定により事業者を確保。
- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を実施。

<コスト削減や工期短縮の取組例>



①工期短縮の取組事例
(福島県北塩原村 磐梯朝日国立公園)

①コスト削減の取組事例
(北海道礼文町 利尻礼文サロベツ国立公園)

②工期短縮の取組事例
(石川県白山市 白山国立公園)

■ 山岳地の資材運搬に係るヘリコプター運搬費が高騰していることから、人力運搬に変更することで、工事資材の運搬に係る費用を縮減【400万円】

- 木道の基礎構造に、土工事及びコンクリート工事が不要となる鋼管打込み式簡易基礎を採用することで、工期短縮を図った。【2カ月短縮】

4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

- 森林等の荒廃の拡大を防ぐため、自然環境の状態を把握しながら適切な施設整備を進めていく必要がある。
- 近年の自然災害は、気候変動により激化していることから、施設の脱炭素化と合わせた対応が必要。
- 自然公園等事業は、自然条件の厳しい場所で整備されたものが多いことから、適切な頻度での巡視・点検や、簡易補修も含めた、きめ細やかなメンテナンスが必要(破損・劣化の状況によっては、速やかな改修・再整備に移行)。

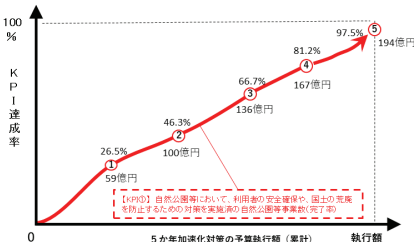
- 地域毎の実情に合った実施体制の構築、デジタル技術やロボット技術の導入。

④目標達成状況

達成状況 □達成済み(見込み) おおむね達成 □達成困難

<目標達成状況判断の考え方>

- 自然公園等の整備等については、複数年の工期を経て完成する機会が多いことから執行額によるアウトプットが当該年度のKPIに反映されず、後年度のKPIに反映されるため、個別の対策箇所の事業内容に応じて毎年度のKPIの増減幅が変わる。
- 全体の達成率は約95%となっており、おおむね達成できたと評価できるもの、かつ、令和8年度以降早期に達成の目途がついているもの。



<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

- 計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減の工夫を継続したうえで、昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえた対応が必要となった。

<加速化・深化の達成状況>

- 本対策により完了時期を5年前倒し

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
自然公園の施設等に関する対策	令和12年頃	令和7年頃	当初10か年で実施予定の事業規模と毎年度の予算規模より算定

【6】港湾における津波対策【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

最新の津波被害想定等を踏まえた、港湾における「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備や、津波避難施設等の設置など、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策により、人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標		R3	R4	R5	R6※	R7※	累計
インプット	予算額(国費)	5,804	5,957	6,678	5,306	2,069	25,814
	執行済額(国費)	5,803	5,957	6,678	5,306	519	24,264

※令和6年度、7年度については緊急対応特分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標		位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)	
アウトプット	5か年	【国文】津波対策を緊急的に行う必要がある港湾(約50港)において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合	KPI	%	26(R2)	30	35	35	37	37(見込み)	50(R7)
	中長期	【国文】全国の港湾(932港)のうち、津波対策(港湾計画等)に基づく第一線防波堤の整備・粘り強い構造への改良、津波避難施設の整備を緊急的に行う必要がある港湾(48港)の整備完了率	KPI	%	35(R5)	-	-	35	37	37(見込み)	100(R27)
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

分母:津波対策を緊急的に行う必要がある港湾
分子:分母のうち、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された港湾

<対策の推進に伴うKPIの変化>

防波堤の粘り強い化や、津波避難タワーの整備、津波避難計画の作成等により津波発生時の被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保されることで、KPI・補足指標が進捗。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

対策の推進のほか、整備中の防波堤が地震や台風で被災すると、指標の値が変化。

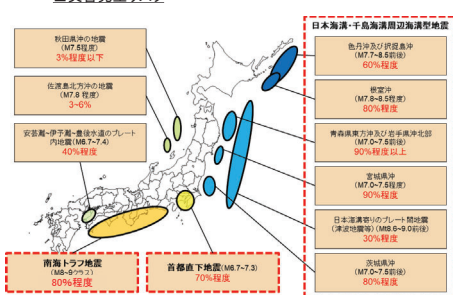
② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 骨太の方針2020において、3か年緊急対策後については、中長期的視点に立った具体的KPI(数値)目標を掲げ計画的に取り組みとされており、港湾における津波対策について、KPIを設定することとなった。 各地方整備局等や港湾管理者において、5か年加速化対策閣議決定当時の港湾計画や継続中の事業から、今後対策が必要な港湾のうち、実施状況や工事の調整状況を踏まえて、5年間で対策が完了すると見込まれた港湾を計上し、「令和7年度までに50%」と設定した。 「第1次国土強靱化実施中期計画」においてKPI・目標の見直しを実施。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備重点計画等に定めた目標の確実な達成を図るため、各事業の必要性・緊急性を総合的に勘案して予算投入を図る。
地域条件等に対応	<ul style="list-style-type: none"> 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊することにより、津波の到達時間が早まり人命が失われる事態や、津波浸水面積が拡大することにより被害が拡大する事態、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止する観点から、過去の災害発生状況を踏まえ、各地域における対策内容を検討。

<地域条件等>

- 右図のような巨大地震の発生に伴う、津波災害の発生リスクが懸念されている。

■ 災害発生リスク



- 地形条件等が異なるため、津波シミュレーション等の結果を踏まえ、堤防の高さに配慮した上で各地域における対策を推進。

(出典)地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局)地震・防災研究課 活断層及び海溝型地震の長期詳細結果一覧(2025年1月1日での算定)を元に作成
URL: <https://www.jishin.go.jp/main/choukikhyoka/ichiran.pdf>

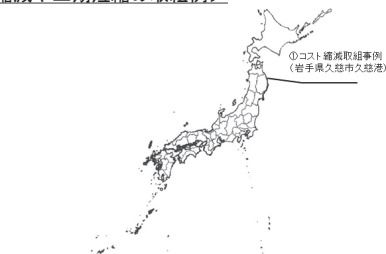
【6】港湾における津波対策【国土交通省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

<直面した課題と対応状況>

- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を全国で実施。
- 一部の実施箇所では、地元調整の難航や災害による被災、現場着手後の条件変更等により当初の想定より遅れが発生しているが、ICT建機を活用した施工効率の向上を図ること等により工期短縮の取組を実施。

<コスト削減や工期短縮の取組例>



① コスト削減取組事例 (岩手県久慈市久慈港)

ケーソンの海上打継場を整備することで、従来使用していたケーソン製作用台船(フローティングドック(FD))の使用日数を削減することができ、FDの運転や拘束等にかかる経費を削減。

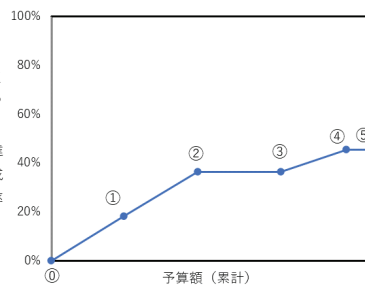


④ 目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

<目標達成状況判断の考え方>

- R7d見込みにおいて、KPI達成率が約50%であるので、達成困難と判断した。



<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

- 「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備等については、複数年の工期を経て完成する機会が多いことから、執行予算によるアウトプットが目標年度までにはKPIの値に反映されなかった。
- また、昨今の物価高や人件費の高騰、事業着手後に判明した当初の想定との違いによる事業費及び工期の増加により遅れが生じた。

<加速化・深化の達成状況>

- 本対策により完了時期を4年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
津波対策を緊急的に行う必要がある港湾におけるハード・ソフトを組み合わせた津波対策	令和32年度	令和28年度	毎年度の平均的な予算規模と今後対策が必要な港湾数より算出。

4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

- 昨今の物価高や人件費の高騰、事業着手後に判明した当初の想定との違いによる事業費及び工期の増加を踏まえ、引き続きコスト削減や工期短縮の工夫を継続する。
- 第1次国土強靱化実施中期計画に対策を位置付けており、設計津波を超える大規模津波発生時に防波堤が倒壊し、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するとともに、津波発生時に堤外地で活動する港湾労働者等全員の安全な避難が可能となるよう、引き続き、対策を推進する。

【7】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策【農林水産省】(1/2)

1. 施策概要

大規模地震・津波による甚大な被害が予測される地域の拠点漁港における防波堤、岸壁等の耐震・耐津波化や、近年激甚化する台風・低気圧対策として防波堤等の耐浪化、越波対策、浸水対策、防風施設の設置による防風対策、被災後の水産業の早期回復のための電源確保対策や避難にも資する人工地盤の整備及びこれらの漁港施設の長寿命化対策を推進する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

インプット	指標	R3	R4	R5	R6※	R7	累計
	予算額(国費)	23,000	23,000	23,000	26,000	25,970	120,970
執行済額(国費)	22,857	22,850	22,739	24,016	1,844	94,308	

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

※令和6年度については緊急対応枠分を含む

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)			
									うち5か年	うち5か年		
5か年	①(農水)水産物の流通拠点となる漁港及び災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合	KPI	%	12(R1)	21	25	33	37	55(見込み)	100(R18)	55(R7)	
		KPI	%	6(R1)	11	12	15	21	30(見込み)	100(R21)	30(R7)	
	アウトプット	補足指標	%	16(R5)	-	-	16	22	25(見込み)	100(R35)	-	
		中長期	補足指標	%	15(R5)	-	-	15	20	23(見込み)	100(R35)	-
			補足指標	%	53(R5)	46	49	53	58	60(見込み)	100(R25)	-
アウトカム	中長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<5か年のKPI・指標の定義>

指標①：(流通拠点漁港、生産拠点漁港、防災拠点漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の数) / (流通拠点漁港、生産拠点漁港、防災拠点漁港の数) × 100
 指標②：(離島航路を有する漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の数) / (離島航路を有する漁港の数) × 100

指標③：(流通拠点漁港、生産拠点漁港、防災拠点漁港のうち、地震・津波・波浪に対する主要施設の安全性が確保された漁港の数) / (流通拠点漁港、生産拠点漁港、防災拠点漁港の数) × 100
 指標④：(定期航路離島航路を有する漁港のうち、地震・津波・波浪に対する主要施設の安全性が確保された漁港の数) / (定期航路離島航路を有する漁港の数) × 100
 指標⑤：(老朽化が進行した施設の全ての長寿命化対策が完了した漁港の数) / (地盤において中核となる漁港等の数) × 100

<対策の推進に伴うKPIの変化>

流通拠点漁港、生産拠点漁港、防災拠点漁港及び離島航路を有する漁港等における主要施設の耐震・耐津波等の対策を推進することで、KPIの進捗が図られる。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

気候変動の影響を考慮した設計基準の改定に伴う、設計条件の変化が考えられる。

②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方

目標値の考え方、見直し状況

- 指標①については、主要岸壁及び主要防波堤の耐震・耐津波性能が確保された漁港の割合であり、2025年度までに55%に達成させるものとして設定。(目標値の考え方としては、対策が必要な施設に対して、毎年、通常予算のほか、国土強靭化対策の予算措置が継続的になされることで対策が完了する漁港の割合が、55%(令和7年度)であることから設定している。)
- 指標②については、離島航路を有する漁港における主要施設の安全性が確保された漁港の割合であり、2025年度までに30%に達成させるものとして設定。(目標値の考え方としては、対策が必要な施設に対して、毎年、通常予算のほか、国土強靭化対策の予算措置が継続的になされることで対策が完了する漁港の割合が、30%(令和7年度)であることから設定している。)

国土強靭化実施中期計画に向けて、5か年加速化対策のフォローアップを行った際、近年の気候変動による台風の大規模化等を踏まえて、地震・津波だけでなく波浪に対しても主要施設の安全性を確保する必要があることや施設の老朽化に対する対策についても重要であることを踏まえることから、これらについても目標に含めることで、『漁業地域の安全・安心の確保』及び『災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化』を図ることとしている。

予算投入における配慮事項

- 甚大な被害が予測される地域の流通拠点漁港、生産拠点漁港、防災拠点漁港及び離島航路を有する漁港等について、必要な対策を推進できるよう、重点的に予算配分を行っている。

地域条件等

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域や、南海トラフ地震防災対策推進地域等に立地する漁港について、重点的に整備を推進している。

<地域条件等>

■ 大規模地震・津波襲来の可能性

大規模地震の発生や津波襲来の危険性を考慮し、重点的に整備を推進している。



【7】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策【農林水産省】(2/2)

③目標達成に向けた工夫

<直面した課題と対応状況>

- 昨今の物価高や人件費の高騰等を踏まえ、コスト削減の取組を全国で実施し対応。
- 一部の実施箇所では、地元調整の難航や災害による被災、現場着手後の条件変更等により当初の想定より遅れが発生しているが、発注規模の大型化など、施工効率の向上を図ることにより工期短縮の取組を実施。

<コスト削減や工期短縮の取組例>



①コスト削減

北海道追直漁港(室蘭市)
 主要な陸揚岸壁の耐震・耐津波性能強化工事において、ケーソン背後を固化工事一般的な工法より中核となるグラウンドアンカー工法を採用し、コストを178百万円削減した。

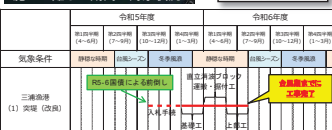
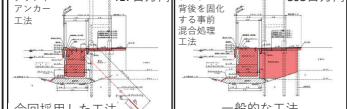
②工期短縮: 工事規模の大型化

東京都三浦漁港(神津島村)
 突堤(改良)の本体工において、2か年国債を活用し、海上工事の施工制約を踏まえて工事の発注規模を大型化。工事を早期着手するとともに工期の短縮を図る取組を行った。

対策工事施工状況



今回採用した工法

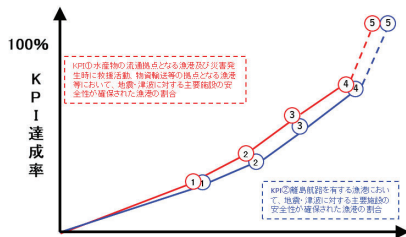


④目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

<目標達成見直し判断の考え方>

■ 防波堤、岸壁の耐震化等の整備については、複数年にわたる事業期間を経て完成する場合がございますことから、執行予算によるアウトプットは当該年度のKPI値には反映されず以後年度のKPIの値に反映される。KPI①の37%(R6)から55%(R7見込み)までの差分18%の地区及び、KPI②の21%(R6)から30%(R7見込み)までの差分9%の地区については、それぞれ事業着手済みであり、それらの地区は令和7年度中に対策が完了する見込みであることから、着手済地区の完了による目標通りの達成を見込んでいる。



5か年加速化対策の予算執行額(累計)

<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>
 ・昨今の物価高や人件費の高騰等が懸念される中、計画当初に想定した事業量を実施可能となるよう、コスト削減や工期短縮の取組を継続する。

<加速化・深化の達成状況>

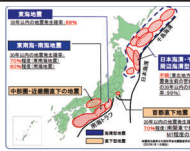
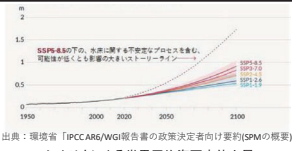
■ 本対策により完了時期を3年前倒し

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
水産物の流通拠点となる漁港及び災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港等における主要施設の安全確保対策	令和21年度	令和18年度	毎年度の平均的な予算規模により当初計画における完了時期を想定し、加速化を加味することで前倒しが可能となる
離島航路を有する漁港における主要施設の安全性確保対策	令和24年度	令和21年度	同上

4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

- ・大規模地震の発生はひっ迫しており、地震・津波対策は喫緊の課題。
- ・近年、低気圧等による大規模な高波の発生が頻発している。
- ・昨今、気候変動の影響により、更なる災害の大規模化、発生頻度の上昇が懸念されるようになる。

- ・『漁業地域の安全・安心の確保』及び『災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化』のため、対策の加速化が必要となっている。
- ・耐浪化対策の必要性を踏まえて見直した指標を第1次国土強靭化実施中期計画に位置付け、引き続き対策を実施する。



【8】地震時等に著しく危険な密集市街地対策【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(以下「危険密集市街地」という。)において、老朽建築物の除却や延焼防止性能を有する建築物への建替、避難路となる道路や避難地となる公園等の整備を促進する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	(百万円)累計
予算額(国費)	500	200	-	-	-	700
執行済額(国費)	484	189	-	-	-	673

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画年度時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度) うち5か年
アウトプット 5か年	【国交】危険密集市街地の面積の解消とあわせて行う、危険密集市街地における地域防災力の向上に資するソフト対策が未実施地区の実施率(3)	KPI	%	46 (R2)	92	92	100	100	100 (R7)
アウトカム 中長期	【国交】危険密集市街地の面積(1)	KPI	ha	2,219 (R2)	1,989	1,875	1,662	1,347	985 (見込み) (R12)
アウトカム 中長期	【国交】著しく危険な密集市街地の面積(全国:5,745ha(平成23年度末時点))の解消率(2)	補足指標	%	0(H23)	65	67	71	77	83 (見込み) (R12)
アウトプット 中長期	【国交・能務】著しく危険な密集市街地の未解消地区(全国:1,662ha(令和5年度末時点))を有する地方公共団体(全国15市区町)のうち、感震プルーガーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合(4)	補足指標	%	0 (R6)	-	-	-	0	調査中 (R12)

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI:指標の定義>

- 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が難しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地
- 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積/平成23年度末における地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(5,890ha)
- 地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数/令和2年度末の危険密集市街地の地区数(111地区)
- 著しく危険な密集市街地の未解消地区(全国:1,662ha(令和5年度末時点))を有する地方公共団体(全国15市区町)のうち、感震プルーガーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合/著しく危険な密集市街地の未解消地区(全国:1,662ha(令和5年度末時点))を有する地方公共団体(全国15市区町)

<対策の推進に伴うKPIの変化>

密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組に加え、密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防水栓、防災避難倉庫等)、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等のソフト対策によって、危険密集市街地の整備改善が実施される。

<対策以外にKPI:指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

- 住宅所有者の高齢化、権利関係の複雑さ、敷地が狭小でセッティングが困難であり、建替えが進まないために加えて、歴史的な本道の街並みを保全する必要性などにより、KPIの変化に影響を与える。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、密集市街地のうち、「延焼危険性」、「避難困難性」を考慮しつつ、個々の地域の特性を踏まえて、地方公共団体(市区町村)が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけを行った全国5,890ha(平成23年度末時点)のうち、整備改善が進み、令和2年度末時点で未解消の2,219haが対象。 現在の密集市街地の整備改善に係る計画の多くは、令和12年度までに、危険密集の解消を図る事を目標に設定。 地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率については、令和5年度末時点で目標を達成済。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 老朽建築物の除却や延焼防止性能を有する建築物への建替、避難路となる道路や避難地となる公園等の整備といったハード対策に加え、地域防災力の向上に資するソフト対策に取り組む地方公共団体に対して、重点的に支援。
地域条件等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> 国民の安全・安心の確保のため、早急に危険密集市街地の整備改善を図る必要がある地区について、支援を行った。

<地域条件等>【地震時等に著しく危険な密集市街地(H24年10月公表)】

都府県	市区町村	面積(H23年度末)	面積(R2年度末)	面積(R7年度末)
埼玉県	川口市	54ha	54ha	0ha
千葉県	浦安市	9ha	8ha	5ha
東京都	文京区・台東区・墨田区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・神奈川県・豊島区・北区・荒川区・足立区	1,689ha	247ha	45ha
神奈川県	横浜市、川崎市	895ha*(R90ha)	355ha	251ha
愛知県	名古屋市長安寺、安城市	104ha	0ha	0ha
滋賀県	大津市	10ha	10ha	0ha
京都府	京都市、向日市	362ha	220ha	220ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2,248ha	1,014ha	218ha
兵庫県	神戸市	225ha	190ha	157ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha	0ha	0ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha	5ha	0ha
香川県	丸亀市	3ha	0ha	0ha
愛媛県	宇和島市	4ha	0ha	0ha
高知県	高知市	22ha	18ha	18ha
長崎県	長崎市	262ha	95ha	71ha
大分県	大分市	26ha	0ha	0ha
沖縄県	嘉手納町	2ha	2ha	0ha
合計	41市区町	5,890ha*(5,745ha)	22市区町 2,219ha	12市区町 985ha
		解消率	0%	62%

※H24.10公表後、R2に145ha(横浜市)追加

【8】地震時等に著しく危険な密集市街地対策【国土交通省】(2/2)

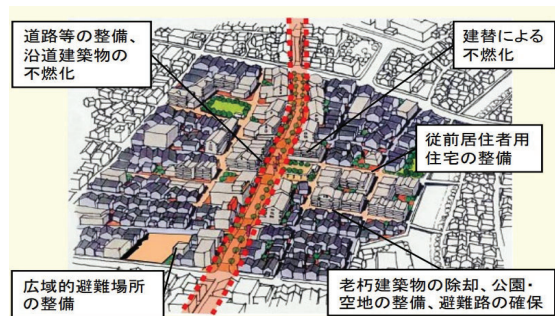
③ 目標達成に向けた工夫

<直面した課題と対応状況>

密集市街地においては、

- 接している前面道路の幅員が十分でなく、かつ狭小な敷地であることから、建替後に十分な建築面積を確保できない
- 建替に必要な道路に接しない敷地が存在する
- 土地所有者・建物所有者・居住者がそれぞれ異なるなど権利関係が複雑している
- 斜面地や歴史的街並み等、地域特性的に除却や建替が通常より困難な敷地が存在する
- 高齢化が進み、建て替えるための意欲に乏しいなどの密集市街地特有の課題がある。

このため、老朽建築物の除却や延焼防止性能を有する建築物への建替、避難路となる道路や避難地となる公園等の整備といったハード対策を支援している。また、事業化に向けた地元住民等の機運を醸成し、ハード面の取組を加速化するため、防災マップの作成などといったソフト対策も支援している。



4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

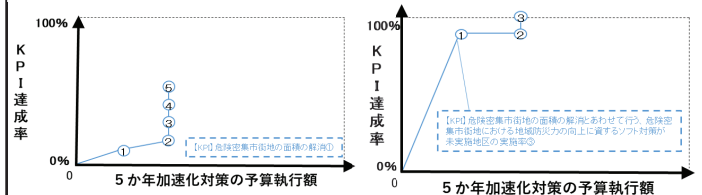
- これまでの計画では、危険密集市街地の残存面積を指標としていたが、危険密集市街地の解消状況を的確に把握するという趣旨から、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)において、危険密集市街地の面積の解消率を指標とすることとした。
- 進捗状況やこれまでの成果をよく検証し、引き続き令和12年度の目標達成を目指す。

④ 目標達成の見通し

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

<目標達成状況判断の考え方>

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和6年度末時点で1,347haと着実に減少している。これまでの制度拡充による支援メニューの充実化を通じて、東京都等において確実に進捗が見られることから、引き続きこれらの支援を推進し、課題等に適切に対応することで、令和12年度までに達成することが可能と考える
- 地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和5年度末時点で100%に達し、目標を達成した。



<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

昨今の物価高や人件費の高騰等への対応。

<加速化・深化の達成状況>

危険密集市街地の面積の解消とあわせて行う、危険密集市街地における地域防災力の向上に資するソフト対策が未実施地区の実施率の目標:100%(令和7年度)について、2年前倒しで令和5年度末に達成。

【9】住宅・建築物の耐震化による地震対策【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

住宅・建築物の耐震改修に対する補助等を引き続き重点的に行うことにより、中長期的に住宅・建築物の耐震化を促進する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標		R3	R4	R5	R6	R7	累計
インプット	予算額(国費)	-	-	-	-	-	-
	執行済額(国費)	-	-	-	-	-	-

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

※本対策については加速化・深化分の予算等を措置していない

指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)	
									うち5か年	耐震性の不足をおおむね解消(R7年)
アウトカム	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率(①)	KPI	%	74(R2.4.1)	71	71	72	整理中	-	-
	耐震診断義務付け対象建築物のうち防災拠点建築物の耐震診断率(令和2年度時点で未診断のものについての診断率)(②)	KPI	%	56(R2)	74	78	80	整理中	-	90(R5)
	耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物等(1,464棟(令和5年度末時点)のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合(③))	補足指標	%	92.9(R5)	-	-	92.9	整理中	-	-
アウトプット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

①KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

<KPI・指標の定義>

- (耐震性を有する耐震診断義務付け対象建築物^{※1}の棟数) / (同建築物の総棟数) × 100
- (令和2年度時点で耐震診断が未実施の要安全確認計画記載建築物^{※2}のうちの防災拠点建築物について耐震診断の結果の報告・公表を行った棟数) / (令和2年度時点で耐震診断が未実施の同建築物の棟数) × 100
- (公表された要緊急安全確認大規模建築物棟数^{※3}のうち耐震性を有する建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数) / (同建築物の総棟数) × 100

※1: 要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物

※2: 地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物や都道府県が指定する防災拠点建築物

※3: 不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

<対策の推進に伴うKPIの変化>

耐震診断に対する支援により耐震性の有無と耐震改修等の必要性の把握を促進し、さらに耐震性が不足する建築物について耐震改修や建替え・除却に対する支援によりその耐震化が促進され、KPIが進捗。

<対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価>

建築物の耐震改修や建替え・除却等は、建物所有者等の意思決定や相応の投資(資金)が必要となることから、耐震性への意思の変化や経済状況等により影響を受け、指標の値が変化。
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率に関して、直近の指標値が計画策定時より減少した理由は、耐震診断義務付け対象建築物のうち要安全確認計画記載建築物について、その指定や公表が進み、耐震性を有する棟数は増加しているものの、指標の分母の対象となる建築物の総棟数の増加数が多いため。

②対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方

目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、社会資本整備重点計画(令和3年5月閣議決定)、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等を踏まえて設定。 建築物のうち、耐震性の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化し、令和7年までに耐震性が不足する建築物のおおむね解消を目標値として設定。 ※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)等 対象建築物が地方公共団体の指定によって左右されない全国一律の要緊急安全確認大規模建築物に関する指標を設定。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 建築物耐震対策緊急促進事業等により、特に耐震性の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に対し、重点的かつ緊急的な支援を実施。
地域条件等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の不足する建築物について、耐震改修や建替え・除却も含めた支援を実施。

<地域条件等>

耐震診断義務付け対象建築物のうち、要安全確認計画記載建築物は、地方公共団体における耐震改修促進計画等において指定。

【9】住宅・建築物の耐震化による地震対策【国土交通省】(2/2)

③目標達成に向けた工夫

<直直した課題と対応状況>

- 令和5年度税制改正において耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る固定資産税の減額措置を3年間(令和7年度末まで)延長した。また、建築物耐震対策緊急促進事業についても、令和6年度予算案に事業期間の2年間(令和7年度末まで)延長を盛り込んだ。
- 令和6年能登半島地震における住宅・建築物の倒壊等の被害を踏まえ、令和6年度補正予算において、耐震改修に係る補助限度額を引き上げた。
- 令和7年度予算において、要安全確認計画記載建築物及び沿道建築物のうち要件を満たすものについて「耐震化のために必要な合意形成」を補助対象に追加した。

④目標達成状況

達成状況 達成状況(見込み) おおむね達成 達成困難

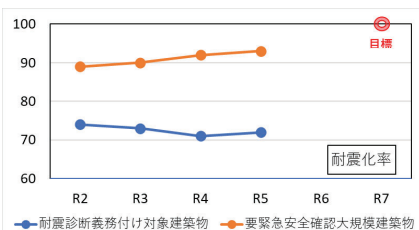
<目標達成見直し判断の考え方>

■耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

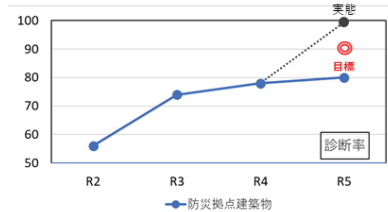
直近(令和5年度)の指標値が計画策定時(令和2年度)より減少(74%→72%)しており、令和7年の目標(おおむね解消)の達成は困難であると考えられる。

直近の指標値が計画策定時より減少した理由は、耐震診断義務付け対象建築物のうち要安全確認計画記載建築物について、その指定や公表が進み、耐震性を有する棟数の増加(1,834棟→2,947棟)と比べて、指標の分母の対象となる建築物の総棟数の増加(4,613棟→7,352棟)が多いためである。

しかしながら、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については、その耐震化率が計画策定時(令和2年度)より上昇(89%→93%)しており、解消に向かいつつある。



- 耐震診断の診断率(令和2年度時点で未診断の防災拠点についての診断率)直近(令和6年度)の指標値は80%であるが、耐震診断結果が未公表のものを含む耐震診断が完了している割合は99.5%(令和6年度時点)であり、実態上は目標を達成している。



<5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題>

- 昨今の物価高や人件費の高騰等への対応

<加速化・深化の達成状況>

- 防災拠点建築物等について、耐震診断が加速化されることで、耐震改修又は代替施設の確保により大規模地震発生時の防災力向上に資するとともに、耐震化率の目標達成をより確実にする。

4. 今後の課題 <今後の目標設定や対策継続の考え方等>

- 現状を適切に評価するための指標の見直しを行ない、実施中期計画に位置づける。
 - ・耐震診断義務付け対象建築物について、対象建築物が全国一律である要緊急安全確認大規模建築物と、地方公共団体の方針(指定)によって決まる要安全確認計画記載建築物とに分けて、指標及び目標を設定する。
 - ・経年変化を適切に評価するため、指標の分母を一定時点で固定するほか、耐震性が不十分な建築物の解消に有効な除却や建替えも反映した指標とする。
- 令和8年度予算に、補助率や工事限度額の嵩上げを行なう特例措置の令和12年度末までの延長等を盛り込み、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

<実施中期計画に位置づけられている関連施策>

「住宅・建築物の耐震化」

概要 耐震改修促進法に基づく規制等の措置や、補助・融資・税制による支援を通じ、住宅・建築物の耐震化を促進する。

指標 要緊急安全確認大規模建築物(令和5年度末時点)のうち、大規模地震時に(目標)倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合(R12:耐震性が不十分なものをおおむね解消)

要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)(令和6年4月1日時点)のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合(R12:60%)

【10】災害に強い市街地形成に関する対策【国土交通省】(1/2)

1. 施策概要

災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。

2. 予算の状況(加速化・深化分)

(百万円)

指標	R3	R4	R5	R6※	R7※	累計
インプット						
予算額(国費)	517	5,500	5,600	5,300	5,114	22,031
執行済額(国費)	517	5,470	5,600	5,141	298	17,027

※令和6、7年度については緊急対応枠分を含む

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

アウトプット	指標	位置づけ	単位	現状値(年度) ※計画策定時	R3	R4	R5	R6	R7	目標値(年度)	
					R3	R4	R5	R6	R7	うち5か年	うし5か年
アウトプット	①【国交】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取組む地区(40地区)の対策実施率	補足指標	%	0(R2)	2.5	10	20	50	98	100(R9)	70(R7)
	②【国交】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取組む地区(40地区)の対策実施率	KPI	%	0(R2)	2.5	10	20	50	98	-	70(R7)
アウトプット	③災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域(569市区町村(令和5年度時点))のうち、対策(津波避難タワー等の整備、不燃促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等)が概成した割合	補足指標※	%	9.0(R5)	-	-	9.0	13.0	18.1	100(R25)	45(R12)
アウトカム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

① KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響 ※「5か年加速化対策等の評価」による追加

< KPI・指標の定義 >

- ①、② (対策を実施した地区数) / (面的な市街地整備等を実施し災害の危険性の高い区域を含む地区において、災害リスクの軽減策として都市機能の移転や防災機能強化等を実施することした地区(40地区)) × 100
- ③ (都市機能や居住の移転、防災機能強化等の災害に強い市街地形成に関する対策を実施し、対策が概成した地域数) / (災害に強い市街地の形成に計画的に取組む等、対策を優先的に必要とする地域数(569市区町村)) × 100

< 対策の推進に伴うKPIの変化 >

立地適正化計画に記載された防災指針等、都市の防災に関する計画を踏まえながら、医療・福祉施設等の都市機能の災害ハザードエリアからの移転やピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化、土地区画整理事業による土地のかさ上げ等を実施すること等により、対策の実施地区数が増大し、KPIが増大。

< 対策以外にKPI・指標値の変化に影響を与える要素とその評価 >

各指標については、各自治体の予算状況等により、KPIが変化。

② 対策の優先度等の考え方、地域条件等

対策の優先度等の考え方	
目標値の考え方、見直し状況	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は、5か年加速化対策策定時の想定実施地区数をもとに設定。 第1次国土強靱化実施中期計画においてKPI・指標の見直しを実施。
予算投入における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 被災箇所の復興に関する対策は、迅速な復興と再度災害防止の観点から、優先的に予算を投入。 立地適正化計画に記載された防災指針に則して実施される対策は、優先的に予算を投入。 災害に強いまちづくりのため、地域の防災のために必要な施設を整備している事業は、優先的に予算を投入。
地域条件等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> 人口集中地区における対策は、施設の整備効果が高いため、優先的に対策を実施。 気候変動を背景に激甚化・頻発化する水災害等の地域性に対応するため、洪水浸水想定区域等、災害リスクの高いエリアにおいて、対策を実施。

【10】災害に強い市街地形成に関する対策【国土交通省】(2/2)

③ 目標達成に向けた工夫

< 直面した課題と対応状況 >

整備の意思決定へのハードルを下げるため、事業費の縮減や平準化を促進。

< コスト縮減や工期短縮の取組例 >



コスト縮減取組事例
(千葉県柏市柏北部中央地区)

コスト縮減の取組事例 (千葉県柏市 柏北部中央地区一帯型土地区画整理事業)

- 事業地区内の公共施設や宅地整備に伴い発生した土を地区内に確保した置土ヤードに仮置きし、同地区の別工事に盛土材として有効活用することにより、発生土の処分費、盛土材の購入費を縮減した。



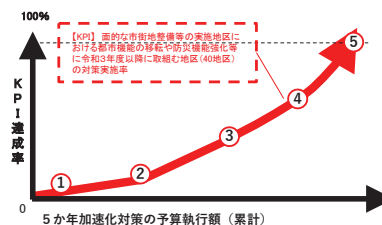
事業地区内の置土ヤード

④ 目標達成状況

達成状況 達成済み(見込み) おおむね達成 達成困難

< 目標達成状況判断の考え方 >

目標値70%に対してR7年度までに98%まで到達し、目標を達成した。



< 5か年加速化対策の目標達成に向けて生じた課題 >

- 該当なし

< 加速化・深化の達成状況 >

- 加速化対策により、KPIの達成時期令和12年度から令和9年度まで3年前倒し。

施策名	当初計画における完了時期	加速化後の完了時期	完了時期の考え方
【国交】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取組む地区(40地区)の対策実施率	令和12年頃	令和9年頃	目標値は、5か年加速化対策策定時の想定実施地区数をもとに設定。

4. 今後の課題 < 今後の目標設定や対策継続の考え方等 >

- これまでの計画では40地区としていた指標の母数を569市区町村に見直すなど、5か年加速化対策中の進捗を踏まえて、第1次国土強靱化実施中期計画において、指標の見直しを実施した。
- 進捗状況やこれまでの成果をよく検証し、令和12年度の目標達成を目指す。